

## 平成23年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号 (6月22日)

開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決.....	8
諮問第2号の上程、説明、質疑、採決.....	9
報告第1号の報告.....	10
報告第2号の報告.....	11
報告第3号の報告.....	12
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	15
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	35
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	37
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	41
散 会.....	42

### 第 2 号 (6月29日)

開 議.....	45
諸般の報告.....	45
一般質問.....	45
中 田 隆 幸 君.....	45
鈴 木 多津枝 君.....	51
太 田 侑 孝 君.....	67
中 野 暉 君.....	82

市川昌美君.....	9 2
小藪侃一郎君.....	1 0 3
原田全修君.....	1 1 7
議案第20号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 1
会議時間の延長.....	1 4 4
日程の追加.....	1 4 8
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 8
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 1
川根本町議会議員派遣の件.....	1 5 5
閉会.....	1 5 6

## 応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷	信	君

### 不応招議員（なし）

## 平成23年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成23年6月22日(水)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 1号 平成22年度川根本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 議案第19号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第20号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第22号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第23号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第24号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議第 2号 川根本町議会の議決すべき事件を定める条例について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

#### 開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。

#### 開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

#### 諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月17日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、報告3件、議案6件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

平成23年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい折にもかかわらず、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

6月20日に政府が発表した6月の経済月例報告によりますと、景気の基調判断について、5月の報告では、このところ弱い動きとなっている、また失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとしておりましたが、6月の報告では、依然として厳しい状況にある中で、このところ上向きの動きが見られると上方修正しております。東日本大震災の影響で寸断された部品の調達供給網、いわゆるサプライチェーンの立て直しが進んで、生産を中心に上向きの動きが出てきたことを反映したものとなっております。個人消費については、百貨店などの販売持ち直しを受けて、引き続き弱さが見られるものの、下げどまりつつあるとし、輸出、生産についても、減少していたが、上向きの動きがあると上方修正しております。

一方雇用については、5月の報告では、依然として厳しいものの、持ち直しの動きが見られる。ただし一部に弱い動きも見られるとしておりましたが、6月は、このところ持ち直しの動きに足踏みが見られ、依然として厳しいと下方に修正しております。

日銀も、6月の景気判断を上方修正しており、全体として景気は上向いていると言えるものの、先行きについては、欧米や先進国の景気減速を下振れリスクとし、海外経済に関する概況判断も下方に修正していることから、今後海外経済がどのように動いていくかが大きな課題となっております。

東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの立て直しによって、生産を中心に日本経済は上向きつつあるということではありますが、既に大地震発生以来3カ月余りが経過しているにもかかわらず、被災地にはいまだ瓦れきが残り、福島第一原発事故による放射線への不安は広がり、仮設住宅はできても生活資金がなく、避難所生活を余儀なくされる人たちがいるなど、復旧・復興への道ははるかに遠い状況となっております。

ようやく復興基本法の成立を見ましたが、阪神・淡路大震災では約1カ月で成立したことを考えると、今回の震災が広範囲にわたり原発事故を伴うなど、未曾有の大災害であり、復興計画を立てるにしても、多くの時間を要するであろうことは理解できますが、それにしても遅いと言わざるを得ません。

このような状況の中で、首相の辞任時期をめぐって国会が混乱するなど、異常な事態が続いております。一日も早い復旧・復興に向けての有効な手だてを講じていただき、日本経済が一日も早い復活に向けて力強く歩み始めることを期待したいところであります。

私たちの川根本町においても、大地震の発生によって宿泊客のキャンセルが相次ぎ、その後、ゴールデンウィークにある程度持ち直し、観光客も少しずつ動き始めたかの感じもありましたが、観光産業は依然として厳しい状況が続いております。また、茶業については、薫科地区の荒茶から暫定規定値を上回る放射性物質、セシウムが検出されるなど、本県茶業界

に大きな打撃と動揺を与えております。また、御前崎市からフランスに輸出された玄米茶からも規制値を大きく超えるセシウムが検出されたとの発表がありましたが、玄米茶ではなく緑茶の誤りであったと訂正されるなど、混乱を来し、さらに風評被害を大きくするのはと茶業関係者の不安を増幅しております。

観光業は交流人口を招き、地域の活性化に大きく寄与するものであり、トータル産業と言われております。観光の背景となるステージは、地域の風景や住民の暮らしのありようでも言うべき地域に根づいた文化であり、それらを形成する基となるのが茶業を中心とした農林業であります。したがって、農林業の振興は、町にとって極めて重要な施策であるはずであり、農林業の振興なくして中山間地域における観光振興はないと言っても過言ではないと思います。茶の需要が伸び悩み、むしろ減退する中では、他の産物の導入も考えながら、農家民宿や農家レストラン、農家カフェなど、お茶の接待文化も生かした新しいグリーンツーリズムを取り入れるなど、現状の落ち込みから早急に抜けるための誘客キャンペーンなどを実施すると同時に、中長期的な視点に立った振興策を講じていかなければなりません。かつてない厳しい状況の中で容易な問題ではありませんが、業界のみならず、地域、議会、行政が一体となって今の危機的状況から夢のある方向へ持っていかなければなりません。

6月18日には千年の学校が開かれ、塾生の皆様と話し合いの機会を得ました。私は、地域資源を生かした地域振興、特に広域的な連携による観光振興策を中心にお話をさせていただきましたが、塾生の中にも、ここ数年から20年ぐらいの間に本町に移り住まれた方、あるいは本町に空き家を求め、都市と田舎の二重生活を楽しんでおられる方がいらっしゃる、ほかにも同様の方がかなりいらっしゃることを知りました。このような方々からお話を伺うことによって、新たな転入者や交流人口を招くヒントも得られるのではないかと思います。都市と本町を結ぶブリッジパーソンとしても大きな役割を担っていただけるのではないかと期待をも申し上げたものでした。

18日の夜には、アジア大会においてカヌー競技で銀メダル、銅メダルを獲得し、ロンドンオリンピックへの出場が期待される大村朱澄選手の選手活動を支援するための後援会が発足しました。大村選手は、現在石川県小松市で強化合宿中ですが、8月には世界カヌースプリント選手権大会に挑むことになっております。ここで8位以内に入賞すれば日本枠を獲得し、オリンピック出場が決まります。もし8位以内の入賞がかなわなかった場合には、10月のアジアカヌースプリント選手権大会に挑戦し、優勝することが求められます。アジアでは中国選手が強敵となりますが、何とか頑張っておオリンピックに出たいと思います。これから各地区の区長さん、体育指導員さんに御協力いただき、募金活動を行うこととなりますが、川根本町からオリンピック選手を誕生させるということは、町にとっても特筆すべき明るい話題であり、後に続く若者にとっての大きな目標ともなりますので、ぜひとも皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

本日御審議いただくのは、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問2件、繰越明許費繰越計



算書についての報告 3 件、条例改正 2 件、町道認定 1 件、補正予算 3 件であります。御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、鈴木多津枝君、11番、高畑雅一君を指名します。

#### 日程第 2 会期決定の件

議長（板谷 信君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月29日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月29日までの 8 日間に決定しました。

#### 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（板谷 信君） 日程第 3、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案 1 ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱される者であります。候補者につきましては人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち澤村泰子氏が平成23年9月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き澤村氏を推薦したくお諮りするものでございます。

澤村泰子氏は、昭和18年9月13日生まれの67歳で、平成14年10月1日から人権擁護委員に就任され、3期9年、確実にその任に当たられ、あわせて平成22年4月1日からは静岡人権擁護委員協議会志太地区委員会役員を務め、平成23年4月1日からは、静岡人権擁護委員協議会志太地区委員会役員の代表として、静岡県中部感染症審査協議会委員として御活躍をいただいております、引き続き委員に推薦したく御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定しました。

#### 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（板谷 信君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになって

おります。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち1名が平成23年9月30日をもって任期が満了となり、退任されることとなりました。今回新たに芹澤通江氏を推薦したくお諮りするものでございます。

芹澤通江氏は、昭和27年1月7日生まれの59歳で、学校給食栄養士として長年にわたり子供たちに食を通じた教育に尽力され、そのため子供たちと接することで子供の人権にも関心を持たれるとともに、その職務を公正に行う十分な資質を備えており、適任と考えておりますので、推薦したく御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員の候補者の推薦について説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定しました。

#### 日程第5 報告第1号 平成22年度川根本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第5、報告第1号、平成22年度川根本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本件について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第1号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきましたきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業等に係る平成22年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、情報通信基盤整備事業は、翌年度繰越額4,300万円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、相談支援活用施設改修事業は、翌年度繰越額1,309万2,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、きめ細かな交付金事業、簡易水道事業特別会計繰出金（浄水場施設修繕事業分）は、翌年度繰越額370万円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、きめ細かな交付金事業、茶業技術センター改修事業は翌年度繰越額982万円、自然休養村管理センター改修事業は489万9,000円です。

第2項林業費、事業名、きめ細かな交付金事業、林道寸又線改良事業は、翌年度繰越額1,320万円、林道蕎麦粒線改良事業は226万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、きめ細かな交付金事業、不動の滝遊歩道改修事業は、翌年度繰越額394万3,000円、登山道整備事業は567万円です。

第8款土木費、第1項土木管理費、事業名、T O K A I - 0 総合支援事業は翌年度繰越額320万円、第2項道路橋りょう費、事業名、町道維持補修事業は、翌年度繰越額2,000万円、第3項河川費、事業名、前城沢維持修繕事業は、翌年度繰越額280万円、第4項住宅費、事業名、きめ細かな交付金事業、町営住宅維持修繕事業は、翌年度繰越額5,145万4,000円です。

第10款教育費、第1項教育総務費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、図書購入事業は翌年度繰越額300万円、第2項小学校費、事業名、きめ細かな交付金事業、小学校施設整備事業は4,476万4,000円、第3項中学校費、事業名、きめ細かな交付金事業、中学校施設整備事業は、翌年度繰越額1,291万4,000円、第4項社会教育費、事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、図書ネットワークシステム改良更新事業は、翌年度繰越額210万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

以上でございます。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第6 報告第2号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計  
予算繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第6、報告第2号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第2号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきました平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、事業名、きめ細かな交付金事業、浄水場施設維持修繕事業は、翌年度繰越額440万円です。

以上、繰越明許費について御報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

日程第7 報告第3号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算  
繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第7、報告第3号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第3号は、平成23年3月定例会において御承認をいただきました平成22年度川根本町温泉事業特別会計予算繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告をするものです。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費、事業名、千頭温泉ポンプ改修工事は、翌年度繰越額2,870万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

日程第8 議案第19号 川根本町税条例の一部を改正する条例につ  
いて

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災された方々、納税者の実態等に照らし

適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として国の地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布され、同日施行されたことにより、この国の税制改正に伴う措置として、川根本町税条例の一部改正を行うものであります。

議案10ページ、新旧対照表1ページからごらんください。

附則の23条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。

平成23年度住民税での適用を可能とする雑損控除を適用して、前年分の総所得金額等から控除する額について、当該年度に控除しきれない損失額の繰越期間を現行の3年から5年に延長するものです。

次に、第24条、東日本大震災に係る住宅借入等特別税額控除の適用期限の特例です。

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により被害を受け、損壊等により居住することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除を適用できることとするというものであります。

以上、川根本町税条例の一部改正、附則に加えるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告は5点やったんですけれども、その後いろいろ調べたり聞いたりして、最初の4点は解明しましたので、最後の1点だけお聞きいたします。

条例の一番最後のところに、議案12ページですけれども、附則で、「この条例は公布の日から施行し、改正後の川根本町税条例の規定は平成23年4月27日から適用する」と書いてあるんですけれども、その後、「ただし、附則に2条を加える改正規定は平成24年1月1日から施行する」というふうに書かれています。これは、税務課の担当の職員ともちょっと話をしたんですけれども、何かわかったようなわからないような感じで終わりましたので、再度質問するわけですけれども、この4月27日から適用するとしながら、なぜ2条を加える改正規定ということで、結局今度の条例改正は2条を加える改正なわけですから、附則に2条を加える改正ですから、これを前段では4月27日から施行し適用するといいいながら、後段では平成24年1月1日から施行するというふうに両方ともなっているということに非常に理解しがたいものを感じるんですけれども、説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） ただいまの質問につきましては、地方税法の改正条文に合わせた形をとっています。「4月27日から適用」は地方税法の施行日に合わせたものです。雑損控除の関係ですが、23条が該当します。「平成24年1月1日から施行する」は、24条が該当します。住民税の賦課期日を指すもので、住宅ローン控除の関係になります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 多分私もそうだろうとは思いますが、この書き方では「附則に2条を加える改正規定は」ということで、23条も24条も後段の平成24年1月1日から施行するに当たるのではないかとしか読み取れないんですけれども、この点についてどうですか。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） 23条ですけれども、雑損控除適用ですけれども、前年の22年の所得、23年課税分に適用できるように今回の改正はなっていますので、控除しきれない損失額の繰り越し期間を現行の3年から5年ということでの改正になっています。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） それでですね、説明もわかるんですよ。だけれども、こういう書き方が附則に2条を加える改正ということだから、23条も24条も、この改正規定は24年、来年ですよ、1月1日から施行するというふうに書かれているんですよ。今年度は施行しないよというふうにとれるんですけれども、ここの解釈がとても理解できないということで、再度お尋ねしているんです。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（渡邊 清君） 附則の「24条に係る部分に限る」は平成24年1月1日から施行するということをお願いしたいと。

10番（鈴木多津枝君） だから2条ともっていう。

税務課長（渡邊 清君） すみません、12ページの下から2行目の「ただし、附則に2条を加える」、括弧書きの「附則第24条に係る部分に限る」という意味でございます。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） この条文は、提案理由にもありましたように、国の税法改正に合わせて、また地方税法改正、これに合わせて同日、この川根本町の税条例も同じく改正をするというのがまず最初の施行部分です。ただ、適用に当たっては、例えば雑損控除の繰り越しであれ、住宅取得控除の控除であれ、今年度の該当はなく、来年度からの該当ということになりますので、賦課期日であります24年1月1日をもって適用というんですか、当たるというもので明記するものであります。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第20号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案13、14ページ、新旧対照表5ページをごらんください。

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第44号)の公布、施行に伴い、第2条第2項中、国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を「47万円」から「51万円」に、同条第3項中、後期高齢者医療支援金等課税額に係る課税限度額を「12万円」から「14万円」に、同条第4項中、介護納付金課税額に係る課税限度額を「10万円」から「12万円」にそれぞれ改めるものであります。

6ページをごらんください。

第3条第1項中、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の算定率を「100分の3.01」から「100分の3.52」に改めるものであります。

第4条中、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の算定率を「100分の20.10」から「100分の20.50」に改めるものであります。

第5条中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「1万4,100円」から「1万4,300円」に改めるものであります。

第7条中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額の算定率を「100分の10.50」から「100分の9.78」に改めるものであります。



第7条の2中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「5,100円」から「4,800円」に改めるものであります。

7ページをごらんください。

第7条の3中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯割平等割額のうち、特定世帯以外の世帯の額を「6,780円」から「6,400円」に、特定世帯の額を「3,390円」から「3,200円」にそれぞれ改めるものであります。

第23条各号列記以外の部分中「47万円」から「51万円」に、「12万円」から「14万円」に、「10万円」から「12万円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第1号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「9,870円」から「1万10円」に改めるものであります。

8ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「3,570円」から「3,360円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「4,746円」から「4,480円」に、特定世帯の額を「2,373円」から「2,240円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第2号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「7,050円」から「7,150円」に改めるものであります。

9ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「2,550円」から「2,400円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「3,390円」から「3,200円」に、特定世帯の額を「1,695円」から「1,600円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第3号ア中、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を「2,820円」から「2,860円」に改めるものであります。

10ページをごらんください。

同号ウ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「1,020円」から「960円」に改めるものであります。

同号エ中、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額のうち特定世帯以外の世帯の額を「1,356円」から「1,280円」に、特定世帯の額を「678円」から「640円」にそれぞれ改めるものであります。

以上が一部改正の内容です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 総括的な質疑を行います。

ただいまの提案理由の説明の中で、説明というか、値上げの理由はほとんど説明がされませんでした。どういうことかというと、全部が値上げではないですけれども、総体的に、全体的には700万円ほどの値上げになるよということまで全協で聞いたわけですから、そういうことをしなければならないということに至ったという説明は一切ありませんでしたので、お聞きします。

国保というのは、少ない年金者や、景気や天候に左右されて収入が不安定な商店や農家などの人も、みんな安心して医療が受けられるよということまで国がつくった世界でもすぐれた医療制度、国民皆保険の社会保障制度だということは言うまでもないのですが、今、当町が、先ほども町長の最初のあいさつにもありましたように、本当に大変な状況になっていて、営業も生活も困難になっている、農業も大変だというときに、これまで当町では懸命に据え置きを続けてきたわけですが、税率の。そういうことで、限度額については介護で1万円上げたという経過もあるんですけれども、とにかく税率を据え置いて負担を増やさないよということまで懸命な努力をしてきたわけで、今回、今年も当然それが行われる条件、当然あるという状況の中でこのような値上げをするというふう考えた理由、そのことについて、まず最初にお聞きいたします。

それから、基金が1億7,000万円余あって、それを取り崩して今回さらに値上げも少しはしなければならないという案が出されているんですけれども、全協で聞きましたら、医療費の伸び率をかなり高い見積もりをしていたんじゃないかと、これは委員会でもまた審査をしなければならないと思うんですけれども、こういうやり方というのは、お医者さんに住民がたくさんかかっているから、医療費が増えているから値上げは当然だよと、国保税率の方の値上げも当然だというふうなことで、また今回所得が多い人から多くもらう方法をとっているというような説明もあったわけですから、もし医療費の伸びが本年度予測より低かったという場合に、または調整交付金などもわずかしか計上していませんので、その収入が増えて、全体的に国保会計に余裕が出た、余ったという場合には、これを基金に積み込む考えなのかどうか確認をいたします。

それから3点目は、据え置きにして税は上げるなということも3月議会でも、予算審査でも一般質問でもやったわけですから、足りない分を一般会計から繰り入れて、もし不足が出なければ一般会計に戻せば済むことなんだから、このような大変な時期に値上げを避けようという、そういうやり方で避けようということを検討されたのかどうか。

この3点についてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総括的なものでいいですよ。なので、1点目は値上げをした理由、それから2つ目は余ったら基金に入れるか、3つ目は一般会計からの繰り入れを考えている

か、この3つについて総括的な答弁をお願いします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 今回の改正でありますけれども、まず限度額等の引き上げについては、中間層ですね、こちらの方の負担割合を軽減するということになります。

それから、全体的な考えの中、例えば医療費部分であるのと、例えば後期高齢者の支援部分、総括的な部分のところの中において、今まで例えば据え置いてきた部分等について、これについての調整という意味合いがあるわけでありまして、例えば被保険者が例年少なくなっていると、そういう中において、それでは全体的な医療費の部分をどういうふうに負担をしていただくかという部分の、そういう調整的な意味合いということでもありますので、これは全体的に値上げをするということを前提としたものではございません。

次に、基金に積み込むことがあり得るのかどうかということでもありますけれども、本年度においても3,000万余の基金繰り入れを当然行うという中において、次年度においても基金の取り崩しはやむないではないかというふうに思われます。そういう中においては、これを例えば積み上げるというようなことは、想定には余り考えられないのではないかというふうに思っております。

3点目は……。

議長（板谷 信君） 一般会計からの繰り入れ。

副町長（小坂泰夫君） あ、一般会計からの繰り入れですね。一般会計からの繰り入れについては、現行1億7,000万の基金があるという中で3,000万余の基金繰り出しをしていくという体制の中で、現状の中では一般会計の繰り入れは想定はないというふうに見ております。

以上です。

議長（板谷 信君） いいですね。

ほかに質疑ありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告はしておりませんが、ちょっと今の質問と答弁を聞いておきまして、要するに年齢構成が高目になってこれからいくという段階で、ある程度、とにかく国の指針もあって、その保険料の改正というのはいいですけれども、従来のやり方で、いわゆる準備金あたりでお茶を濁しているような方策では、ちょっとこれからやっていけないんじゃないかと。ということは、なぜかという、滞納金もたくさんありますね。だからそれは何かというと、いわゆる低所得者、あるいは年金生活者が多い中で、特に注目するのは、意外に若い方々の所得が下がっているということを考えますと、少しこの国保の運営自体を根本的に考えていかななくてはならない時期に来ているんじゃないかなという感じがしますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問のところでもありますけれども、国民健康保険制度は法にのっとった制度であるということで、この運営に当たっては法に準拠した形でやって

いかなければならないわけでありませけれども、御指摘の中にありましたように、例えば滞納部分が多いとか、そういう部分については、やはり行政側ももっと努力をして、そういうものの不公平感がないようにやっていきたいというふうに思います。全体的なところも同じ考えでありまして、これは被保険者の中で、例えば経年の中でもそうでありますし、その年度の中でもそうでありますけれども、こういう各負担の中で、国保は皆さんが支える保険制度という中において、不公平感が生じないように、そういう中で検討、努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第10 議案第21号 町道路線の認定について

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第21号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第21号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページをごらんください。

この道路は、一部供用をしております国道362号上長尾バイパスの新中津川橋左岸側付近を起点とし、役場や小中学校、保育園等の公共施設を通過し、大井川鉄道田野口駅とを結ぶ路線で、大井川の堤防管理道路、既設の町道9路線、国道362号、県道川根寸又峡線のそれぞれ一部の区間をつないで一つの町道路線とするものです。

今回、町道高郷田野口停車場線として認定をお願いするのは、この路線を幹線町道として認定し、国道362号線上長尾バイパスの一部として整備していきたいという目的がございます。整備予定区間は、中津川から長尾川までの大井川の堤防管理道路の区間を主とする延長430mで、社会資本整備総合交付金事業を活用し、県の過疎代行事業により整備を進めていく計画であります。

この事業を円滑に進めていきたく、道路法第8条第2項の規定により、町道路線として認

定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 全協などでは、かなり町の負担状況とか、過疎代行の事業はどういうものだとか説明があったんですけども、通告をした目的や事業実施内容、今後の実施内容についてはただいまの町長の提案理由の中にほとんど詳しく入っていましたので省きますが、どのような負担割合、あるいは県の支援でこの事業が行われるのか、そしてまた今後の見通しはどうかという2点についてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず最初に、町の負担ということですが、これは国の社会資本整備総合交付金事業を使いまして、県の過疎代行業業で行うということになりますが、町の負担としましては、測量試験費と舗装工事にかかわる費用になります。その費用のうち交付金が60%、町の実質の負担は40%ということになります。

それから、今後の見通しということですが、町道事業として整備する区間は、先ほどの提案理由にもございましたけれども、新中津川橋から長尾川までの間、430mでございますが、国の交付金事業を活用していく予定でありますが、4月の中旬ですけれども、県の関係部署とのヒアリングも実施をし、交付金の配分額の内示も現在いただいております。今後は県と協議を行いながら早期完成を目指していきたいと、そんなふうを考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 全協でもちょっと言いましたけれども、北部の方でも今までにかなり国道から町道へ降格するという件がたくさんありまして、千頭のスタンドから前山へ抜けるのが、あれが川根寸又峡線になっていたんですけども、あの場合、前の町長さんは突っぱねたんですね。ということは、なぜかという、町道に降格する場合は、国からとか、あれは川根寸又峡線ですから県からの逆に陳情ですわね、それでけ飛ばしたら、向こうで条件つけてきたんですよ。ということは、なぜかという、要するに完全に整備するから町道にしてくれということで。これを見ますと、町の負担がかなりあります。逆にテクニカのところから三盃を回って柳瀬へ出る場合が、あれもそうだったんですけども、あれは国道だったんですけども、あの場合は、また町長がかわりまして、何も言わなかったから、そのまま降格になったという例がございますので、今度もまた崎平・青部間のあのバイパスができますと、今度は小井平から崎平まで、かなりのまた区間が町道に移管するという形で国から出てくると思いますが、そういう点も含めまして、かなりテクニクに物を考えていか

ないと、町の負担がなるだけ軽くなるような方策をとっていただきたいなと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） ただいまの市川議員の御質問ですけれども、今回町道路線として認定をお願いするのは、国道から町道へ降格とかそういうことではございません。上長尾バイパスを早期に進めていくということの一つの手法ということで、こういう形で今回お願いをするということです。今現在、川根本町では国道362号のバイパス工事ということで、富士城と青部バイパスの2カ所で現在事業を実施中でいます。それに加えて新たに上長尾バイパスを新規事業として採択するということは、今の現状等を考えれば大変厳しいものがあります。そういった中で、上長尾バイパスをあのままで休止していくというわけにはいきませんので、国道のバイパス工事以外の方法で何か延伸工事が図れないかということで、県の関係部局とも今まで検討してまいりました。その結果、町道の幹線道路として認定をし、国道上長尾バイパスの一部となるように町道事業として整備をしていきたいということで、今回実施をしたいというものであります。

バイパス工事ということで工事を進めていけば町の負担はありませんけれども、1年でも2年でも早く上長尾バイパスを完成するためには、こういう方法をとってやるのが一番よいという判断で、今回実施をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度川根本町一般会計補正予算  
(第 1 号)

議長(板谷 信君) 日程第11、議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,379万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,879万4,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、東日本大震災を踏まえ、緊急時の非常用食料の整備及び配備、観光客誘客対策や上長尾バイパス事業促進のための町道測量設計業務の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、560万円の増額です。財産管理費は、高郷にあります元中学校寄宿舎等の町有施設が老朽化し危険であるため、解体するための工事費、自治会振興費は、地区における地域自治会振興事業交付金の活用に伴う集会所修繕工事等の増減と健康増進施設である体育館の雨漏り防止工事の追加をお願いするものです。

第2項企画費は、60万1,000円の増額です。これは、情報通信基盤整備事業に係る先進地視察の費用の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第2項児童福祉費は、94万5,000円の増額です。これは、地域子育て創生事業を活用し、三ツ星・桜保育園及び藤川の子育て支援施設にAEDを整備するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、234万6,000円の増額です。これは、町有の診療施設修繕費が不足したための追加、いやしの里診療所医師住宅へのエアコン設置費用の追加と、いやしの里診療所医師招聘に係る広告費分の診療所特別会計への繰出金をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、140万円の増額です。これは、林道八木線改良工事において県補助金を活用し施工するに当たり、事前の登記が必要となったため、登記及び土地購入費等の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、1,431万5,000円の増額です。これは、東日本大震災等により町内観光産業が大打撃を受け、地域経済が停滞しているため、緊急の観光誘客対策として、期間限定で宿泊者への町内商品券類の進呈による誘客促進を実施し、地域経済の活発化を目指すものであり、その経費の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、45万円の増額です。これは、家屋の耐震診断であるTOUKAI-0 専門家診断の要望が多いため、追加をお願いするものです。

第2項道路橋りょう費は、3,200万円の増額です。これは、上長尾バイパス事業促進のために町道高郷田野口停車場線の測量設計費用をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は、1,613万7,000円の増額です。これは、今回の東日本大震災を踏まえ、町内の非常用食料の整備、配備を検討し、一時避難所である各地区集会所等へも配備するための費用の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は、122万6,000円の減額です。これは、各地区において地域自治会振興事業交付金に伴う事業の計画変更による増減です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は、1,822万5,000円の増額です。これは、TOUKAI-0 専門家診断の追加に伴う住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の増額、町道測量設計の実施に係る交通円滑化事業交付金の追加です。

第14款県支出金、第2項県補助金は、628万8,000円の増額です。民生費補助金は、保育所等へのAED整備、土木費補助金はTOUKAI-0 専門家診断の増額、消防費補助金は非常用食料の整備に係るものであります。

第18款第1項繰越金は、5,050万7,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしましたけれども、11点ほどしまして、その後電話などで少しわかるところを聞き取りまして、4点ほど取りやめをさせていただきたいんですけども、通告に従って、取りやめのところはやめるということを申し上げまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、歳入全体的にとえば全体的になんですけども、平成22年度の決算によって繰越金が3億6,621万5,000円というふうに確定したという報告がありました。当初予算で今年度1億円計上していますので、今回5,050万7,000円計上されたということで、それでも残りが2億1,500万円より少し多いくらいの残りがあるということで、余剰財源を確保したわけですけども、今回の計上が、やはり町民の方たちは6月議会に補正予算が出るということで、どういう仕事ができるかなという期待や、どういう住民支援が出されるのかなということで大きな期待を抱いていたと思うんです。補正予算、ただいまの説明でもありましたけれども、住民の暮らし、あるいは町内の営業を何とか支援したいという中身にはなっていますけれども、計上額としては、この余剰額に対して非常に少なかったんじゃないかというふうに思うんですけども、こういうふうに控えたというんですか、事業実施を控えた、予



算計上を控えたという理由は何なのかお伺いします。

そして、その残りの2億1,000万余の繰越財源をどのように今後住民の暮らし、営業、福祉、守るために使っていく考えか、見通しを持っておられるのか伺います。

2点目ですけれども、7ページ、歳出の方に入ります。

7ページの2款1項5目の財産管理費のところの15節工事請負費で316万6,000円が計上されていますけれども、これは旧上長尾の職員住宅の解体とのことですが、現在住まわれていらっしゃる方、以前はいらっしゃったんですけれども、どうなっておられるのか。それから、広さ、面積を、事前にちょっと聞きましたけれども、ここでもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目ですけれども、同じページで2款1項8目の自治会振興費の工事請負費で367万7,000円の減額が、高郷で通告しましたけれども、間違いで、梅高地区集会所の修繕を取りやめるということですが、取りやめる理由についてお聞きいたします。

それから、その下の19節のコミュニティ施設整備事業費補助金、これは旧本の方で町が補助金を出して地域が主体になって整備修繕していくということですが、これに365万7,000円の補助金が計上されていて、小長井が小規模、桑野山、坂京の集会所修繕が大規模というふうな説明があったんですけれども、地元はこのことによってどれくらいの負担をすることになるのかお聞きいたします。

それから、2款2項5目の情報政策費の普通旅費60万1,000円ですが、先進地視察旅費ということで、目的、行く人たちはどうかということで通告したんですけれども、これについて説明をお願いいたします。

それから、次の2点は、8ページ、9ページのところは問題もないようですので、担当の努力もありますし、取りやめます。

それから、次の7款1項3目ですけれども、9ページです。

観光費の観光誘客促進業務委託料1,431万5,000円ですが、落ち込んでいる観光客を1万人誘客する目的で宿泊客に町内商店でのお買い物クーポン券を宿泊施設でお渡しして、大人の人に1,500円、子供に1,000円を出して、誘客と町内の商店の売り上げ増額につなげたいという説明があったわけですが、こういうことをやっている地域、いろいろ、たくさんあるかどうかはわかりませんが、聞いているんですけれども、担当としてはどのようなところをモデルにして、あるいは全然モデルなんか関係なしで考えついたことなのかお聞きいたします。モデルを見ての計画でしたら、そのモデル地域の状況はどうか、調べてあったら教えてください。

それから、この交付する、クーポン券を交付するサービス期間が7月後半から9月末という説明だったんですけれども、この期間というのは年間でも一番行楽客が当町に入ってくる時期で、活性化の効果が、そういう時期にこういうサービスをして期待できるのかということで全協でも疑問を申し上げたんですけれども、こういう計画、1,400万という支出、

事業計画ですので、ぜひ本当に商店の方たち、旅館の方たち、町内に効果の出る事業としなければならぬと思うんです。それで、これを考えるのに観光協会からこのような、いろいろ検討した結果、こういうことをやってほしいよという希望が出されて取り組むことなのかという点をお聞きします。そしてまた、旅館の割引補助には使えないというふうな説明もあったんですけども、旅館の集客力、この実施しようとしている時期は一番お客さんが入る時期なので、その時期をずらして、あるいはこういう補助の要望がなかったのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから次のTOUKAI-0は取りやめます。

次の10ページの8款2項2目の道路新設改良費の測量設計委託料3,200万円ですけども、先ほど町道認定のところの説明があった高郷バイパスが、なかなか国道としての改修は見込めないで、町道の整備ということで社会資本整備の国の補助制度を使って県の過疎代行で行うということですけども、実施区間が1,140mの、実際実施するのは430m分の改良を先ほどは行うということだったんですけども、今回この出されている3,200万円の測量設計委託料は、将来的に実施する区間の1,140mの測量設計委託料ということで、大変これ早まることはうれしい計画なんですけれども、測量舗装の分は40%町の負担が残るということで出された予算で、先ほど市川議員からも、なるべく町の負担がないようなことをというふうに意見もあったわけですけども、大きな工事の中の大きな補助金が県から来るということでは非常にうれしい計画だなと私は思って見ました。

でも、一つ心配になることは、道路が変わることで、路線が変わることで、この町の、旧中川根においては特に一番商店街と言える道路が、つけ替えをすることによって、そこを車が通らなくなってしまう。そうすることによってその地域の商店街が寂れていくんではないかということもかねがね不安の声も聞いております。そのことに対して、高郷地区商店街の方々の振興対策、あるいは要望などの取りまとめなど、どのようにこの間取り組まれてきているのか、また、どのようにやっていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

最後のも取りやめますので、これで質問を終わります。1回目の質問を終わります。

議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。総務課長。

総務課長（柴田光章君） それでは、鈴木議員の質問につきまして、総務課の関係について順次説明させていただきます。

最初ですけども、繰り越しの補助財源の今回の計上額が少なかったというような内容でございますけれども、今回は決算見込みにより繰越金額の範囲内で、財源不足分を繰越金で手当てするような形になっております。今後につきましては、震災の影響もまだ出ておりますけれども、夏以降の補正財源、また後年度に備えた積み立て等を検討してまいります。

2つ目ですけども、財産管理の関係です。教職員住宅の関係でございますけれども、こちらに住んでいらした方は、平成22年9月に転出しまして、賃貸借契約が終了しております。その後、建物内等の片づけ等も実施しておりまして、最終的に整理がつきましたので、解体

工事を行いたいと思っているものでございます。広さ、面積でございますけれども、約300㎡の建物でございます。3棟になっております。

次に、自治会振興費の工事請負費でございますけれども、梅高集会所の関係でございますけれども、当初梅高集会所の方でございますけれども、入り口や玄関、トイレのバリアフリー化を計画しておりました。ただ、集会所の敷地が民地であるということで、この借地問題を解決したいということで、自治区の方では土地取得事業に変更したいということでございます。

それから、次のコミュニティ施設整備の補助金でございますけれども、旧本川根地区の集会所の修繕でございますけれども、小長井地区でございますけれども、厨房床の張り替えや防災カーテンの取り替え等の事業でございます。小規模改修でありまして、2分の1の補助であります。

地元負担がどれくらいになるかというような質問がありましたけれども、現在の世帯数で割りますと、1世帯当たり約1,200円となります。

次に、桑野山でございますけれども、空調設備の新設と防災カーペットの敷設を予定しております。これも小規模改修でございます、2分の1の補助になります。地元負担が現在の世帯数で除しますと、1世帯当たり1万3,500円程度でございます。

坂京地区でございます。こちらは屋根のふきかえを計画してまして、大規模改修となります。地元は3分の1の負担となりまして、現在の世帯数で除しますと、1世帯当たり約4万1,000円となりますけれども、いずれも今回の自治交付金を充当する予定であるというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 企画課ですが、7、8ページにかけましての2款2項5目情報政策費の9節旅費60万1,000円について、その目的、行く人たちはとの御質問ですが、情報通信基盤整備事業の利活用に係る職員の先進地視察の費用の増額補正をお願いするものでございます。昨年度末、情報通信基盤整備につきまして検討委員会を設置させていただきました、協議をしていただきましたが、その中におきまして、利活用部分について十分検討するよう指摘を受けまして、その後町内でも利活用につきまして検討委員会を設置し協議をしております。現在、幾つか提案が出されて検討しておりますが、各分野における先進地事例を確認しまして、さらに具体的な検討をしていきたいと考えまして、計画をしたものでございます。

担当職員は、3名から4名の小グループで6カ所ほど検討しておりますが、延べ20名分を計上するものでありまして、7月から8月にかけて実施をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） それでは、商工観光関係の7款1項3目の御質問でございま

すけれども、今回の商品券を贈呈するという、モデルとしたケースはあるかという御質問ですけれども、まずこれについては、計画段階でモデルにした地区はありません。ただ、その後インターネット等で調べましたところ、北海道の小樽市が6万人に1,000円の観光振興券を贈呈すると。これは市の事業として行うというものはございました。その他にも様々な似たような施策をやっているところもありますけれども、内容が100%行政の補助なのかどうか、それがわからないものですから。これは一つありました。

次に、サービス期間が7月後半から9月末日で活性化の効果が期待できるかという御質問ですけれども、この時期につきましては、静岡県の緊急誘客促進事業が県内宿泊者を対象に6月25日から9月30日まで行われますことから、県の実施期間に合わせて町の事業を行うことでより効果を得られることをねらったものです。また、この実施期間の詳細につきましては、今後観光協会や商工会と協議して、はっきりした期間を決めていきたいと考えております。

最後の質問の旅館の宿泊費に使えるように要望があったかという御質問ですけれども、これについてはなかったということです。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、建設課の関係になりますが、8款2項2目道路新設改良費の関係です。

国道路線つけ替えによる影響を受ける商店街の振興対策、または要望などの取りまとめはどのように取り組まれているのかという御質問でございますが、現時点におきましては、具体的な取り組みや計画等は持っておりませんので、ここで申し上げることはできませんけれども、地元商店街の振興は、地域にとりましても大変重要なことでございますので、これから商店の方や、また商工会等から意見や要望等、こういったものを聞く場をつくっていききたいと考えております。そうした中で、官民協働してお互い知恵を出し合いながら振興策を考えていきたい、また実施をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 7款1項3目の観光費の観光誘客促進事業についてですけれども、期間については今後観光協会と話し合って詳しく決めていくということを言われたんですけども、期間は、例えば7月から9月ではなくて、もっと違うときに移る可能性もあるよということなんでしょうか。それとも7月24日からでしたか9月末までという、その期間を縮める、あるいはその中で土日は使えないとかお盆は使えないとか、そういうことについてを見直すということで、期間のそのいつからいつまでということは変えないということなのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、その同じところですが、当町の観光事業者が求めておられることという

のは、毎年1月から3月の時期が非常に落ち込むわけですが、町に入ってこられるお客さんが、そういうときに、特に今年は大震災の影響で、さらにその後も落ち込んだままになっているということは何とか改善したい、それで町を活性化したいというふうな願いを持っているのではないかと、思うんですけれども、この実施期間、町が示した期間で宣伝など有効にできるのかということが非常に心配なんです。観光業者は、むしろ宣伝の方に力を入れたい、何かそういうことで使えるお金が欲しいというふうに思っておられるのではないのでしょうか。その点について、最初の質問とあわせて答弁をお願いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） まず、期間の詳細ということですが、これはできるだけ早くやっていきたい。ただ、余り早くやり過ぎると、後のそのPRの効果がないということで、7月の下旬はあれなんですけれども、最後をどこにするかというのがありまして、例年並みに戻ったとして6月いっぱいぐらいで予算を使い切るという予定でありますが、もしこれが、ちょっと様子を見まして、かなり落ち込んだままですと、使い切れなくなるわけです。そうしましたら、またそれを後半に持っていくと、今後の状況によって実施期間を伸び縮みというんですか、していきたいと思います。

その次の冬の観光局の落ち込みに対するという対策ですが、これについては今後、8月から11月等の観光客の入り込み状況によって、必要であれば対策を図っていかなくてはならないかなと考えております。

最後の宣伝方法のPRですが、観光新聞というのでアンケート調査をした結果があるんですけれども、現在6割の方がインターネットを見て宿泊先を選んでいるという傾向があるよというような記事が載っておりました。それとまた、震災後、かなり先の予約でなく、割と直前の予約が多くなったよということで、インターネットによる各旅館さん、もちろん町も観光協会も広報していきますけれども、各旅館さんが上手にPRしてくれれば有効に誘客が図れるものと考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪でございます。

鈴木議員の質疑を聞いていて、もうちょっと聞いてみたいなど、そんなふうに思いますので、お願いいたします。

この計画は、既に予約が入っている団体ツアー客、あるいは個人のお客様にも適用されるわけだと思っております、その期間になったらですね。寸又峡に泊まってみたら1人1,500円のクーポンがもらえたと。お客さんはラッキーと思うでしょう。でもこの趣旨が誘客ということをやっておりますので、寸又峡に来てくださいという誘客として活用するならば、もうちょっといろいろなアイデアがあったかと思っております。先ほどの答弁の中に、宿泊したところでは使えないというような説明でした。またそれから、期間はある程度弾力的にというようなお話でございました。そういう中から、観光協会と事前に練り上げた施策であるかを1点、

まずお伺いします。

それから、前の説明では7月25日から始めるということで、あと1カ月後からと理解しておりますが、この間に事前のキャンペーンも時間的に窮屈だと思うんです。先ほどネットから発信するというようなお話もございましたけれども、いかにしても窮屈だなということでもあります。

それから、余ったらといいますか、ゆとりができたならまた後ろの期間に戻すというようなお話も今答弁されましたけれども、例年ですと、資料を持ち出しますと、7月、8月、9月で恐らくこの人数は1万人ですね、消化されてしまうと思うんです。消化されるのが一番いいんですけれども、この期間に。この期間ですと、去年の場合、7月が2,700人、8月が約5,200人、9月が約3,000人ということですので、軽く1万人を突破するという現実があります。それと、県のキャンペーンです。このキャンペーンが6月25日から9月いっぱいということで、大井川鉄道フリーきっぷ半額というキャンペーンがありますけれども、これに合わせた期間にダブってくるんですけれども、この時期にこの同時期に合わせた理由、先ほどもちょっと答弁ありましたけれども、もう1回、この時期に合わせた理由をお伺いしたいなと思います。

例えば県のキャンペーン中、この半額ということでたくさん入ってこられると思うんですけれども、そのときに10月あるいは12月、先ほど申しました来年1月、2月、3月に川根本町に観光に来れば1人2,000円、あるいは3,000円を先着5,000名にプレゼントしますよというキャンペーンのお知らせのチラシ、またはインターネットでの発信をすれば、時間的にもまだまだゆとりがありますから十分できるわけですし、これが例えば寸又峡あるいは接岨峡に来てくださいよという誘客の宣伝の本旨だと思うんですけれども、まず先ほどの2点、観光協会と十分練り上げたか、それからこの県のキャンペーンに時期を合わせた理由をお伺いします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 観光協会の方からは要望等入ってございましたけれども、なかなか例えば観光バスに対する補助金とか、様々、県もやっているわけなんですけれども、ちょっと偏る、全部の町内の宿泊施設が団体客をやっているわけではないということもありました。あと電車で来る方はどうする、車で来る方はどうする等いろいろな意見がありまして、もしやるなら、様々なそういうことをやっていかなければならないかもしれませんが、県が大井川鉄道のクーポン券の半額キャンペーンをやると。あと観光船でもやると。あと風評被害対策もやるというようなことで、今回町がこの商品券ということで決めたものです。

それと6月25日からの県の半額キャンペーンに合わせた理由ということですが、これは、県は県内の宿泊先ならどこでもこの大井川鉄道のクーポン券が半額になると、とかね、半額にもなるんですけれども。そういうことで、川根本町に宿泊客を引っ張ってくるための県とは違った施策ということで今回計画しました。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） これは外からの観光客の誘客ということでございましたが、前の議会で私、町内の敬老者に宿泊のプレゼントをしたらどうかという提案を申し上げておりましたけれども、これにかんがみて検討されてきた経緯があるかどうかお伺いします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 町内の宿泊者ということですので、町民であれば宿泊していただければ当然商品券は進呈させるということですのでけれども。

議長（板谷 信君） 町外、町内区別しないということだね。

いいですか。では、ここまで……。

（「議長」の声あり）

議長（板谷 信君） 総括質疑になるので、さっきやったのではないよ、やる余地がないよ。

9番、市川議員。

9番（市川昌美君） 同じ関連ですけれども、要するにこの運用、いわゆるここにございますね、1,500円、来てくれた人に渡すということですのでけれども、先ほども前の方がおっしゃっていましたがけれども、要するに誘客と、これあげますよというのは事情的に違う。いろいろ意見があると思うんですよ。ということは商工会、観光協会絡んでいますから、なかなかしっくりいっていないですね。ですから僕は昨日ちょっと会いまして、1,400万という、いわゆるこの震災のいろんな影響を何とか克服するためにやることをすべてだめだとは言いませんけれども、運用の場合、スムーズにいくんだったら、いわゆるこういうクーポン券の部類と、いわゆる商工会関連、それと観光客の誘致、宿泊客の誘致と別々に、単純な話ですけれども、運用面で、半分半分にしたらもめることもないだろうと。そうしてやれば、同じことで自分たちがそれを運用して計画書を出して、それである程度効果が出れば、観光課としても当初の目的は達したんじゃないかなという感じもするし、ちょうど今この件で6月25日から9月30日まで半額キャンペーンをやりますけれども、これにちょっと輪をかけてやりたいという思いはわかりますけれども、運用面でもしてできるものなら、お互い受益者半々ぐらいにして運用の面でやって、きちとした経理とか計画をやってもらって、後またごたごたすることもないだもんで、そういう形で運用をやる思いはありますか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 半々ということですのでけれども、今回の震災で宿泊業だけが影響を受けておるのではなくて、やはりこの街道沿いの食堂とか商店も、観光客の減った分は減っているよという声があります。それでこの商品券を町内で使ってもらうことで観光業の誘客を図りながら商店を、観光客の減の影響を少なくしたいということで今回計画したものです。ですから、両方に効果があるものと考えております。

それとまた、運用につきましては、今回の予算で認めていただければ、早急にチラシ等を使って、観光協会がキャンペーン費用を持っておりますので、できるだけ7月の早い段階で県外、関東とか中部とか予定しております、そこへキャンペーンに行行って宣伝したいと思っ

ております。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 言っていることはわかるんです。要するに商店街もあるし、旅館もそれぞれ、野口屋さんからいっぱいこっちもありますから。だからその関係で、その区分を分けた方が運用がすっきりするんじゃないかと。余り役場で計画したものを押しつけても、結局20年、30年、40年やっている、いわゆるベテラン衆の運用の計画というのは、ある程度いいものもあるし、悪いものもありますけれども。そういう意味で、ある程度の計画書を見て、あなたたちがいいとなれば、運用面でそういう形にしたら、700万なら700万の金が商店街にも行くわけでしょう。その方が、要するに使い分けですっきりして、あといろんなものを、行事をやる場合でも、合同でやる場合もありますけれども、この場合はそういう形でやったときに、宿泊客にこういうような形でやるのもいいだろうし、あるいはほかのプランが出てきたらそれをやるのもいいから、要するに、その行事をやるについて、商工会も観光協会も近い団体ですけれども、余りごてごてしないようにすっきりするには、そういう運用方法もいいではないかなということで提案したんですけれども、そういう考え方は全くないですか。

議長（板谷 信君） 答弁ありますか。町長。

町長（佐藤公敏君） 本来、私自身は観光地でバーゲンセールを打つということについては考えものだなというふうに思っております。しかし、このような非常事態には、いずれにしてもお客さんが激減している状態でありますので、県の観光協会、県もそういう方向で今回のキャンペーンを張ったわけでありまして、県下一律のキャンペーンですと、この地域がさらに何といいですか、差別化する部分がないものですからね。本来繁忙期でなくて暇なというか、お客さんが絶える時期を当初考えていたわけですが、その現在が大変お客さんが減っているという状況の中で、少しでも早くお客さんを迎えることによって、今の経営状況をよくしていただきたい、そういう思いから今回のキャンペーンの要望がありましたし、町としてもそれに支援をしたいと。そういうことで、例えばエージェンとか、バスで送ってくれたお客さんにお幾らとか返す、いろんな方法があったわけですが、その中で今回はクーポン券を使おうということにさせていただきました。それは、この地域に泊まってくださるお客様にそのクーポンを差し上げることによって、そのお金がですね、町内にどうやって循環させるか、早い話、そういうことなんです。先ほど課長が申し上げたように、今回のその影響を受けているのは宿泊施設に限らず、飲食店、あるいはお土産店、商店街、いろんな面でその影響を受けておりますので、何とか地域の中にその1,400万円を循環させる、要するに宿泊したお客さんにとってはその分は割引なんです。その割引がキャッシュで戻るんでなくてクーポンで戻る。そのクーポンをさらにこの地域の中に再循環させると、そういうことで考えていただければありがたいというふうに思います。



よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 課長の言うことも町長の言うこともわかるんですけども、要するにその商店街の救済と一緒にやるところにちょっと無理があつて、その辺がやっぱりあつれきの原因になっているかなということで、私も行ってきました。それで商工会の人もいるところで話をしてきましたけれども、そうしたら、そういえばそれの方がすっきりするかもしれないと。ある程度自分たちのプランも取り上げられて、その方がいいじゃないかというような意見もございましたものですからお聞きしたわけなんですけれども。こういうもの、そうじゃなければ、要するにこんなに急な補正でなくて、もう少しじっくり話をし合う期間もあつてもよかったのかなという感じもしますけれども、その辺、本当に私は質疑ですから、要望なんていうことは言うわけにはいかないですけれども、関係をちゃんと、険悪な状況になっているというのは余りよくない。それを、特に観光課がかつかしたらもうだめですからね。だからあなたたちはどちらかという中へ入ってリーダーシップとってやって、やりやすいような方向をとってもらいたいと思いますけれども、その点も含めていかがですか。

議長（板谷 信君） 同じ答弁になって結構です。

町長（佐藤公敏君） 予算が通って、それから商工会ですとかに説明する部分もありますので、その前の段階で、必ずしも十分に紹介も含めて練ってきたかという部分については欠けている部分もあったかと思ひます。それで、市川議員のおっしゃるようなことについては、また今後いろんな企画を練っていく機会もあるかと思ひますけれども、またそういう中でいろいろ意見として考えさせていただきますので、今回はそういうことで何とか御理解をお願いしたいというふうに思ひます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 別件と申しますか、補正の最後のところの9款1項4目の非常食の関係ですけれども、私は気がつくのが遅かったものですから大変申し訳ないんですが、金額はいいとしても、人口8,300人分の6食でアルファ米等ということと集会所配置ということなんですが、その中に、私もうっかりしたんですが、生米が500kg入っているということで、これは生米ですから、非常に賞味期限とか扱いの問題があると思うんですが、これをどういう目的でどういうふうに配置するのかと。それから、保存状態によっては割と早目に劣化するという点もあるものですから、そのローテーションと申しますか、どういうふうに消化していくのか、その辺の考えをちょっと確認したいと思ひます。お願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 白米の備蓄の関係でございます。

地震の被害にもよりますけれども、大震災等における食料の確保は重要な課題でございます。今回5年保管可能なアルファ米に加えて白米も確保するというようなことで、より住民の安全・安心を確保したいという考えでございます。

保管の方法でございますけれども、町内主体の米穀業者等の冷蔵庫による保管を確保し、緊急時に使用するというような目的で考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） すみませんが、課長のその言語不明瞭でよく聞き取れないもので、これからそういう点は注意して明快にお答えいただきたいので、今の答えも、ろくすっぽわからんもんでね、どこへ、大型冷蔵庫へ保存してもらおうということですか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 最後の部分でございますけれども、町内主体の米穀業者の冷蔵庫等に保管をしていただいて、緊急時に使用するというような形をとりたいと考えております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そうしますと、当然どの程度の期間でそれを入れ替えていって、古い方をどのように償却していくかということをお願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 賞味期限でございますけれども、冷蔵保管でどの程度というようなことは確証を得ているわけではございませんけれども、現在の考えの一つとして、ある程度、3カ月サイクルで補充するような形で、大体6カ月ぐらいは保管できるじゃないかというような考えで、今はそういう配備を考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） もう1回いいですよ。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それをどういうふうにするかとうことですよ。1年間もつわけじゃないでしょう。あるいは1年間もっても6カ月もっても……。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） その後の最終的な賞味期限切れてからというわけでもございませぬけれども、切れる前等にある程度町内の施設等に拋出等を考えております。

議長（板谷 信君） 特に許します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） すみません。いやいや、それは町内の施設といっても、それは学校給食という話もあるし、介護センターもあるし、それはまだちょっとやっぱり後で検討するということになるかもしれませんが、やはりお米の賞味期限とか保存期間とかというのは、低温の保存とかいろいろこれはもうスーパーでもどこでも相当気を使った保存をしているわけです。劣化するというのと、それからもし何かあったらということも、安全確認が得られるかどうかというのは、非常に主食としての配慮がないと、後々それをいただいて食べるかということになると、それをどういうふうに理解してもらってつないでいくかという点をあらかじめ理解が得られるようなことを想定して、私はお話を伺いたいと思ったんです。ちょっとその辺は丁寧じゃないなと思いますね。もう一度聞きます。

議長（板谷 信君） 丁寧な説明をお願いします。趣旨はもう十分わかったと思うので。副町長。

副町長（小坂泰夫君） 白米の備蓄ですけれども、今回1,500kgですけれども、これについてはいきなりすべてを、1,500kgを購入ではなくて、先ほど総務課長が言いましたように、3カ月ごとのサイクル、大体50袋ずつを3カ月ごと備蓄をしていくと。その間に賞味期限というんですか、消費期間が来るものですから、おおむね大体3カ月というんですけれども、大体6カ月ぐらいが一つの目安ではないかと。ですから3カ月、3カ月、50袋、50袋というのと大体1,000kg、100袋ぐらいが常時備蓄されていくという状態になるかと思えます。

放出については、今お話がありましたように、学校給食とか、それから例えば配食サービス等、それから老人施設というんですか、3カ所あります自立施設、そういうところの昼食サービスとか、そういうところへ抛出が想定をされておりますけれども、ただ学校給食の場合、強化米等の問題、部分もありますし、その点のところは少し詰めていきたいというふうに思っていますけれども、基本的には、もう一ついえば、保育園も想定もありますし、そういう中で配分を。学校給食の場合、大体年間5,000kgぐらい使うんですけれども、今年年間ベースで使っても2,000kgぐらいということですから、2,000kgすべて学校給食に使うということはありませんので、あっても大体その2分の1ぐらいかなというふうに想定はします。

そのように、いわゆる放出、というか抛出については、そういう各々事情を十分考察しながら出していきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分にしたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第23号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第12、議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,250万3,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、地名簡易水道施設整備工事に係る管理用道路経費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水4ページからごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、300万3,000円の増額です。これは、地名簡易水道施設整備において、施設整備後、管理用道路の開設を予定しておりました。用地交渉において、早期に御理解をいただくことができたため、測量費、土地購入費、伐採費等の追加をお願いし、工事においても活用したいというものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は、300万3,000円の増額です。これは、地名簡易水道施設整備に係る道路開設費用の財源として水道事業基金から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

金額、300万3,000円につきましてということで、これは今の説明でも地名簡水の管理用道路の開設に伴う用地に係る費用ということですが、購入するところは山林ということで、25万円と非常に安いわけですが、それに対して支障木伐採委託料は126万9,000円と、面積がどれくらいかわかりませんが、非常に高くなっていて、これは事前にちょっと伺ったんですけれども、本会議でも明らかにしておいた方がいいのではないかと思って、この購入面積と、それから伐採委託料がこのように高くなる理由について積算根拠をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今回購入を予定してある土地の面積は、1,000㎡でございます。

それから、伐採委託料の積算根拠という御質問でございますけれども、支障木は今回30年生の杉、ヒノキ等で約100本でございます。それからこの委託料の中には、伐採費用に加えて杉、ヒノキの根の部分の処分費も含んでおります。そういったことで、用地購入費に比べて伐採委託料が高くなっているということになります。

それから、土地の購入単価ですが、町の川根本町土木事業施行要綱で定められております基準単価を使っておりますが、1㎡当たり250円でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問ありますか。

ほかに質問ありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） この補正には直接は関係いたしませんけれども、地名の簡水ということですので、関連で発言させていただきたいなと思いますけれども、あそこに農業法人の美味しいたけの事業所がございます。それで、そこにバイトさん含めて18名ぐらい従事して一生懸命やっているわけでございますけれども、あそこに水道を引いてほしいという要望をしたところ、断られたと、そういうようなお話も聞きましたので、この辺を確かめて、美味しいたけは水道を引いてほしいという要望でございますので、検討をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 議案に関係ないですけれども、もし答えられたらお願いします。建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、わかる範囲でお答えをさせていただきますけれども、今の水道加入申し込みされたというのがいつの時期かちょっとわかりませんが、美味しいたけをつくる建設当時、地名の簡易水道加入の相談が確かにあったということです。それで、そのときは地名の簡易水道の給水区域外であるので給水できないということで説明をしてあるということです。そして美味しいたけの関係者というか、施主さん、その方も理解をされたということで聞いています。それで町としては、美味しいたけのある付近に、もと

もと農業用水の水道施設があったということで、それを利用したらどうかということで話をいたしました。それで、そのとき、その農業用水の水道施設はもう水道管も老朽化していて水漏れがあったそうですけれども、町の担当者としては老朽管を更新することや井戸を掘って水源にしたらどうかということで勧めたということで、あそこに水道引けないよということは美味しいたけの方でも、そのときといいますか、承知をしているというふうに聞いています。

わかる範囲では以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） すみません。美味しいたけに聞きますと、沢の水、あるいは井戸水でなくて水道水が欲しいと。ということは、あのしいたけの菌、微妙な菌ですので、塩素消毒のされた水道水の方が発育がいいといいますか、雑菌が繁殖しにくいと、そういう事情で、最近では水道水を供給してほしいという要望でございましたので、検討していただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 検討でいいですよ。当事者がいないだもんで。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 平成23年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第13、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,332万6,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、いやしの里診療所への医師招聘のための広告料の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページからごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、102万6,000円の増額です。医師招聘のため、医師会報及び医師専門紙への求人広告料をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、102万6,000円の増額です。これは、医師招聘のための広告料の財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 補正額102万6,000円の増額ですけれども、現在通告に「こうたい」という漢字を間違えていまして、交代交代の「こうたい」ですので。交代交代でお医者さんをお願いしているいやしの里診療所の医師確保のための広告料ということですが、この広告をやることで医師確保の効果、期待が持てるのかどうか、その見通しと、またこのほかに、これだけでいいとはきっと思っていないと思うんですけれども、取り組んでおられる医師確保対策というんですか、そういうことがありましたら報告をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（栗原 卓君） ただいまの質問の回答ですけれども、効果の期待度ですけれども、今回の広告料につきましては、日本医師新報の方に月2回を6カ月間予定しています。それから、静岡県医師会報の方に5回の掲載を予定しております。両専門誌には、昨年度の12月から2月までにそれぞれ3回掲載した経緯があります。その際の応募数は8件と、掲載した広告への反応はいいかと思えます。したがって、今回も同様に両専門誌の掲載を計画しまして、広く公募をしてみたいと考えております。

また、そのほかに取り組んでいる医師確保対策につきましては、県に医師の紹介をお願い

しておりますが、本町の北部地域が無医地区ではないということから、県で紹介してもらえ  
る自治医大卒の医師の派遣は難しいということと、加えて全国的に医師不足の傾向の中  
ので、現在医師を探す自治体が増えている現状で、なかなか思うように医師を紹介して  
いただけないような環境下にあることも事実であります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 余りいい見通しというふうには思えなかったんですね。なぜなら、  
専門誌に3回、昨年掲載したけれども、8件の応募があったということを経長は大変よい反  
応ではなかったかというふうに言われたんですけども、現実には確保には至っていないわ  
けなんですよね。今回もまた同じようなことが起きないとも限らないわけで、こういうこ  
とをするなどは言いません。もしかしたら本当に効果があるかもしれないし、この地域のため  
に貢献して下さるお医者さんを確保できる可能性がないとは思いませんけれども、これだ  
けではだめじゃないかなと。県の方も、無医地区ではないということで、自治医大からの派  
遣も認めていない、やってくれないということですけども、この地域、町にお医者さんが  
何人もおられて、そういうお医者さんのつてとか、やっぱりもう本当ひざ詰め談判で、だれ  
か来てくれる人を紹介してもらえないかというような、そういう話を、やっぱり個別にやら  
なければいけないでしょうし、そういうのを頼んで、そのときに、いや、じゃ、それでもこ  
ういうところがだめだよ、先生呼べないよとか、そういうことをアドバイスをされたら、ぜ  
ひそういうことは議会にも言って、町の医師確保の体制をよくしていく、そういうことを提  
案をしていただきたいわけです。本当に無医地区ではないとはいいいながらも、やっぱり昔か  
らいらっしゃったお医者さんがいないということは、地域の住民にとっては不安なことで、  
高齢化も進んでいますし、ぜひ本気で確保をお願いしたい。その医師のつてとか要望を聞く  
ということ、どういう条件なら来てくれますかとか、そういう話し合いをしたことがある  
のかどうか、その点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 御質問等、また御意見等、ありがとうございます。

昨年、このいやしの里診療所問題、また退任というんですか、やめられるという中で、  
いろいろな町としても医師新報、それから県の医師会報、これらも広報もいたしましたん  
ですけども、そのほかにも私と前任の生活健康課長等いろいろなお願いもしてまいりました。  
病院でいいますと、県立総合病院の方にもお願いもしましたし、島田市民病院ですね、それ  
から藤枝市立総合病院、このあたりにも、院長も交えお願いもしました。それから、藤枝の  
保健所長、保健所ですね、それから担当の方、県の地域医療課、こういう方々にもお願いを  
し、紹介もしていただいたという経緯もございます。それから、町内の先生方の中、すべて  
ではございませんけれども、大下先生、油谷先生、倉田先生ともお願い、御相談をさせてい  
ただきましたし、現在いやしの里診療所の院長を務めておられます高木先生にもずっと御相



談をさせてきていただいております。

そんな中で、県の医師会の方にもお願いもいたしまして、医師会の副会長の篠原先生にも御相談もさせていただいた。それから、島田の医師会のレシャード先生にも御相談をさせていただきました。榛原医師会の高木平先生とも御相談もさせていただいたと。遠くへ行けば共立湊病院の岡田先生にも御相談もさせていただいたとか、考える手は、あらゆる御相談ということはさせていただいております経緯の中で、残念ながらまだ至っていないということでもあります。

これからいろんな方策というんですか、ありますれば、当然やっていきたいと思っておりますので、医師確保に向けて努力していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 本当にせっぱ詰まったことを一生懸命努力されているというか、話し合い、相談かけられているというのは非常によくわかるわけですが、そういうお願い、話し合いをする中で、じゃ、なぜお医者さんを確保できないのか、何が悪かったのかというか足りないのかというか、現代の医師確保の状況に合っていないものはこういうことがあるよとか、そういうアドバイスのようなものはいただけなかったんでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 当然その先生方、また各機関にお願いするに当たっては、いやしの里の診療所の現況、経緯から現状、そういうものも含めてちゃんとそういう書類、図面等も示した中で御相談もさせていただいて、そういう中で御紹介といいますが、いろいろなお話しもいただいております。ただ、大きなところは、先ほどの生活健康課長の話にありました8件につきましてもそうでありますけれども、立地の条件的、いわゆるほかの診療所と距離が3kmにあるという部分がかなりの部分で影響はするということは事実でございまして、かなり煮詰まった段階まで行った段階もございまして、やはりその点を何ていうんですか、ちょっとその辺の関係のところ最後に詰められなかったという経緯もございまして。

その点は、町の姿勢として、地域医療というこの重要性というものを十分御説明をしてお願ひしていくというところしかないというふうに思っておりますので、今後においてもその点は十分配慮をしながらお願ひをしていきたいと思っております。

10番（鈴木多津枝君） 議長、もう1回。

議長（板谷 信君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。だれでも許すというわけではありません。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 発議第2号 川根本町議会の議決すべき事件を定める条例について

議長(板谷 信君) 日程第14、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についてを議題とします。

本案について高畑雅一君から趣旨説明を求めます。11番、高畑君。

11番(高畑雅一君) それでは、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についての趣旨説明を行います。

この発議は、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件に定めるものであります。内容といたしましては、町の総合計画の基本構想を策定、変更または廃止することと、町の総合計画の基本計画を策定、変更または廃止することを議決事件とするものであります。

なお、この条例は、平成23年7月1日から施行するものです。

以上、御承認のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例については、原案のとおり可決されました。

散 会

議長(板谷 信君) お諮りします。

委員会審査のため、6月23日から6月28日までの6日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、6月23日から6月28日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時28分

## 平成23年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成23年6月29日(水)午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第20号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第3 川根本町議会議員派遣の件

追加日程第1 議案第25号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第2号)

追加日程第2 議案第26号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月22日の日と同様ですので、御了承ください。

## 諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月23日に、午前9時から第1常任委員会を開催し、条例改正案について熱心に御審議をしていただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中田隆幸君、鈴木多津枝君、太田侑孝君、中野暉君、市川昌美君、小藪侃一郎君、原田全修君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

4番、中田隆幸君、発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、東日本大震災で尊い命をなくされた皆様、また被災された多くの皆様に謹んで哀悼の念とお悔やみを申し上げたいと思います。

それこそ大震災から3カ月を経過しましたが、まだまだ思うような復興の道は見えてこないように思われます。そんな中ではありますが、私たちの町で今、支援できることは、復興に欠かせない建築資材、特に木材ですが、調達できないかと思えます。これはそれこそ江戸時代に起きた江戸の大火災の際に、この奥大井の木材を、紀伊国屋文左衛門が江戸の再建に運び出したことは文献にも残されております。今、この町で製材業はわずかですが、素材丸太として供給することはできると思えます。国を挙げての復興を行わなければならないこの

ときこそ、国・県に話しかけ、林業家はもとより、地域全体で復興支援を行うようにする考えはないか伺います。

2点目ですが、震災後のこの町の観光事業の入客数は半数にも満たない深刻な状況にあります。町当局も新たな対策を今議会に提出してありますが、この事業が呼び水となることを大いに期待しております。

さて、昨年より中部電力様の発案によりますグラウンドゴルフ大会で町の入客数の増加を図り、交流人口の増加につなげたらということで、商工会、観光協会が今年度より計画を立ち上げております。町のグラウンドゴルフ愛好人数も600人以上で、町民大会にも300人参加と、一日での参加数では体育協会でも一番の大会です。そこで、他の地区から交流の愛好者に公共の施設の貸し出し等ができるかどうかをお伺いしたいと思います。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの中田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、中田議員の御質問にお答えします。

まず最初に、東日本大震災における復興支援、その中で木材についての質問でございます。

町で復興に協力できる資材といたしましては、木材があるというふうに思っております。現在、県内においては、浜松市において、これは木材関係の組合の取り組みでありますけれども、仮設住宅のモデルをつくり、供給を模索している状況ということでもあります。

当町におきましても、県森林組合連合会や県木材連合会と情報を交換しながら、当町や素材生産者、林家が取り組むことができる役割を考えていきたいというふうに思っております。これまでの例としては、当町の三盃にある森林組合おおいがわの円柱丸太加工施設から復興資材を供給したという事例もございます。被災地域の状況や国全体の動き、需要動向などをもとに、復興の仕組みに応じて協力できることがあれば、何らかの措置を考えていきたいというふうに思っております。

次に、新しい観光事業の確立についてということで、中部電力の方から御提案のありましたグラウンドゴルフ大会等についての御質問でございますけれども、本町においてのスポーツ関係施設につきましては、B & G海洋センター、町営サッカー場、町営グラウンド、それから生涯スポーツ広場など町民のスポーツの振興や健康の保持増進を図るためなどの目的を持って整備されております。それぞれの施設につきましては、条例により設置目的や使用等に係る事項について決められております。施設の利用につきましては、町民だけでなく町外から来られる方が利用できるよう使用料により規定されておりますので、使用料金の差はございますが、議員が御質問されている公共施設の利用は可能であります。

平成22年度に、中部電力株式会社大井川電力センター様からの呼びかけで結成された大井川未来予想図検討会からの御提案であります、地域のスポーツ施設等と温泉を結びつけた宿泊、合宿プランなど、地域の方から生まれた企画を具体的に商品化していくことにより、地域住民が主役となって取り組めるまちづくりが生まれ、地域の元気再生が図られるものと考え

えます。

町への入り込み客の減少が進む中、地域住民からの提案による企画の実現、町の施設の有効活用とあわせ、新しい観光事業の創出に地域住民と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

最初の答弁は簡単ですが、以上でよろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

それこそ先般、大井川森林組合の方へ行きまして、状況等を少しお話をしてまいりました。その中で、今、合併当時には8,000m<sup>3</sup>の素材を搬出しておったのが、今4,500m<sup>3</sup>とかなり減っており、こういうのが出てきておりますし、また、2月、3月になりますと、県森連の方にも山積みとなった材木が残ると、こういったことも聞いておりますし、今の不景気の中で、こういった資材が残るということは、非常に林業家にとりましても大変なことだと思っておりますが、こういった材木が残る中で、私たちの町として、今、一番あるのはこの木材だと思っております。それをやはり出して行って、少しでも震災のために役立つようにしていただきたいと、こう思うわけではありますが、それこそ町では柱プレゼントという目的で材木を集めたことがあります。こういった材木を、ああいう被災地の方へ出すことができるかどうか、ちょっとお伺いしたいなと、こう思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに合併して8,000m<sup>3</sup>から4,500m<sup>3</sup>まで減ったということで、さらに林業の現状が深刻になっているという状況でございます。ただ、今回の震災でございますけれども、一般的に耐震強度を考えたときに、どうしても木造の家屋が倒れて、新しい素材の住宅が残っているというような事例もございまして、その復興の中で、なかなか木材を中心に新しい住宅を建てていただけるかどうかというような難しい問題がありますけれども、内装材に使うとか、そういう意味での展開はもちろん必要だというふうに思っております。

それから、柱プレゼントという事業でございますけれども、これは多分、町内で建てられた住宅に対してという話でありますので、これが今回の震災に、例えばこちらへ来て移住してくださるといようなお話ですと対応が可能になると思うんですけれども、そういう面については、ちょっとその制度を使うというのは無理があるのかなというふうに思います。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 本当にその点はわかりませんが、それこそ最近、静岡市でやっておりますテナントと申しますが、木材を使ったテナントということで、静岡市の材木を使った商店というか、展示会場をつくっておるといことでありますが、それこそこの町でも町長にトップセールスで、そういうところへ資材を売り込むとか、やはりそういうところで見ただいて、震災にも使えるという考えはあるかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。



議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ある意味で、今回の大震災、これから復興していく過程で、材木をアピールする、大変そういういいチャンスにはなるというふうに思っています。

ただ東日本、あの周辺地域というのは林業地帯でもございますし、いろんな産地もありますので、そういう意味で、それから天竜でございますけれども、天竜の事例でいいますと、木材協同組合、あるいはプレカットの組合、そういうプレカットですとか製材ですとか、そういった建築業者、いろんな、いわゆる川上から川下までの一体連携ができる、そういう状況が1つ整っているという点で、今回の仮設住宅でいち早く対応できる、そういう状況があるんだというふうに思っています。そういう意味で、この地域では製材業者さんも、だんだんなくなっていくという状況の中でありますので、そういう意味で、もう少し何と申しますか、加工業者ですとか、あればというふうに思っています。

いずれにしても、大井川材、集積はかなり多くなってきているわけでありますので、何とかこれを、現在、できるだけ安いコストでできるような、そういう森林組合おおいがわを中心に取り組みもされているということでございますので、そういう中で何とか振興が図っていただけるような対応もしていかなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ大震災が起きまして、平成23年3月15日に、農林水産省の方で東北地震の災害につきまして、災害復旧木材確保対策北海道連絡協議会と、こういうものをもう立ち上げているところが北海道にはございます。やはり県の方でやらないとできないこととは思いますが、それこそ産業課の皆さんも、本当に一生懸命やっていただいておりますが、やはり町と県と国と、こういったような対策の委員会を早目に立ち上げて、優秀な材木を早く市場へ出して復興に充てる考えがあるかどうか、この点は県のことですので、すぐ答弁はできないと思いますが、こういう考えはあるかどうかは、ちょっとお伺いしたいと、こう思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いち早くそういうふうな対応をしている事例もあるということで、当然、90数パーセントが山林、そういう地域でもございますので、そういう、こういう折には県とも相談をさせていただいて、できるだけ、そういう取り組みに参画できるようなことを進めていくことは大事だと思いますので、また県の方とも連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ、こういう未曾有の災害の場合には、私たちみたいな小さなところではできないかもしれませんが、やはりこういったことを、特にトップセールスで県へ行っていたり、国へも働きかけていただいて、やはり地場産業の木材を、やはり第一次産業のお茶も低迷している、また材木も低迷するのではなく、こういったときに、被災

地の皆さんに、ぜひとも喜んでいただくようなことをやっていただければありがたいと思います。

では、2番目の方の質問をさせていただきたいと思います。

このグラウンドゴルフの誘客でございますが、これは先ほど、町長も答弁で言われましたけれども、中部電力で発案させていただいて、今、商工会、観光協会として、また町のグラウンドゴルフ協会も参画して、皆さんと一緒に、ここへ人を少しでも集めていきたいと、こういうのが目的でございますが、この施設を例えば接岨峡の施設でございますが、あそこを借りるに当たりましては、やはり国土交通省とか、いろいろ問題点もあると、ちょっと聞いておりますが、あそこを借りるところなんかを一本化できるようなことは考えておられるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 接岨地区にあるグラウンドゴルフ場ですけども、あれについては、今、資料館やまびこ、あそこへ申請すれば無料で借りられる、そういう状況になっているというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ、ここに資料もございますが、静岡県では三保の方とか、また浜名湖、御前崎の方にもグラウンドゴルフ場がありまして、非常に誘客をしております。ここにパンフレットもございますが、年間でかなりの人が入ってくる。特に年寄りでございますが、交通の便、バスとか、それによって入ってくる人数がたくさんでございますので、こういうパンフレットとか、そういうのを観光協会とか商工会へ任せるのではなく、やはり行政も入ってつくれるかどうかもお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今回、中部電力さんが、そういう提案をされたということで、商工会ですとか観光協会ですとか、多分そのグラウンドゴルフの協会ですか、そういう方々も参加して実現の方向に向かっていくというふうに思っていますけれども、そういう参加状況等を見ながら、そういうことについても対応していきたい。今この地域には、町で整備したグラウンドゴルフ、それから各それぞれの自治会が持っているグラウンドゴルフ場ですとか、あるいは河川敷にあるグラウンドゴルフ場、かなり数もございますし、うまく使っていけばかなりの利用者がある。しかも最近、スポーツ観光ということで、官公庁でもいろんなスポーツを通じた地域振興、殊にスポーツということになりますと、見るスポーツとするスポーツありますけれども、特に、するスポーツですね、その中でウォーキングですとかハイキングですとかグラウンドゴルフも、その1つになるかというふうに思いますけれども、男女を問わず、年齢層も幅広く参加できる、そういう競技でありますので、殊に高齢の方が大勢参加できるスポーツということでは、土、日を問わずお客さんを誘客できる、しかもこれが宿泊につなげていけるということになれば、当然、町としても大きな利活用の道が広がってくる

わけでありますので、当然、こういう施設がありますよ、こういう施設を使って、ぜひそのスポーツとあわせて、いろんな組み合わせを考えていけば、いろんな展開ができると思いますので、そういう意味でPRもしていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ、スポーツ振興にはいろいろな方法があると思いますが、昔、接岨峡が、まだ長島ダムができなかったころ、アユを大井川に放して、そこで民宿のお客を誘致するというところでやったところ、かなりお客さんが泊まったと、こういう事例もございます。こういうものは口コミで広がる。宣伝ばかりではなくて、口コミで広がる。特にアユ釣りとかグラウンドゴルフというのは、場所がよければ会員がそろって来ていただける、こういうメリットがございますので、私は別にほかのスポーツでもいいのですが、この年齢層が少し年が上がった年齢層で時間の余裕があって、ふだんの日に来ていただける、こういう目的だと、やはりこういうグラウンドゴルフをやっていただくことがいいのではないかと。普及ばかりするのではなく、こういった観光に来ていただいて、ここで少しでもいいものを売っていただき、また来ていただくと、こういった方策を考えていくことを切に望むところでございますが、私の先ほど言った一番やっていただきたいことは、この三者、四者になりますか、4つのグループで話し合っていていただけるかどうか、今からの観光に向かって、商工観光課もありますので、そういったことをやっていただけるかどうかもお伺いしたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今回、中部電力の提案をもとに、町の関係団体がやろうということで進んでいるというふうに思っているわけですが、当然、町としてもそういう企画に対しては協力できるというふうに思っておりますので、そういう中でいろんな開催方法等についても協議していけばいいのではないかなというふうに思っています。

殊にスポーツは感動を生む競技でありますので、この地域への思いもさらに強くなって、リピートにもつながっていくというふうに思いますので、ぜひ、これからの新しい観光として取り組んでいける課題ではないかなと思っております。

議長（板谷 信君） 課長の方の答弁はいいですか。商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） これから中部電力さん、商工観光課、商工会、観光協会、四者でこういう話、実現に向けて話し合っていきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ、島田市の市長さんと、この前もちょっとお話しした中で、島田市は今、マラソンコースで売り出そうと、こういうことをやっております。それこそこのグラウンドゴルフ発祥の地も島田市でございます。また、県のグラウンドゴルフ協会の事務局、また会長さんも島田市の人でございます。今それこそ静岡県でやっていけば、かなりの大会がここでできるのではないかと夢が膨らんでいるところでございますので、ぜひと

も我が町がカヌーとグラウンドゴルフでやっていけて、お客さんに来ていただくようなことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。議長（板谷 信君） これで中田君の一般質問を終わります。

続いて、2番目は10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の鈴木多津枝です。ただいまより通告に従いまして一般質問を行います。

質問に先立ちまして、3月11日の東日本大震災でお亡くなりになられた方や、いまだに行方不明の方など2万3,000人近い犠牲者の皆様、そして御家族の皆様へ心より哀悼の念とお悔やみを申し上げます。また、福島原発事故による放射能汚染で強制立ち退きをさせられている方々など、いまだに避難、転居など不自由な生活を送られている被災者の皆様へ心からのお見舞いと一日も早い復興、復旧が実現しますよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは、1点目の障害者支援についてお聞きします。

障害を持っておられる人も、可能な限りそれぞれの特性を生かして、生きがいを持てる仕事ができるよう、2カ所の自立支援施設、共同作業所の取り組みの拡充について伺います。

1、2カ所の作業所別の運営費、男女別の人数、職員、指導員、補助員も含めて作業内容、収入、施設利用料などをお聞きします。

2、施設入所希望者や待機状況について伺います。

3、パンやクッキーづくり、手づくり工芸品、花の苗やしいたけ、しめじなどのきのこ栽培や販売など、他市町の取り組みも参考にして取り組む考えはないか伺います。

2点目は、災害対策について伺います。

特に、東日本大震災以来、しばしば町民の皆さんから寄せられる不安の声に対し、安心・安全の災害に強いまちづくりをどのように進めるお考えか、お聞きいたします。

最初に、未曾有の津波災害の恐怖をテレビなどで連日、目の当たりにしておられる町民の皆さんから、よく言われることですが、上流に井川ダムや長島ダムなど溜水能力が大きいダムを抱える町として、万一、決壊などした場合、どれくらいの時間でどこいら辺まで洪水が押し寄せるのか、どこへ逃げたらいいのかなど、洪水想定がどこかでつくられているのか伺います。もし、ないなら、早く国や中電に求めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福島原発事故による放射能汚染は、いまだに収束のめどが立たず、予断を許さない状況が続いていますが、幼い子供がおられる親御さんたちの不安ははかり知れないものがあると思われまます。通告には、その時点でニュースを聞いていて、政府が全自治体への放射能測定器、モニタリングポストの設置を進めると言ったのを聞いたので書きましたけれども、もしかしたら、既に全自治体にモニタリングポストは設置されているのではないかと思ったりもしています。要は、放射線量は場所場所で違うわけで、測定は地表から1mぐらいなどでとか一定の条件を決めて、子供への影響を知りたい運動場など複数の場所で測定して、風

向きなどで変わる飛散状況に対応できるようにすることが必要と思いますが、町長のお考えを伺います。費用はどれくらいかかるのでしょうか。国・県補助の見通しはどうでしょうか。

また、節電が叫ばれる中、オール電化の学校給食センターや、今年、全教室へ空調を入れる計画の小・中学校へ、節電や環境学習も兼ねて太陽光発電を設置する考えはないか伺います。

さらには、各地区集会所へ毛布や炊き出し器具類、食料などの備蓄を増やすのはもとより、充電機能を持つ太陽光発電を設置して、非常時の備えを充実する考えはないか伺います。

そして、一番気になることですが、プレート境界の上に建つ危険な浜岡原発が、菅首相の要請を受けてすべてとまりました。しかし、中電も政府も一定の条件をクリアすれば再開すると、まだ安全神話から抜け切れない状況です。もし、再稼働を許せば、30年以内に80数パーセントの可能性で東海、東南海、南海と、三連動の巨大地震の可能性もあると言われる中で、想定外と言いつける原発事故が再び起こりかねません。浜岡原発の再開を許さず、再生可能な自然エネルギーや間伐材を燃料とする環境に優しいエネルギー政策への転換を求めていくべきと思いますが、町長のお考えを伺います。

最後の質問は、今年度策定する第6次高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画及びそれに関連する高齢者福祉事業について、箇条書きのまま質問をいたします。

1、元気な高齢者が多い町を基本理念に掲げている高齢者保健福祉計画の進捗状況と今後の課題を、どのように把握しておられるかお聞きいたします。

2、介護保険料の見通しは、どういう状況になっているのでしょうか。

3、老朽化が激しい中津川団地、野志本団地は、どちらも現在、2、3世帯しか入居されていませんし、耐震の点でも大変危険ではないかと思われまます。現在、住んでおられる方々の安全を守るためにも、一日も早く建て替えが必要と思いますが、解体後の再建設を高齢者と若者世代が交流・協力し合える地域ケア体制を整えたモデル団地とする考えはないかお聞きいたします。

4、数年来、目的外使用が続いている徳山診療所ですが、県も認めている福祉活用に向けて、若いボランティアグループの方々が高齢者の日中見守りに取り組みたいと拠点施設を探しておられます。以前、町長は徳山診療所の活用は、地元の人たちによる検討委員会を立ち上げて進めたいと言われましたが、いまだに何の働きかけもされていません。町内で一番人口の多い徳山区でも隣接する藤川、水川地区でも、高齢者の地域見守りやネットワークづくりが大きな課題になっています。このようなことに意欲を持たれるボランティアグループが育ち、広がるためにも、行政の支援が必要と思いますが、無償貸与とか高齢者の介護予防や生きがいの場、または子供たちとの交流の場などに活用を図る考えはないか伺います。よろしくお願ひいたします。

議長（板谷 信君） 鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、障害者支援についてでございます。

就労継続支援B型事業所、みどりの丘及びみどりの丘えまつに関する御質問であります。この2つの施設は、平成21年4月1日より、これまでの小規模作業所から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施する事業所に移行し、町社会福祉協議会が、県より障害者自立支援法第36条第2項に基づき事業所指定を受け、運営を行っております。

この施設の状況は、みどりの丘が主たる事業所として、またみどりの丘えまつが従たる事業所として指定を受けておりますが、平成23年6月1日現在の、みどりの丘の利用者が、男8人、女5人、合計13人、みどりの丘えまつの利用者が、男10人、女1人、合計11人となっております。

運営費の状況を見ますと、平成22年度の実績になりますが、収入として、就労支援事業収入が259万1,630円、自立支援法に基づく訓練等給付費が2,291万6,020円、施設の指定管理料が1,400万4,000円、アルミ缶回収と資源回収町補助金等で21万6,067円、合計で2,712万7,717円となります。

支出としましては、利用者工賃が245万6,092円、材料費等の就労支援事業費が36万8,491円、人件費や運営に係る経費などの福祉事業費等が2,420万4,913円で、支出の合計2,702万9,496円となります。

職員の状況は、両施設の管理者として町社会福祉協議会事務局長が兼務して1名、みどりの丘では、サービス管理責任者が1名、職業指導員が1名、生活支援員が2名、合計で4名となります。また、みどりの丘えまつでは、サービス管理責任者が1名、職業指導員が1名、生活支援員が2名、合計で4名となります。

利用者の利用料については、利用者負担の軽減が適用され、全員が利用者負担はございません。

作業内容については、みどりの丘においては、自主事業として陶芸製品や手芸製品、木工品の製作販売、アルミ缶・スチール缶回収などで、下請事業として、ひな人形の袖製作、土産物品の包装、音戯の郷の聴診器の消毒、草取り等の環境整備作業、農作物の選別作業などになっております。みどりの丘えまつにおいては、自主事業として陶芸製品や木工品などの製作販売、アルミ缶や新聞、雑誌、段ボール等の資源ごみ回収などで、下請事業として自動車部品の組み立て、くぎ刺し、ネットの糸巻き、竹の皮の石けん包みなどになっております。

また現在、施設利用希望者の待機者については、現在あるというふうには聞いておりません。利用希望者がある場合には、町としましても早期に支給決定ができるよう対応しております。

今後については、自主事業での陶芸作品づくりにおいて、静岡県授産製品コンクールで県知事賞を受賞するなど高い評価を得ておりますので、その面を伸ばしながら、利用者への工賃が増えるよう努力してまいりたいと事業所の方から聞いておりますので、町としましても事業所の取り組みを支援していきたいと考えております。

次に、災害に強いまちづくりをという御質問でございます。

まず、ダム決壊等による洪水想定はという御質問でございますけれども、現在、中部電力及び国土交通省ともにダムの決壊による洪水想定はないということでありまして。しかし、台風の接近や前線の影響による大雨が原因となり河川が増水し、洪水が引き起こされるという心配はあります。

ダムの管理者の行う情報提供には、ダム操作規則等に基づく関係機関への通知、サイレン等による一般周知などがあります。中部電力、長島ダム管理所ともに、ダムへの流入量が増加し、放流を開始する必要があるときには事前に通知されます。放流は、ダムごとに通知されますので、今後、どの川にどれくらいの水量が放流されるかを把握することができます。

国土交通省とは、去る5月18日、災害時の情報交換に関する協定を締結し、これにより相互に連携をとりながら災害対応に当たる体制を整えることができました。

また、河川管理者である土木事務所からは、情報の提供を受けながら、洪水による危険箇所を把握し、適切な時期に必要な情報を住民の皆様にお伝えすることにより、洪水により人的被害を受けないまちを目指していきたいと考えます。

次に、放射能測定器の設置についてであります。

環境放射線に対する静岡県の対応状況については、3月15日から静岡市で測定を実施しております。また、3月18日から水道水と降水物の放射能測定を開始し、3月23日からは県独自で下田市、沼津市及び磐田市に可搬型モニタリングポストを設置し、測定を行っております。測定結果は、県庁ホームページに掲載されていますが、測定開始から現在まで、健康への影響を心配する必要がない、そういうレベルにあります。

川根本町としても、少しでも児童や保護者の不安を取り除くために、携行型測定器を購入し、校庭等の放射能測定を行うことにしております。

なお、放射能を定期的に、また連続的に監視測定するためには、モニタリングポストを設置するのが最も効果的であります。設置するための費用は1カ所1,000万円程度必要となります。また、同程度の機能を持つ設備として可搬型モニタリングポストがありますが、設置費用は500万円程度になります。放射能測定器は、その特性から自然界に存在する放射線も測定するため、場所によっては大きな数値を示す可能性があり、また自然界の放射線は、季節、天候により変動するため、測定結果が安定しない可能性もあると言われております。こうした状況も踏まえ、町としては、とりあえず携行型測定器を購入し、測定することにより、今後の取り組みの参考としたいと考えているところであります。

最後に、補助金の関係ですが、福島第一原子力発電所の影響により、放射線の測定資機材を購入する場合、県補助事業である大規模地震対策総合支援事業の対象となり、補助率は2分の1となります。

次に、オール電化の学校給食や、今年、全教室で空調を入れる計画の小・中学校へ、節電や環境学習も兼ねて太陽光発電の設置をというところであります。

現在、各小学校では、地域温暖化防止対策の1つとして、CO<sub>2</sub>の削減を目標とした緑のカーテンの設置や、地域の人たちとともに行うリサイクル活動、親子での奉仕活動等を通じて、地球に優しい環境を継続して守っていくことの大切さ等を生徒たちに伝えるための取り組みを積極的に行っています。また、平成22年度からは、環境教育の一環として、エコアクション21への取り組みをはじめ、目標を設定する中で、電気、ガス、水道料等の削減に努め、その意義を生徒に考えさせるきっかけとした環境教育に取り組んでいます。

太陽光発電設備の生み出すエネルギーは、持続可能なクリーンエネルギーであり、これからの社会において欠かせないものだという認識は十分に持っておりますが、各小学校に太陽光発電の設備を設置するには、次のような問題があります。

1つとして、中川根中学校を除いて改正建築法の基準に適合した建物でないこと、2番目として、各小学校が築30年を経過した建物であり、屋上、防水加工済みでありますけれども、1t以上もある構築物、太陽光発電設備ですが、これを設置することにより、校舎の雨漏り等が発生するおそれがあること、3つ目として、各小学校は、町における防災上の建物にいわゆる避難場所と位置づけられ、屋上には建物の番号、48-1等が施されており、緊急時にはヘリポート等としても使用される可能性があることであります。これら建物の強度・安全性、用途等の問題を考える中で、児童・生徒の環境教育の問題等を勘案しながら、太陽光発電設備の小・中学校等への設置等については検討していきたいと考えています。

次に、各地区集会所の災害対策についてであります。

大規模な災害が発生すると、山崩れ等により道路が寸断され、町内の各地区が孤立するおそれがあります。その災害が想定される東海地震だった場合は、本町のみばかりでなく、静岡県あるいは近隣県に甚大な被害が発生することが想定されています。一度このような大災害が発生すると、救助・救出まで数日を要することが危惧されます。また、一時避難地である各地区集会施設から指定避難所までの移動が困難であることも考えられます。このような事態を想定したとき、鈴木議員の質問にあるように、各地区集会施設への備蓄は、自主防災会組織を運営する上で重要な事項となります。

現行の制度では、自主防災会の組織運営に必要な資機材は、補助事業、自主防災会防災用資機材整備事業費補助金、補助率3分の2というものでありますけれども、これを利用して、各地区の実態に応じた整備を進めていただいております。

ただ、3月11日に発生した東日本大震災の惨状を目の当たりにし、御承認いただいた補正予算にて各地区に非常用食料の備蓄を進めさせていただきます。避難所である小・中学校等には、避難所生活に必要な資機材を、8月27日、28日の両日で実施する静岡県総合防災訓練での避難所運営訓練での検証を踏まえ、今後、検討していきたいと考えています。

集会施設への太陽光発電設備の整備は、現行ではコミュニティー施設維持修繕事業費補助金の補助対象としております。太陽光発電設備とあわせて、施設内の電灯に蓄電池を併設していただくことを条件とさせていただいており、補助率は、事業費が10万円以上150万円未



満のものについては2分の1以内を、事業費が150万円以上のものは3分の2以内を支援させていただきます。

東日本大震災による福島第一原発事故は、日本における原発の安全性について大きな問題を投げかけ、稼働していた浜岡原発の停止要請は首相判断によるもので、いつ来てもおかしくないと言われている東海沖地震の確率を最大の理由に挙げております。この判断については、いろいろな議論もされましたが、国民の安全を守るということを第一に考えたものであり、英断をされたものと考えております。現段階におきましては、安全対策が確保されない以上、再稼働はできないということで、中部電力は現在、安全対策を進めているわけですが、浜岡原発の再開については、国の責任において今後判断をされていくものだと考えております。

再生可能なエネルギーについては、もちろん今後の日本のエネルギー施策を考える上で重要な課題であります。太陽光発電、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然エネルギーについては普及が始まって久しいわけですが、まだその途上でございます。

今後、エネルギー施策の上で大きなシェアを占めていくことは確実であります。日本の技術をもって安全・安心なエネルギーが一日も早く安定供給できる時代が到来することを願っております。

町としましても、国・県のエネルギー行政の動向を注視し、町でできること、町民ができること、事業者ができることをすみ分け、当面予想される電力不足の対応を進めて、この難局を乗り越えなければならないと考えております。

次に、第6次高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画についてであります。

元気な高齢者が多いまちを基本理念に掲げている高齢者保健福祉計画の進捗状況と今後の課題はという御質問であります。

現在の計画は、平成20年度に策定し、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画であります。平成21年度と平成22年度が経過いたしまして、おおむね計画値に沿って推移していると考えております。

また、今後の課題といたしましては、今後ますます進む高齢化に対応するため、元気な高齢者や要介護者が自立を目指し住みなれた地域で安心して生き生きと生活ができるよう、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業を関係機関等と連携を図りながら充実していきたいと考えております。

次に、保険料の見直しはという御質問ですが、昨年度実施しました高齢者一般調査及び在宅要支援・要介護認定者調査の分析結果や県の調査結果、また介護保険法の改正などの国の動向等を踏まえながら、町の保健福祉サービス推進協議会等で協議していただき、町民の皆様が安心して生活できる計画を策定していきたいと考えております。

次に、老朽化が激しい中津川団地、野志本団地を、高齢者と若者世代が交流・協力し合える地域体制のモデル団地とする考えはないかとの御質問ですが、現時点においては、解体後

の団地そのものを今後どのように活用していくのか、公営住宅の長寿化計画等のアンケート等により御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

次に、徳山診療所をボランティアグループへ無料貸与して、高齢者の介護予防や生きがいの場、子供たちとの交流の場などに活用を図る考えはないかとの御質問についてお答えします。

まず、徳山診療所は、静岡県地域医療施設設備整備促進事業補助金により平成6年度事業として建設いたしました。補助金の性質から転用が難しく、処分制限期間を考慮しながら対応していきたい旨、今まで回答させていただいてきました。その後、国庫補助金に係る財産処分については承認基準が出され転用等緩和され、県でも検討されましたが、基本的な用途変更については困難であるとのことであります。したがって、処分制限期間を踏まえながら、今ある徳山診療所を今後どのように活用していくかは、医療や福祉だけでなく、川根本町全体を見据えて有効活用を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

10番（鈴木多津枝君） 最後、最後の、議長、1つ落ちています。一番最後の答弁が落ちています。ボランティアグループに貸与してというところ。

議長（板谷 信君） 答弁漏れがあるということですか。

10番（鈴木多津枝君） そうです。

議長（板谷 信君） ちょっと待つて。最後の。

町長（佐藤公敏君） ですから、そういう問題も含めて、今後どう対応していくのか、有効活用を考えていきたいというふうに考えております。

議長（板谷 信君） 再質問、10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、障害者の一番目の問題についてですけれども、それぞれの作業所で、施設で利用されている方々の1カ月の工賃というんですか、収入はわかりますか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 1つずついきますと、みどりの丘の方ですけれども、自主事業支出で42万5,372円と下請の事業で34万5,492円の合計、それがみどりの丘です。それから、みどりの丘えまつですけれども、34万1,585円と下請の方が134万3,643円になります。

議長（板谷 信君） 課長、1人の額を聞いているんじゃないですか。

福祉課長（西村 一君） 1人ですか、失礼しました。1人はそれですから、大体ですけれども、工賃、みどりの丘は月に5,000円弱、それからみどりの丘えまつにおきましては月に1万2,700円程度です。これは大体月3,000円以上を目標にということになっているところからいきますと、どちらの施設においても一生懸命やっただいただいていると思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 施設の指導員の方々、それから利用されている人たちも一生懸命

いろいろな作業をしたり、お手伝いしたりされて、これだけの収入を得ていて、とても障害者年金だけが頼りという状況で、中にはもう家族もいらっしやなくて、1人で自立して生活しなければならないというような方もいらっしやって、本当に収入が欲しいよという声を時々耳にします。そういう障害の度合いが、本当にいろいろその人によって違うと思いますけれども、もう少し収入につながる、障害が軽い人ですか、可能性がある人たちを雇用できるような、そういう環境を町はどうやって広げていこうかというふうな、そういう思いというんですか、計画はないんでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 先ほど言いましたとおり、順調にいつているとは思いますが、作業の内容によりましてはばらつきがあるものですから、一般就労できるような作業を、できるだけ有意義に体験できて、先ほど議員も言われたように、受け入れ事業所として、草取り等をやっていたりするような事業所が出てきていただければ、そういう形で一般就労に近い方にいつていただければ、収入も増えるのではないかと、思っていますけれども、そういう点で、今、事業所の方と、考えております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 以前、静岡新聞に載ったんですけれども、島田市の金谷町の障害者就労移行支援施設、それが課長が言われるような就労支援施設になればということなんです。そこではワークセンターの中に、パンを製造する部門をつくって、ベーカリー・うえるというふうなNPO法人のころころという人たちが応援してやっているんですけれども、お茶を使った蒸しパンなどを開発して大変好評だということで、本当に作業所の方たちのとってもうれしそうな、誇らしい顔写真が載ったんですけれども、本当にそういう状況というか、何か情報を得ていますか、そういうところの。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 私もころころさんのパン、クッキー、買わせていただきまして食べさせていただきました。大変おいしかったです。

今言われたように、施設事業所に伺いましたところ、パンとかクッキーというのは、専門技術の職員の方もちょっと必要になってきたりとか、その雇用を考えたりとか、施設の利用者の安全な作業環境、ちょっと火を使ったりとかするものですから、などを考えたり、安定した収益を考えますと、今のところ慎重に検討していきたいという回答をいただいております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 本当に当事者の方々の御苦労は知りもしないで、こんな無責任なことを言っているというふうな気持ちも自分自身あります。本当に大変だということはわかりますけれども、例えばもと給食センターを、中川根のところを壊して平地にしたまま返してありますけれども、ああいうところに小さなかわいい、ひまわりの店みたいな、勝手に名

前をつけたんですけれども、そういう小さな出先のお店をつかって、そこで皆さんがつくられたようなものを販売できるようにするとか、こういう障害を持っていらっしゃる方は、それぞれ障害によって違うでしょうけれども、例えばきちっと決まったことを、きちっと計量してつくっていくなどということは、とても得意な部門に入る人たちもいらっしゃるということも聞きましたので、何か本当に町民の人たちと交流できるような施設というんですが、そういう場所も必要ではないかなと、かねてから、えまつをつくるときから言ったんですけれども、そういうものもぜひ検討していただいて、本当に障害を持たれている方たちが、町民の前、あるいはよそから来られる皆さんの前に、生き生きと元気に顔を見せるということは、本当に大勢の人を励ますことになると思うんですよね。

本当に大事なことですので、ぜひまた、今ここですぐに答えというわけにはいけないでしょうけれども、多いに研究していただいて、呼びかけ、そういう関心のある方々にも呼びかけていただいて、何とか前進できるようなことを期待しております。よろしくをお願いします。

じゃ、そのことについてお伺いします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 今言われた点につきましては、重々検討していきたいと思っておりますけれども、役場と事業所と施設の皆さんと話し合いながら、検討していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 次に、災害対策についてですけれども質問で、最初に長島ダム、井川ダムの決壊に対する洪水想定はつくっていないという回答を得ている、国交省とか中電からということとして、私も先日、総合支所で大井川整備計画をつくる住民懇談会が開かれたときに参加して、そのことを言いましたら、同じ答えをいただきました。崩れるというふうには考えていないし、今までの地震で1カ所も崩れたダムはないからだそうで、土木工学というのは、崩れてからでないと、要するにどうしたらいいというものが、なかなか出されないというふうな回答でしたけれども、会場の参加者の住民の皆さんからは、やはり怖いと、不安だという声も何人か上がりました。それで、町としてないということ、ああ、そうですかで終わるのではなくて、本当に長島ダムをつくるときに、仮締切が切れましたよね、あの溜水量でも、あれだけの大洪水になったわけですから、その何十倍もためてある2つのダム、もし上が崩れて、次もその勢いに押されて、崩れたなどということは、私は人間がつくったものが絶対崩れないなどということはありませんよ。だから、やはりそういう場合には、どの地域でどれくらい水量が上がるのか、どこら辺まで逃げればいいのか、そういうものはやはり示していくのが当事者、関係者や行政の責任ではないかと思うんです。もう東日本大震災を見た、毎日、連日見た町民の皆さんたちは、そんなのは大丈夫だ、壊れないということでは信用しない、余計不安を抱える状況になっていますので、ぜひ、行政としても、つくるということで、そういう想定をシミュレーションしていくコンピューターがあるわけですから、そんなに難しいことではないと思うんです。どこら辺まで一体、水が最

大で行くんだらうというような、そういう想定をしてもらう必要があると思うんですけども、町長はどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この問題については、私自身も中電の方とお話ししたことがあるんですけども、強硬な岩盤の上にダムがつくられているということで、まず、そういう心配はないんだということで被害想定もされていないということでもあります。

ただ、昨年、岩手・宮城内陸地震ですか、あれの現場へ行ったときに、山が300mほど滑っているんですね。ああいう状況を見たときに、ダムの堤体そのものは心配ないのかもしれないけれども、いわゆるトンネルで水を運んでいるわけでありますので、その山が滑ったときに、300m、その山が動く力を抑える方向に作用するのか、山が滑って、それに合わせて導水管がというような心配もないわけではありませんので、そういうことも含めて、皆さん、そういう心配をされているので、それにこたえるために考えていただけないかというお話はしてあります。

原発の安全神話が壊れたように、絶対と言い切ることはできない問題だというふうに思っていますので、今後ともそういうことについては要請もするし、安全確保のために最大の何といたしますか、用意をしていただくように要望はしていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 本当に大変地元の大事な企業、中部電力ですので、雇用もしてくれますし、その中部電力さんとの関係というのは、やはり私たちの町にとってはとても大事なことだと思いますけれども、でもやはり中電さんも同じ被害者になりかねないわけですよね、何か起きれば。そしたら、1人でもこの前、仮締切のときには、幸い1人も亡くならなかったと、そういうふうに、本当にそれは予想していたからではなくて、幸い、偶然亡くならずに済んだんですけれども、やはり何が起きても大丈夫なような、命だけは守れるような町にしていくのが、やはりその事業所、企業の責任でもあると思いますので、企業が安心して栄える保障にもなっていくと思いますので、ぜひ、そういう観点から、私たち議会でも、これは私も大いに訴えていきたいですし、後押しできるようにしていきたいですけども、町長にぜひ、お骨折りをお願いしたいと思います。

それでもう一点、先ほどモニタリングポストについては、私こんなにお金がかかるというのは本当に知りませんでした。インターネットで開いてみたら10万円ぐらいのものがあって、もうびっくりして、結局きちんと組織的に、システムのやればかかるんだらうという、何かすごい高いよというのは聞いていたんですけども、本当にびっくりしました。

それで、先ほど携行型の測定器を購入するという御答弁があったんですけども、私はそれで本当にいいと思うんです。でも、1カ所とかではなくて、何カ所かで測ることが必要ではないかと。町長も言われましたけれども、場所によって、特別そこが高いところがある、例えば、きょうはグラウンドが、中央小のグラウンドとか第一小のグラウンド、きょうは高

かったよ、そういう日は、ちょっと部屋の中に入って、なるべく外に出ないようにしましょう、もし、こちら辺で、多分そういう影響はないかもしれないんですけども、お母さんたちの安心、子供たちの安全を守るためには、やはりそういう体制も町が整えていって、安心・安全をつくっていく必要があると思うんですけども、その携行型の測定器について、何個ぐらいを購入して、どういうふうに使っていこうと考えておられるのかお聞きします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 携行型でございますので、持ち歩きができて、その地点を検査できるものでありますので、とりあえずは1台を考えています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） その1台で、それでは町の職員が、それぞれの場所、幾つかの場所を測って回るおつもりですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そういうことです。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） やってみなければわからないということもありますし、町民の皆さんの反応もありますので、とりあえず1台ということで、ぜひ早急に対応していただきたいなと思います。何か売り切れているということも聞いていますので、なるべく早く手をつけていただきたいなと思います。

それから、中学校は新しいから耐震度、屋根に太陽光発電を置いてももつというか、大丈夫ということですけども、小学校は4校ともですか古いので、年数がたっているから乗せるのは無理だというお話だったんですけども、私は屋根に乗せなければならないものではないと思うんです、太陽光パネルは。本当にもっと、屋根の上、見えないところよりも広いところ、例えばグラウンドのどこかプールの横あたり、その学校で一番太陽が当たりやすいようなところとか、そういうところを見つけて、子供たちと一緒に観察していく、それで全部の電気を賄えるとは思いませんけれども、大きなものでなくても、子供たちと一緒に環境のことを考えていけるような、そういう取り組みをすることはどうかなと思うんですけども、町長、どうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） かなり面積をとることでありますので、そういうスペースがあるのかどうか、その現場に当たってみなければわかりませんが、こういう時代でありますので、将来的にはそういうことも検討していく必要はあるのかなというふうには思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 浜岡原発の今、停止している状況で、再稼働についてですけども、浜岡原発の稼働については国の判断で稼働されていくものというふうなお考えのようですけども、私は、町長に浜岡原発を動かすということが、本当に安全、町民の命を守る行

政の長として、本当にそれでいいのかどうか、そここのところの見解をお聞きしたいと思っただけですけれども、その点についてお答えをお願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原発の今回の事故によって、原発の安全神話というのは完全に壊れたわけでありまして。そういう中で、浜岡原発についても、内閣総理大臣がある意味で突然といいますが、停止するに至ったわけでありましてけれども、いわゆる電力は原発と、それから火力、CO<sub>2</sub>が発生するわけですけれども、それと再生利用可能なエネルギーということになると思いますが、この原発が占める部分はかなり多いわけですね、現実的に。そういう中で、危険なものについてはとめるということは、人命に影響を与えるわけでありまして、そのこと自体は方向として正しいというふうに思っていますけれども、ただ、今の電力需要を考えたときに、例えばあるもので読んだあれによりまして、例えば太陽光のパネルを張るというときに、原発1基分で山手線の内側全体の面積が大体要るんだそうです。これを風力で考えると、その約3倍ぐらいの面積が必要だということで、まず、面積をすごく要するというので、なかなか原発に代わり得る、太陽光なり風力を考える場合でも、現実的には難しいんだというような話をちょっと聞いたことがあるんですけれども、そういう状況の中で、それと地元の首長さんたちのいろいろお話を聞いてみましても、私自身、こういう事態でありますので、原発は一切使わない、そういう方向で行っていただきたいとは思いますが、国の全体のエネルギー事情、あるいは地域の雇用ですとか、いろんな問題を考えたときに、そう軽々に言えないなという思いで正直おります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 気持ちと立場上ということで、苦しい胸のうちを話されたわけですけれども、私はやはりどんなことがあっても命を守らなければいけないということに立つのが一番だと思うんですね。そうすると、例えば6月19日付の静新に載った全国世論調査の回答なんですけれども、82%の方々が浜岡原発について廃炉を求める、あるいは廃炉にしていく、原発を減らしていくという要望があって、現状維持でいいという人たちは14%しかなかったということで、先ほど町長は、原発に求めている部分が電力、多いというふうに言われましたけれども、浜岡原発は幸い13%ぐらいしか原発に頼っていませんでした。だから、原発がとまっても、過去にも全部とまったことはあるわけですが、不足を生じなかったということで、私たちは今の福島原発を見て、もう本当に省エネ、電気を使わないというのを懸命に大勢の人たちが取り組んでいますので、さらに、私は安全と言うか、安定供給はできると思います、今の状況で。

そういうことで、それともう一つは、こういう山林、山を抱えた、先ほども中田さんが言われたかな、地域ですので、間伐材を切り捨てるのではなくて、それをぜひ中電さんと一緒になってCO<sub>2</sub>を、石炭、化石エネルギーを燃やす火力発電ではなくて、間伐材を使った、活用した炭にするのか、そのままチップにするのか、何かそういう形でもつくっていきけるし、

もう電力は送電線を通して遠くまで持っていく時代ではないよと、地産地消の時代に入ったよということと言われる人たちもいらっしゃるわけで、本当に一気に全部するのは難しいでしょうけれども、やはり方針としては原発ではなくて、命の保障がある安全なエネルギー政策に転換していくべきだという主張を、私は発信するべきではないかと思うんですけれども、もう一度その点についてお願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 木質バイオマスについては、議会でも視察に行って、その現状を見て、なかなかやっぱりコストで引き合わないなという部分がありました。ですから、ハイリスクを取るか、高コストを取るかというような部分でもあろうかと思っておりますけれども、安全にこしたことはないわけでありますので、そういう可能性は考えておく必要もあるかと思っています。

それから、これは全国的なエネルギーの問題で言うと、燃える氷というんですか、メタンハイドレードとかなんとかという新しい何か可能性も、日本近海に埋蔵量がかなりあるというようなお話も伺っています。そういう問題が今後どう発展していくのか、ちょっとわかりませんが、そういう新しいエネルギー資源を求めたらどうだというような御意見もあるようですので、そういう方向から解消していく道もあるのかもしれません。いずれにしても人命にかかわる大事な問題ですので、原発はないにこしたことはないというふうに思っていますので、それにしても日本の産業を考えたときに、人口は減っていく状況にあるわけですから、エネルギー需要をまず安定させるということが大事だというふうにも思っていますので、そこら辺の兼ね合いの中で考えていくべき問題ではないかなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 本当にエネルギー問題というのが、すぐマスコミも取り上げるわけですが、でも、原発の事故は、一度起きたらもう本当に取り返しがつかない状況になるというのは、今の福島を見ても、チェルノブイリやスリーマイル島の事故を見ても、本当にもうその地域全体が住めない、消滅してしまう、取り返しのつかない事故が起きるわけですね、そういう意味では、原発はもう危険ということが、普通の危険ではなくて異質の危険がある。社会的にも危険だし、時間的にも空間的にも危険で、もうどこまで及ぶかわからない、世界中に、地球上全体に及んでいく、その放射能の汚染というのは。そういうことで、本当に事故を起こしてはならないものなんです。ところが事故が起きないという保障がまたないものですよ。

そういうことで、今度も海江田万里経済産業相が、停止中の原発、全国について、再稼働をするよという要請を出したということで、福井県知事はじめ新潟県知事、いろんなところで、ほとんどの原発立地の知事さんたちが、何も安全基準ができていないじゃないか、安全が保障される対策が何も示されていない、打たれていない、だから、そういう状況では



とても動かせないというふうに反発していらっしゃるということもありますし、ぜひ、町長からは、もうお気持ち聞きましたけれども、本当に私は、安全という面では原発はやっぱりやめて、時間がかかるし、手間もかかるし、コストもかかるけれども、自然再生可能なエネルギー、特に私たちの町は、そういうものが、また新たな産業、雇用につながるというところに前向きに中電さんなんかと話し合っ、中電さんも、本当に安心・安全の対策として、そういう再生可能なエネルギーの方で、一緒に町もできることは応援していくという姿勢を示していただきたいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今回の原発事故があっ、計画停電が実施されたり、そういう状況の中で、浜岡原発を廃止して、中部電力でまずやろうとしていることの中には、その老朽化した火力発電をもう一度改修して、それを稼働させようとかということ、なかなか新しい代替エネルギーを探していくというの、そんなに容易な道ではないという現実が1つはあるのかなというふうに思っております。

しかしながら、いずれにしても原発は、今回の事故に遭ったように、完全に安全神話も崩れているわけでありますので、これは本来、使ってはいけないものだというふうに思っていますので、そういう方向に、多分世界も国内もそう動いては行くというふうに思っていますけれども、それにかわる代替エネルギーを早く確保していくといえますか、そういうこととあわせて原発のない、そういう時代が来ればいいなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 最後に、3番目の高齢者福祉計画、介護保険事業計画についてお伺いいたします。

介護保険料の見直しについては、全く答弁がされませんでしたけれども、安心して暮らせるようにしていきたいということですが、何か試算とかはしていないのでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 国や県のいろんな動向を踏まえていますものですから、今の実績を検討してみる限りにおいては厳しいのではないかと考えております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 国保をこれからやるわけですが、この議会で、本当に住民の方々の負担能力というのは私は限界だろうと。何でも値上げはもうやめて、町が一般会計からどれだけ支援ができるかというところが、この町の町民の方々が、住みよい町だと言えるか、感じていただけるかどうかだと思いますけれども、これからの問題ですので、その点は置きまして、見直しとか策定業務、今年度やらなきゃいけないわけですよ。いつから、どのように取り組むつもりでしょうか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） その点につきましては、皆さんにいろいろお世話になるわけです

けれども、7月には委員さんを任命いたしまして、その委員さんのもとで、いろいろな協議会等に諮っていただいて検討していきたいと思います。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 徳山の診療所の問題なんですけれども、県が何か補助金の点から転用は難しいというふうに町長言われてきたんですけれども、処分制限期間を踏まえてというふうな答弁があったんですけれども、どういうことなのか説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 徳山診療所のところなんですけれども、補助金関係等も受けておる中で、処分制限期間というのが設けられているわけでありまして、通常17年ということになりますと、本年度の23年度いっぱいをもって期間が終了するというのが、当方ではそういう想定でありましたんですけれども、ただ、県の方の解釈のところ、例えば休診期間中ですか、休業期間はカウントしないというような、そういう御意見もあるわけでありまして、まず、こういうところを町としてはクリアしていきたいというところで、随時、県との協議を重ねておるところでございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 現在というか、ここ数年間、農業援農隊の方のたった一人の宿舎みたいにしてきていますよね、それは許されて、福祉などに使うということは転用になるから厳しいんですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問は、居住部分の住宅部分の方なんです、住宅部分については、この制限期間が20年ということですので、まだちょっと期間がございますけれども、こちらの方は居住ということよりか、とりあえず居宅の部分の管理というような部分という解釈を当初では持って、いずれにしても居住部分について、そのまま置いておきますと非常に荒れてくるというようなこともありますので、保守管理ということのみでの、そういう扱い、解釈をしております。別段の利用という解釈を持っておるわけではありませんで御理解いただきたい。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 以前、私、県まで行って、この問題、転用が難しい難しいと当局が言うものですから、直接に聞いたんですけれども、福祉転用はいいですよということをおっしゃいました。医療、福祉、そこら辺まではいいと。全く関係のないようなことに使われると困るけれども、福祉活用はいいというふうに言われて、私はこの本会議でも一般質問でも、そういうことも言ったことがありますし、そのことによって地域の人たちに、どういうふうに活用したいのかということをお聞きして進めていくという、検討委員会と言われたか、何かそういう地域の住民の会をつくりたいということだったんですけれども、まだ立ち上げていないということは、どういう理由ですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問のとおりの部分でございますけれども、ただ、県の方としまして、必ずしも福祉が可能であるということではないということ、なぜかという、診療所が、先ほども私、申し上げました中にもありましたように、診療所、いわゆる医療関係ということの中において、その目的を果たしているかどうかということ、まず最初の期間の算定にもあるように、これからの転用についても、その部分がクリアされるかどうかというような問題も含んでおりますので、その辺を何とか、例えば福祉とか、そういうものでも活用できないかというような協議もさせていただいているというところであります。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 一度、高木課長が、福祉課の課長さんだったのかな、町民課の課長さんだったか、そのときに、議会に議案として、あそこをカウンターなんかを取り払って広場にして、福祉、そういうボランティアの福祉をやっている方たちに活用を変えますと、県からも許可が出たということで、そういう予算が出てきたことがあります。ところが、かつての所有者と親戚になられるような人たちが、病院としてつくったんだから、寄附したのだから、病院としての機能を果たさないような扱いはだめだということで、それでストップして、その議案はおろされた経過があります。

だから、県が福祉活用がだめと言っているのは、私ここ数年来、初めて聞きました。私はずっといいというふうに聞いてきたものですから、それはまた確認しなければいけないと思いますけれども、形を変えないで、広いところがあるわけだから、そういうところで使えるようにするというのはどうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 最後の答弁になります。副町長。

副町長（小坂泰夫君） 例えば形を変えないで活用というような部分ですね、そういう方向性というの、うちの方もいろいろ検討はしておりますけれども、例えば医薬品の備蓄センター等を兼ねた中で活用するとかあるわけなんですけれども、複合的に活用できることはできないとか、いずれにしても、期間をクリアできるかどうかということが、一番の今の最大のところでありまして、そこを県との協議の中で、ある程度の確保ができてくれば、先ほどの御質問の中にありましたように検討委員会を早速立ち上げて、そういう構想の中ができるかどうかというものを協議したいと思っております。

議長（板谷 信君） これで30分が過ぎました。これで鈴木君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時40分です。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。2番、太田侑孝君の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（板谷 信君） あ、ちょっと待って。町長。

町長（佐藤公敏君） すみません、先ほどの鈴木議員の障害者の支援について、その2つの作業所での運営費に関しての問題ですけれども、施設の指定管理料が1,400万4,000円と申し上げたようですが、140万4,000円の誤りですので訂正させていただきます。よろしくお願います。

議長（板谷 信君） それでは引き続き、2番、太田侑孝君の発言を許します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 2番、太田です。通告に従いまして質問させていただきます。

3つほど質問事項を持っておるんですが、御案内のとおり、町の教育行政についてということと、それから地域自治振興事業の関係と、情報基盤整備と、この3点でありますけれども、昨年9月と12月議会でも、一般質問でこの教育行政のことにつきましては質問させていただいたんですが、しかも、今年になってから震災がありまして、いろいろあるものですから、ほかの質問をと思っていたんですが、どうしても、この教育行政の質問を抜きにしてはだめだなというようなせっぱ詰まった気持ちで、きょうは立たせていただきました。

きょう、質問をして答えていただくことが、町民への説明責任を果たすというふうに、町の当局の説明責任を果たすということにつながるとお思いますので、簡潔明瞭にお答えいただけたらと思います。

特に、この教育長の不在の問題は前代未聞といいますか、異常事態が続いておるわけでありまして、どこの市を見ても町を見ても、こういったことは、まずないことでありまして、もう2年5カ月に及ぶと。佐藤町政がスタートして、おとし1月からですけれども、それからでも1年8カ月経過していると。この状態というのは、一体何でこういう人事案件が解決していかないのかと。これは私たちは、議会の方は人事案件を承認する側にありますから、上程されてこない限りは、にっちもさっちもいかないということでありまして、いろいろ私たちも心配して、いろいろ提案をしたり、いろいろ相談ということも考えていたんですが、どうしてもこのことについては、町長に簡潔明瞭に町民に対して説明するというような気持ちでお答えいただきたいとお願いします。

これはもう従来お答えいただいた調整するとか検討するとか、そのようなレベルでは、もう通用するような答えにはならないと私は思っているんです。明快に答えていただくことが町民への説明責任を果たすということで、大変重大な問題だと思っておりますのでお答えいただきたいとお願いします。

さらに、この人事案件の中では、当然、教育長といひましても、教育委員ということで上程されてくるわけですので、昨年の10月には、もうお一人、教育委員が任期満了で期限切れで終わっているわけです。行政サイドから見れば、当然、これは任期が切れるというのは、もうわかっていることですので、人事的な手当てをしていくというのは普通でありますから、それすらもまだ補充ができていない。5人のうち3人で行われているというようなことで、全くこういうことは理解できない状況であります。任期が切れるのを待っていても、そういった手当てができないというのはどういうことなんだろうということをお答えいただきたいと思ひます。

学校教育の課題ということで、サブタイトルで入れておいたんですけども、この辺のことが解決しないと、学校の課題などというところに踏み込んでいけないんですよ。これは去年もお話したんですが、学校の教育方針についてなどというのを文言でずらずら並べてみたところで何にもならないということですから、この教育長、教育委員の人事的な問題が解決しないと、学校の課題、教育の課題ということには踏み込んでいけないということで、これはまた後段、後の方に回していききたいというふうにお思ひしております。

それから、地域自治振興事業については、もうこれは前年度から今年度に引き続いて行われていくことですので、進捗状況といひますか、できるだけまくいってればいいなという願ひを込めて、状況をお聞きしたいなと思ひます。

それから、情報基盤整備につきましては、これはもう毎回の議会でいろいろ行われて議論されているんですが、どうも町民がどこかへ置かれていて、技術論とか、いろいろな内容的な技術論系のことが多いわけですし、全然町民の目線から見たら、町民説明会以降、どんな具合に何が動いて、どういふふうになっていこうとしているのかということが、よくわからないということがありまますので、住民説明会以降、どんな動きで、どんなふうに変わっているのかということ、その途中経過を踏まえて、流れをまた町民に向かって説明するようなつもりでお答えいただけたらと思ひますので、以上3点についてよろしくお願ひします。

以上です。

議長（板谷 信君） 太田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、太田議員の御質問にお答えします。

まず、教育行政についてであります。

教育長の長期不在の理由はという御質問でございますが、これは澤村前教育長が急逝されたことによって不在となったものであります。杉山前町長も、澤村前教育長の訃報が余りにも突然であったという事情はありましたが、恐らく後任の人事については、できるだけ早く決めたいという思いをお持ちになりながらも、人選に苦慮されたのか、結局、任期中には後任人事に手をつけないまま退任をされました。

川根本町の児童・生徒が大幅に減少していく状況の中で、既に本年度から南部小学校では

複式学級が始まり、保護者や地域の方々も学校教育の現状や将来に大きな関心を持っておられるように、私自身も学校教育の重要性については認識しているつもりでありますので、就任後、最初の定例会となります平成21年12月議会において、教育長人事についてお諮りいたしました。しかし、残念ながら皆様方の御同意をいただくことができませんでした。御同意をいただけなかった理由の中に、教育行政の経験がないというような御意見もありましたので、ある程度期間経験を積んだ上で再度お願いをしようと考えておりました。その後、皆様方の反応を私なりにうかがってはおりましたが、なかなか御同意をいただけるような状況にはなっていない、そういう状況の中で今日に至っている次第であります。

次に、教育委員2名の解消見通しはという御質問であります。先ほども申し上げましたように、本町の教育の現状からして、早急に解消しなければならない課題であり、当然、教育長人事ともかかわってくる課題であります。提案するのは町長であります。議会の御同意が得られなければ解消しない課題でありますので、議員の皆様とも御相談申し上げながら、解消を図っていかねばならないと思っております。今議会が終わったら、早速、解消に向けて御相談を申し上げたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、学校教育の課題とその取り組みについてでございます。

学校教育における課題としては、次の3つが考えられます。児童の減少により複式学級の採用を余儀なくされる小学校が増え、それに伴い先生の数が減り、一人の先生への負担が増え、児童へのきめ細かな指導が行き届かなくなるおそれがあること。次に、通常学級において、特別に支援等を必要とする児童が近年増える傾向にあり、特別支援学級の開設と相まって、これらの児童の支援に当たる講師、支援員等の確保が難しい状況にある。最後に、入学児童数の減少や中学校におけるクラブ活動の存続問題等を考えたときに、小・中学校における児童・生徒の健全育成や競争力の醸成等の問題も学校教育における大きな課題となってくるというふうに思っております。

1つ目の課題については、町単独で講師、支援員を雇用し、児童の学力が低下することのないよう、また、保護者等に不安や疑問を抱かせないよう、児童に対するきめ細かな教育に努めてまいりたいというふうに思っております。

2つ目の課題に対しましては、町単独で支援員を雇用し、通常学級において特別な支援を必要とする児童の特性を生かせるよう、きめ細かな教育に努めていきたいと思っております。また、特別支援学級で学ぶことにより、児童の成長を促し、将来、自立した生活を営むため必要な知識や技能を身につけることができるであろうとの意見が就学指導委員会等で出されました児童については、保護者の我が子に対する思いを最大限に尊重しながらも、児童の成長や将来の自立した生活のために一番大切なものとは何かを訴えながら、保護者の特別支援学級に対する理解を深めていきたいとも考えております。

最後の課題については、教育委員会といたしましては、まず、児童・生徒の保護者の意見

を聞く場を早急に設定し、保護者の小規模校における教育や複式学級に対する考え方や率直な思いを伺いたいと考えております。

それから、課題の中には、冒頭の教育長不在ということが大きな課題だというふうに思っていますので、これは何よりも早く解消することが大きな前提だろうというふうに思っております。

次に、地域自治振興交付金事業の進捗状況についてということでございます。

御質問の地域自治振興事業交付金につきましては、申請状況、それから各区の事業要望について関連しておりますので、あわせてお答えをいたします。

既に御承知のとおり、本年1月からこの事業を開始いたしておりますが、平成22年度におきましては6自治会から申請をいただき、合わせて392万6,000円の実績がありました。

また、今年度に入りまして、6月20日現在で12自治会から申請があり、申請額は511万8,000円となっております。

本年4月に、各自治会から御報告いただいた計画におきましては、34自治会のうち2つの自治会が計画未定となっており、残りの32自治会からの総額は約3,100万円で、交付金の限度額残高は約2,000万円となっておりますが、現時点では未定となっている自治会を含め、すべての自治会がこの交付金満額を活用して事業を実施したいと考えていると聞いております。

事業内容を見てみますと、現時点での申請は備品購入が最も多く、地上デジタル放送対応テレビの購入、集会所のいすやテーブル、冷蔵庫、印刷機の購入、区民広場等で活用する芝刈り機、環境整備用の草刈り機の購入のほか、防災用備品の購入なども目立ちます。

また、集会所の修繕については、現時点ではカーテンの取り替えや浄化槽の修繕、水周りの修繕などが多く出ておりますが、今後は空調設備の整備や床の張り替え、トイレ修繕、外壁や屋根の修繕など大規模な工事などの要望も多く計画されています。

さらに、今回の交付金の活用方法には、各区の区長さんを中心として話し合いが活発に行われて、区民から様々なアイデアが出され、先ほど申し上げた事業のほかに、共同墓地の整備、障害となっている樹木の伐採、地区の防犯灯のLED化など、どの地区においても地区の住民の皆さん自身が、自らの区を住みやすい環境にしていこうという気持ちが随所にあらわれており、自治会が自発的かつ計画的に行う諸事業を支援し、地域の活性化に資するというこの交付金の目的に合った事業であると認識しています。

いずれにいたしましても、今年度限りの事業でありますので、今後も各区への十分な説明と協議を重ね、さらに有効に交付金を使っていただけるよう努力していきたいと考えております。

ただ1点、今年度は、この事業に合わせて、昭和56年以前に建設された集会所の耐震診断を実施することといたしておりますが、その影響によりこの交付金を活用して行う集会所の修繕事業が平成24年度にずれ込んでしまうおそれがあります。その場合には、各区がこの交

付金を公平に活用できることを考え、特例として平成24年度への繰越事業としてお認めいただきたいと考えておりますので、御了承いただきたくよろしくお願い申し上げます。

次に、情報通信基盤整備事業に移らせていただきます。

まず、住民説明会以降の対応についてお答えします。

12月上旬まで住民説明会を開催しましたが、11月16日の議会全員協議会からの対応について説明をさせていただきます。

住民説明会での御意見や御質問を受け、当事業について集中的に検討する組織の設置の必要性について、庁内において検討し、11月の全員協議会において提案しました。その会議での御意見等を参考に内容を修正し、12月全員協議会で再度御意見を伺い、有識者、町内各種団体関係者、町議会議員の皆様を構成員とした検討委員会の設置について御理解をいただきました。

検討委員会は、12月22日に第1回委員会を開催し、3月24日の第7回委員会までに、有識者から、国が示す方向性や県内の状況についての説明、NTTドコモやパナソニックなどの事業者からは、急激な勢いで進む高速情報通信技術に関する動向の説明を受けました。また、町内の教育、商工、観光の関係者からは、現状と利活用についての御意見を伺いました。その他の検討委員会の検討内容については、町のホームページ内に議事概要として公表しております。

検討委員会での意見取りまとめとして、板谷議長あてに3月31日、報告書が提出されました。また、町の附属機関に準ずる機関でありましたので、私に対しても検討内容や意見取りまとめが随時報告されております。

この検討委員会からの報告内容については、4月の全員協議会で担当課から説明しましたので、詳しい内容については省略させていただきますが、検討委員会の総意として、川根本町でのブロードバンド環境整備が必要だとの認識を共有したこと、インフラ整備だけでなく、サービス提供を充実させていくことが川根本町の将来に有益であること、特に高齢化率が県下一高い当町においては、医療、健康、介護分野への利活用が効果的であること、将来を担う子供たちへの教育分野については早急に整備すべきであること、また都市部と当町、さらに町内の地域間に発生しているデジタル・デバイドを早期に解決することが必要であること、こうした御意見が取りまとめられております。

また、最後のまとめとして、整備方法や利活用についての意見を整理し、早急に事業計画を策定して、基盤整備を進める準備に取り組んでいただきたいとの御要望が出されています。

3月議会での山本議員からの御質問にお答えしたとおり、行政としましても、この検討委員会で取りまとめられた御意見を最大限尊重し、今後の検討に生かしていきたいと考えているところであります。

御質問にありました住民説明会以降の対応については、有識者3名、町内の団体関係者6名、町議会議員4名、委員数13名の検討委員会を設置し、集中的に検討していただき、報告



をまとめていただいたということになります。

次に、途中経過についてお答えします。

3月31日の検討委員会からの報告を真摯に受けとめ、平成23年度の事業推進に努めており、報告書のまとめとして記載されているとおり、早急に整備方法や利活用についての意見や考え方を整理し、早急に事業計画を策定していきたいと考えています。

まず、整備方法の比較検討については、5月全員協議会資料に想定される選択肢として、全世帯FTTHに限らず、有線・無線・有線無線併用といった方法について、事業者の誘致を含めて提示しました。ここに提示しました整備方法について、アプリケーションの可能性、補助金活用の実現性、誘致の場合の可能性などについて検討している状況です。この誘致する場合の実現の可能性については、具体的に各事業者に対し確認をとっています。

利活用については、4月以降、庁舎内に職員による検討委員会を設置し、現在2回、委員会を開催しました。職員からの提案も行い、その中から有効なアプリケーションの実現性について検討を加えています。優先する分野としては、健康・介護を含む医療分野、学校教育を中心とした教育分野、防災・電子自治体を含む行政分野としています。

スケジュール的には4月の全員協議会での説明のとおり、早急に事業の概略を議員の皆様を示し、遅くとも9月上旬には詳細設計に入り、事業計画を策定していきたいと考えています。事業の概略を示すためには、整備方法を2、3通りに絞り込む必要がありますので、その過程については御説明していきたいと思っております。

議員の皆様も、7月11日から視察研修に行かれると聞いております。先進地事例を視察された御意見などを、町が策定する事業計画に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それでは、追加質問といえますか、教育長の件なんですけど、今年の3月の23年度の予算審査特別委員会の教育費の検討の中で、議員から質問が、教育長はどうなるんだという質問があって、町長は、この3月11日ですけれども、6月議会には人事案件を上程したいと、こういうふうに答えておられます。

その後、5月24日に行われた議会運営委員会があったということで、その中では、議長、副議長さんが心配されて、町長が、ああは言ったけれども、本当にどうなるかなということで確認したい旨のお話を伺いました。それは確認されたと思うんですが、それを受けて5月27日の全員協議会で、その継続を受けて、町長が冒頭のあいさつで、教育長については上程したいと。上程ですけれども、議員の皆さんの御理解、御協力、同意が得られないと、これは決まらないので、ぜひよろしくお願いいたしますという、そういうことがあって、ぜひその後、引き続き正副議長さんと相談する機会をつくってほしいという経過があるわけですね。だから、この人事案件は、この6月議会に上程されるということの前提で進められてきてい

るわけです。この3月以降、今お話ししたように。

それが、先ほどの答弁だと、またひっくり返って、この議会が終わってから相談したいということなんで、それは今説明したように、3月からずっと、委員会から、全協から通してやってきた中での話なんで、それがまたここで上がらないで、さっきのように、それは次の議会が終わってから御協力をお願いしたいということなんで、その辺は、それはよく理解できないんですよね。それは発言としてもまずいし、受けた議員サイドも、それでは責任を果たしていくことにはならないんで、その辺はどういうふうにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 3月の予算委員会ですか、その中で6月に何とかしたいというお話を申し上げました。そしてその後、私なりに全員の皆さんではなかったわけですが、議員の皆様方のいろいろ反応をうかがいながら、何とか6月に御同意がいただけるようなということで考えてきたわけですが、なかなか現状は難しい、そういう状況を判断いたしまして、そこで正副議長さんに御相談を申し上げたということであります。

それで、正副議長さんに申し上げたことは、私としては一昨年12月に否決されたわけでありましてけれども、その否決された理由というのが、私にはいま一つ、何と申しますか、納得できない、そういう部分があるんだということを申し上げました。それは私が御同意を求めた人が、特にスキャンダルを持った人とか、あるいは人格的に特別不都合のある方だというふうには思っておりませんし、私なりに教育長としての責任が果たせるだろうという思いでお願いした方でありまして、反対されたときの理由、先ほどもちょっと申し上げましたように、経験が浅いとか、若干言葉遣いがどうだというようなお話しはいただいておりますけれども、特に私も選挙をやって、大勢の皆様方の御支援をいただいて、この町の教育行政も含めて、まちづくりに対して臨んでいきたい、そういう思いで御提案申し上げたものが否決されたということで、そのこと自体は、皆様方には同意するしあるいは皆様方の御判断でありますので、御納得を、御同意をいただけなかったという点については、私の責任も大きいかというふうに思いますけれども、私自身は早く欲しいという思いで来ました。しかし、ここまで来ますと、実は6月の議会までは、そういうことで何とか御理解をいただければということで考えていたわけですが、皆様方の御理解をいただけないということになると、またもとに戻っての議論ということになるわけで、何とか皆様方が協力していただける、そういう中でつくり上げていかないと、さらに今後、大きな問題が出てくるのではないかとということで、残念ながら6月での上程には至らなかったわけですが、今後、皆様方と御相談する中で、皆様方にも歓迎していただけるような、そういう人事を考えていかなければならないと思っておりますので、そういう意味で、誠に6月と言いながら、こういう状態になっているということは申し訳ないと思っておりますけれども、そこら辺の事情もくみ取っていただければというふうに思います。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 事情をくみ取って理解すると、余り考えるところはおさまらないというふうにも思うんです。ですから、反対されて否決されたことが理解できない、納得できないという点もあると思うんですが、それはそれで、もう1年8カ月たっているものですから、だから、そのことはもう終わったというふうに理解して、次にだれにするかというところに入っていなかったのかなというふうに思うんです。それでないと、ずっとそれにこだわっていて、また次に、Aさん、Bさんが出ても、そのこだわりがあるからできないということになると、別に、これは全然次元が違ってきてしまうのではないかなと思うんですね。

係る教育委員の選任については、ほかの人にも影響されるものですから、ぜひその辺は、もうざっくり、町長御自身が考え方を切り替えないことには、次のステップを踏めないではないかと思うんです。だから、私はきょうのこの質問を一つの区切りにして、思い切って従来のものから脱却して、新しい視点で人材を選んでいくというふうに切り替えていただくようなことにしていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに、そういう事態に至っているという考えで、今回までは正直言ってこだわってきたわけです、私としては。ところが、これでできないということは、町の教育行政にとってマイナスということでありますので、そういう意味で、新たなといいますか、皆様方の御意見もおかりしながら、私一人の判断で提案して、このような事態になったわけでありますので、いずれにしても皆様方に歓迎される人事といいますか、どなたが見ても納得いただける人事をしていくことが、この町の教育行政を進めていく上でも、今の先ほどの御質問にもございましたように、学校教育、大変な課題を抱えているという状況の中でありますので、何とか、それにも対応していくために、ぜひともそこを御理解いただいて、いろんな意味で御意見を聞かせていただければありがたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それに加えて、最近は一定のめどをつけてからなどということがはやって、作業をちよろちよろ、ごまかされるんですけれども、今年の10月20幾日か、下旬には、また教育委員の方の、委員長さんでもありますけれども任期が満了するということが、もう目前に迫っております、この6月議会が終わると9月議会というふうに入ってきますので、それに備えた3名の欠員を迎えるという状況に対して、どう、人的に対応していくかということが緊急の課題であるわけです。私はどっちかと言いますと、教育委員というのは5名で構成されるわけですから、その中で教育長が互選されるということには、規定にはなっているんですが、少なくとも教育長になる方がなくても、5人の編成は、教育長は保留してでも、5人の編成を、どう3人、穴埋めするかということ、この秋に向けて固めていただきたいと思うんですが、その辺の決意を伺います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 5名あって定員ということでもありますので、何とか体制を整えていかなければいけないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 特に、教育委員というのは、教育委員会を構成しているんですけども、これは学校の設置者の代表としての委員でありますし、学校経営をチェックする、あるいは検証していくということがあるものですから、必ずこれは欠かせない状況にあります。ですから、そのことはぜひ詰めていっていただきたいと思いますが、実は一般的に言うと、この足かけ3年にわたりまして、教育長職務代理者が3名、課長さん、務められているわけですね。日常的な学校との連絡協議、あるいは予算的なことも、いろんなことが細かく3人方、十二分に課長さんとしても職務代理としても仕事をされてきておられますので不足はないと思うんですけども、いずれにしても、この課長さんの職務代理制というのは、あくまでも短期的なことであって、よその連携、他の市町との連携に通用するレベルではないというか、仕事が区分けができますので、特にこの榛原郡は、合併して34が20幾つかになって減少しているわけです。教職員の人事交流とか、川根本町での教頭あるいは校長さんの人事関係、あるいは人材育成という点では、非常に手が遅くなってくるということがありますので、それをぜひ御理解いただいて、早目に、この空きの人員を手当ていただきたいというふうに思います。

それから、学校の関係でいきますと、人事を踏まえて次を見ますと、従来、町長は地区懇談会あたりからもそうなんですが、南部小の複式の学級編制が始まるということが、今年、行われたんですが、それに関連して複式と学校統合は別の話だということを、ずっと言い続けてきているんですが、それはそう言って、言い続けられるような現実ではなくなってきつつあるわけですね。今年、そういうことで南部小は始まったんですけども、来年もう1クラスといいですか、2クラスになるんですけども、南部小で複式学級をつくらざるを得ない。つまり6学年で学級が4つということになってしまいます。複式が2つです。だから、2年・3年、4年・5年ですから、6年と1年が1クラスということの編制になるのではないかと予測しているんですけども、あるいは来年、24年度は第一小が複式になっていくのではないかなと思います。それで、24年から第一小で、4、5年先は、本小でも中央小でも始まるようなデータになってきております。

多分、今の統計で、ちょっと調べてみたんですけども、平成27年の川根高の再編といいですか、ありますけれども、その辺になってきますと、中学生が5、60人になってしまうんですね。もうちょっと平成28、9年にいくと、中学生の卒業生が40人台になってしまうと。かなり先細りで、もうここ数年先で大変な現象が出てきますので、これは学校統合という言葉では片づけられない、川根本町の教育行政が、川高を含めて、どういうふうに構築していくかということが求められるわけですから、複式と統合は別だという発想では、もう

言いわけはできないと思うんですが、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、町が抱える学校教育の課題というのは、やっぱり今、太田議員から御指摘のございましたように、児童・生徒数が著しく少ない状況になってきているというところに起因しているというふうに思っています。早速、今年度は南部小学校で複式学級が2年・3年生で、そして来年には第一小学校もというような状況になってきておりますので、その学校の再編ということも考えていかなければならない、そういう状況になってきているというふうに思っております。

ただ、大変少ない、そういう児童・生徒が少ない状況の中で、学校の現場では、PTAの協力ですとか、あるいは地域の支援等をいただく中で、それなりに教育成果というものを上げてきているというふうに思っておりますけれども、これが今の議員のおっしゃるように、これから先、さらに進んでいくというような状況を考慮しますと、ある意味では待たなし、そういう時期にも来ているというふうに思っております。そういう意味で、複式と再編というのは関係ないとおっしゃったのかもしれませんが、当然、複式があちこちで出てくるとい状況は、再編を考えなければいけないという事態になっていくわけでありますので、中学校でも部活動が十分にできないとか、あるいは川根高、平成27年度までには再編の対象にはなっておりませんが、今後どうなっていくのか大変心配な状況もございますので、そういうことも含めて、教育というものについて、これはどうしても、その地域産業が衰退する、あるいは雇用環境がよくないというような背景の中で起こっている問題でもありますので、まちづくりの中で当然考える、そしてそのまちづくりの中で教育環境をいかに整えていくかということは、極めて大事な問題だというふうに思いますので、ぜひ、そういうことも含めて、教育長を含めた教育委員の人事、これを一日も早く整えるということと、あわせてその町内の学校教育のあり方、これをどう考えていくのか、そういう場をつくっていかなければいけない、そういうある意味で非常事態に直面しているのではないかなというふうに思っております。しっかりしていかなければいけないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 子供の数ですね、出生者、どこに聞いても、それはデータをとっていないんですよ。平成19年に集中改革プランの中で想定された出生人数はあったんですけども、以降、全然行われていないんですよ。ですから、そういったことのデータを追いかけた政策というか、企画ができない状態にあるわけですね。だから、今年の1年生が4つの小学校で33名、ちなみに。来年の予定は45名、再来年は28名になってしまうんです。その後は、40、35、32と続くわけですけども、相当厳しい状況にあるわけです。ですから、そのデータを整理して、そういう複式から始まって統合に関する委員会なり、何か立ち上げてスタートしないと、非常にこれは手後れになってしまうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、自治振興の関係で、状況をどう評価していいのか、余りうまくないのかな、2,000万くらい残高が残っているということですから、執行率65%くらいですか、その中で時間もないものですから、確認してお聞きしておきたいんですが、地域自治振興政策は、当初、去年からやっております、22年度分は11地区の587万5,000円から始まって、それから1月、2月、9地区の未定地域の部分は1,188万円ということで、この90%を見込んで、もう予算化したわけですけれどもね。23年度予算で、本当は4,088万8,000円のところを1,000万足しておいて5,088万8,000円の23年度予算を組んで、6月で1,000万円補正、減額するということをやっていたはずなんですが、その数字、つじつまが合わない状況をつくってしまっているのではないかと思うんですが、その辺は承知していますでしょうか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 平成22年度の実績をもって今回の補正155万5,000円ですけれども補正させていただきました。というのは、基本額が5,160万2,000円ございまして、これに10%加算の516万1,000円、総計で5,676万3,000円のトータル予算が必要だというふうに当初は見て計上してございました。平成22年度の当初で1,587万5,000円、それが最終的には392万6,000円の支出であったということでございます。10%加算額の利用につきましては、余り見込みがないものですから、最終的には基本額である5,160万2,000円の支出で、最終的には賄えるのではないかというような考えであります。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） いや、余りよく説明がわかりませんよ、例のことだから。ちょっと、だれかもう少しわかりやすく説明してほしいんですよ。

議長（板谷 信君） 執行状況みたいな、実際どれだけやっているかの部分みたいなところをね。

2番（太田侑孝君） それと、この1,000万円がおかしいですね、これは議会で答えている、6月議会でマイナスするよと、補正するよということを行っているわけですから、議事録が残っていますから、それは執行されてないですよ。だから、それを言うんです。

議長（板谷 信君） もう一度、答弁をお願いします。総務課長。

総務課長（柴田光章君） 繰り返しになりますけれども、10%加算額というのを当初見込んで、全体の計画を立ててあります。平成22年度の実績を見まして、ある程度の当初予算から見ても残高が出ました。ただ、最終的な5,160万2,000円の予算額は確保しなければいけないということで、当初予算でありました5,088万8,000円に上乗せする形で6月補正を出させていただいたという状況でございます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これは22年度と23年度にわたってということで、22年度で当初申請の出ているものにプラス、それから後、補正の以降にも、まだ出てくる可能性があるというこ

とで1,000万円程度の余裕を見たわけですよ。それを23年度の6月の補正で削るのではなくて、それは22年度の予算の中ですので、未執行で残るわけですよ、それは22年度に。だから、24年度についての、今、課長が説明した1,000万は、複数の区で対応した場合に、1割増しをのっけますよと言った部分、これについては、これからまだ申請が出てきますので、やがて年度末に複数での事業が出てこないときには未執行になるのか、補正できるのかと、そういうことです。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それは、22、23年の継続事業ですから、それはいろいろあるんだけど、非常に議会で答弁したことと、不明瞭というか、わかりにくいんですよ。それは、できればやっぱりこの状況というのは、6月の全協なりなんなりで示さないと、このままずると行っちゃうと、果たしてどこまでが終着駅で、どうなるのかということすらわからないですよ。だから、あれほど去年の12月ですか、急にこの話が出て、企画であらうだ、すったもんだしてやってきたものが、非常にその事業推進についての説明とか掌握が非常におろそかというか、わかりにくいんですよ。だから、内容もあれですし、備品ばかり買ってもらっても困るし、その当初の目的とした自治振興の目的に沿ったことが、なぜできていないのか、あるいは相談する職員を置いてまで想定したものが、備品購入ぐらいのレベルで終わっちゃっていて、まだ残が2,000万円あると。その見通しについても、それから23年度の区の要望事項のことも当然出る時期ですので、その辺の兼ね合いの説明を、ちょっとお聞きしておきたいと思います。お願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 先ほどの町長の方からも申し上げたんですけれども、平成23年度分の事業内容、これにつきましては4月時点で各地区からこういった事業を計画されているかということを出していただいております。そのときの要望額のトータルが3,100万円程度でございました。その時点では、まだ残りのり2,000万円ほどの事業計画は、ちょっと具体的には決まっていないというような地区もあったということでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それと、22年度に出された中間の要望事項というのがあるんですけれども、その進捗状況といいますか、特に区からの要望事項というのは、自治会ではにっちもさっちもできない、自分たちではできない、行政の方で、ぜひ実施してほしい、施行してほしいというようなのが要望事項が多いと思うんですよ。それがどんなふうに進捗されているかというのは、やっぱり区長さんだけでなく、これだけの自治振興事業ということでやった事業ですから、書類としても提示していただきたいと思うんですが、要望事項について、もう少し掘り下げた話を伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 平成22年度の各地区の要望事項ということによろしいですか。

先ほど申し上げましたように、390万ほどの要望額で、最終精算する予定でございますけれども、期間的にも短かったこともありますけれども、集会所の備品とか、集会所関係の内装工事等が主なものでございます。6地区で実施していただいております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 最後に、ブロードバンドの関係でちょっとお聞きしたいんですけども、流れは先ほど町長が説明されたんですけども、今年の3月の定例議会が全協あたりで、各地区の説明会をブロードバンド、やってきたわけですけども、出席者が非常に少ないとか、内容が不明でどうのこうのとか、大変不評を買って経過してきたわけではありますが、それを受けて、地区の説明会の中でも言われていると思うんですが、3月にも町長、言っているんですが、意向調査をしていきたいということ、時々言っておるわけですね。意向調査の位置づけ、あるいは、いつ実施するのかということが、やっぱり日程の中に組み込まれていかないと、このまま、また後で、いろいろ皆さん、質問すると思うんですが、詳細設計に入っていきような段階ではないじゃないかなと私は思っているんですけども、それで、まだ地域に対して、町民に対しての説明と理解が足りないではないかと。だから、あの地区説明会以来、ブロードバンド説明会以来、一体どうなっているんだという素朴な率直なものが多いものですから、その流れと意向調査というものについて、どう考えているかお聞きしたいと思うんです。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 今後のスケジュール関係ですが、詳細設計が主なものですが、今月中に庁舎内、こちらから2、3通りのシステム、整備方法等、提案をさせていただきまして、それをもとに議会の方へも説明、またそれをもとに、ある程度の整備方法等を絞って、詳細設計に入っていきたいと思っております。

町民への意向調査ということですが、それをある程度、まとまった時点で、金額等もある程度出た時点で、住民の皆さんに提示をしながら、加入の意向等を聞いていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） そのときになったら、意向調査をやるというんですが、その時点の状態を切り口にして意向調査をすると、アンケートをやるということでしょうけれども、去年の地域説明会とか、いろんな段階で、町民の皆さんは、ブロードバンドに対する不信だとか、内容がわからないとか、その意向というものについて、何をどうとらえようとしているのか、あるいは、それはどういうふうに行行政当局は受けとめているのか、全くそれが、あのときの説明会の総括がされていないではないかと思うんですよね。それから後、また意向調査をす



るというのは、町民の考え方もかわつただろうから、また同じ基本的なことの意向調査を試みようかというものなのか、もう詳細設計に入っているから、このことを質問してみようなのかという、そのちょっとずれが多過ぎるように思うんですけども、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 昨年度暮れまで検討委員会で方向性というものを導いていただきましたが、その方向性が情報機関の整備が必要と、それから利活用にも十分検討をするようにというようなまとめをいただきました。それに沿って、今後進めていきたいと思いますが、住民の意向につきましては、ある程度、具体的な例を提示しないと、町民の方々にも、こちらとして十分な意向が伝わってこないというようなこともありますものですから、ある程度、固まった時点で、数字的なものもお示ししながら、意向を調査したいと考えております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それで、先ほどの話だと、9月上旬に詳細設計ができ上がるということを確認しておきたいと思いますが、そうですかね。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 先ほども説明しましたが、遅くとも9月には詳細設計に入らないと、次年度ですか、後の計画等にも影響しますものですから、遅くとも9月には入りたいと思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） その詳細設計の内容というのは、どういう方向というか、それは決まっていないですね。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 7月中に、ある程度、2、3通りの整備方法と、また利活用も含めた整備方法を提案させていただきまして、これは議会というんですか、議員さん等と協議をしながら、徐々に1本に絞っていき、それをもとに詳細設計に入っていきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それはどこへ提案するんですか。議会、議員さんへ、全協か何かで説明してやっていくという意味の範囲ですか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 全協の席もありましょうし、また別な、この前の全協でも、議会の全協の席では結論を出せない部分もあるということで、意見の交換会等のような席を設けて進めていきたいなと考えております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） いや、その報告会とか委員会とかいうのは、全然流れというか、一つ

の流れをつくった中で、何々をどうしていきたいという順序立ったものが全く見えてこないし、それからもう一つは、庁舎内で利活用についての委員会をやっているということですよ。その辺のことも余り伝わってこないように思うんですけども、一度、9月の詳細設計に向けてのいろんな日程とか状況というものを、活字、資料にして提示いただかないとわかりにくいと思うんですよ。何をどうしようと、どういう会議をしたり、どういう報告会で、何をどうしようというふうに運ぶのかわからないですよ。それは、ましてや町民レベルでいくと全然わからないものですから、ある程度、詳細設計がこうなりそうだから、意向調査すると言われても、果たしてそういう進め方でいいのかと思うんですけども、ちょっとその辺を町長お答え、お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 町として、当初提案したものは、光ケーブルを張りましょうと、そういうことで御相談を町民の方にもかけたわけでありまして。そのときに、説明が不十分だったという背景には、1つには、出席者が少なかったということもあるかと思えます。大方、行政に任せておけばいいというような考え方の方もいらっしゃるかもしれませんが、関心を持ってこられた方、あるいはどうもおかしいのではないかという考えを持って出席された方、いろいろいらっしゃるかと思えますけれども、議会の議論、それから出席された方の中からの疑問等もございまして、そういう中で検討委員会をつくって、F T T Hばかりでなくて、ほかにも無線の方法もあるのではないかと、基幹の部分に光を張って、それから先はというようなものをいろんな御提案がございまして、そういうものを含めて検討していこうということで検討してきた。ただ、検討委員会でも情報基盤が必要だということまでは大体確認がとれているというか、確認がしっかりとれているという状況の中で、将来の町を見据えたときに、どういう利活用を図っていくのがいいのかということで、その職員の皆様方に意識を高めていただきたいということもございまして、庁舎内の検討委員会を設けて、今いろいろ勉強をしているところ、いろいろ医療関係ですとか、あるいは学校教育の関係ですとか、そういう現場からの希望等も入れて、今どういう利活用の方法があるのかということを検討している段階でございます。

そういう利活用の方向が決まっていく中で、どの整備方法がいいのかということになってまいりますので、大まかに言って3つ、もうちょっと細かくやれば幾つかの整備方法があるのかもしれませんが、そういう中で、まずは議員の皆さんに、どの方法がいいだろうかという判断を仰いで、そしてできることなら9月に詳細設計に入って、そしてもう少し詳細がわかった中で、町民の皆様方に、これは主には意向といたしますか、加入等の意向も図っていかねばなりませんので、そういう方向が主になってくるのかなというふうには思っていますけれども、段階としては、そういう段階を踏んで進めていきたいというふうには思っている次第であります。

議長（板谷 信君） いいですか。

これで太田君の一般質問を終わります。

続いて、1番、中野暉君の発言を許します。1番、中野君。

1番（中野 暉君） 1番、中野でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず第1に、農業振興についてお聞きをいたします。

主幹産業であります茶業も年々減少傾向で低迷をし、昨今では荒廃地が目立っているのが現状でございます。当町の茶業というよりも、農業全般的に農業従事者の高齢化、後継者不足などの多くの課題を抱え、今後の茶業を中心とした農業全般に心配をするものでございます。

今現在、荒茶を生産をしても、昔のような収入が確保できない、このことが一番の要因ではないかなというふうに思いますけれども、兼業農家が大半で、農外収入で生計を立てる農業が多くございます。ここには後継者、そして担い手不足が目立っているのが現状でございます。また、高齢化のため農作業が大変厳しい状況の中では、今後の経営が継続が難しいな、こんなことを思っている方々が多いのではないかなというふうに思います。

さらに、茶園改植をしたいということではあります、費用と製園までには大変時間がかかる、高齢者が見えない中では、もう自分の代だけでいいから、このままで改植等は進めないよというふうな方々もいらっしゃるというふうな話を聞きます。これら多くの問題が山積をしているわけで、放棄茶園は、今後ますます増加することを危惧するものでございます。

しかしながら、この地区にも一生懸命農業に取り組んでいる方もいらっしゃるわけで、新たな茶業振興を構築し、経営環境づくりに配慮をいただきたい。今こそ官民一体となった取り組みが重要ではないでしょうか。また、消費者の嗜好の変化、リーフ茶の利用減少、価格競争などにより経営は厳しくなっていることも現状で、年間を通じて農業に従事でき、生計を安定させる経営も構築していかなければならないわけで、自園自製等々にも、もっとしっかり目を向けていかなければいけないと、こんなふうに考えています。お茶以外の農産物の取り組みも、今後は考えていかなければならないのではないかな、こんなふうに考えております。

低迷する当町の茶業を中心とした農業振興対策、今後の取り組みについて、当町の将来に向けたビジョンをお伺いしたいと、こんなふうに思います。

2点目は、観光事業についてでございますけれども、今、東日本大震災から福島原発により厳しい観光事業、どこの観光事業も苦慮していることでありますけれども、特に当町の現状も大変な問題でございます。この風評被害というものは、観光だけではなく、農業にも大変大きく影響をしているところでありまして、大変な心配を皆さんもしているのではないかなと、こんなふうに思います。

まず今の時期、このことにおいて横一線の観光事業ではないかなと、こんなふうに思います。特別な対策を講じることが望まれ、県での補助にあわせた当町での対策、クーポン券、

その他の観光地よりもさらにサービスできることをアピールし、この対策というものは効果が期待できるのではないかなと、こんなふうに思います。

しかし、このことだけでは厳しい競争に打ち勝つ、勝ち抜くことは大変厳しいのではないかと、今後も関係各団体、行政が一体となった取り組みが重要ではないでしょうか。多くの方々の意見を聞き、そして話し合いの中で英知を出し合い、対策を期待をいたします。

観光事業は、幅広く当町の地域活性に関係することもありまして、多いに期待をしたいところでございます。しかしながら、この大震災がなくても、厳しい現状の観光事業、今後の対策、計画を伺います。

大きく2点について、よろしく願いをいたします。

議長（板谷 信君） 中野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

まず、茶業振興についてであります。

農業は茶を主体としており、茶の生産は冬場の農作業が少なく、年間を通じて農業に従事することが難しい作物です。このことは農業経営でも不安定さを招き、農業従事者の減少につながっております。しかも本町のような傾斜地の多い小規模な散在農地では、大型機械の導入や大規模生産農業は困難であり、地域の気候、地形に合った作物の導入、基幹産物であるお茶と組み合わせる経営のできる作物の導入や農産物ブランド化など、農産物の付加価値を高める取り組みも必要と思います。

現在、県では地域茶業を支える安定生産体制の確立として、低コスト栽培体系の確立、一番茶主体栽培管理技術の確立を目指す体制づくりを位置づけ、一番茶主体栽培体系の設計、実証圃場の設置、運営に、1工場が平成22年度から平成25年度にかけて取り組みを始めます。

また、販売から始まる茶業経営の強化として、茶商のニーズに対応できる荒茶づくりの推進で、契約製造、計画摘採体制の導入に1工場、付加価値を持った緑茶づくり推進で荒茶認証システム導入の検証、商品開発会議の開催に1工場が平成23年度から平成25年度に取り組みを行います。

生産から販売までの取り組みですが、農業者の意識は、農産物生産中心で6次産業化への意識はまだ低く、農商工業者の地域資源、技術に関する情報の共有化が少ない現状から、関係機関、農商工業者による支援組織の設立、ネットワーク化、農業者の意識の高揚など、現状と課題から、農商工業者の6次産業化への意識が高まり、地域資源、技術に関する情報も共有化されることにより、農協営農指導員、農林事務所など、関係機関とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、耕作放棄地対策ですが、現在、町における耕作放棄地面積は29.2ha、676筆（平成22年3月末）の状況であります。耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等の解消に向けての取り組みとしては、毎年、茶園の改植、農産物造成、自力作業道の開設、乗用型摘採機等の省力化施設整備補助等を実施しておりますが、耕作放棄地の背景には、

高齢化やお茶の価格低迷、権利関係、周辺農業者、受け手となり得る者の対応等は、地域によって様々であり、複雑な問題を抱えております。

当町では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度を利用した再生作業、土壌改良、営農定着やその他営農を補完する施設等の整備にも補助があります。農地を再生した後、長期にわたって農業を続けることが必要ですので、地域を挙げて取り組む体制づくりを推進する地区協議会が3地区ありますが、今年度4地区増やしていきたいと思っております。

なお、平成22年度耕作放棄地再生利用対策事業による実績は、3カ所、51.5a、農地利便性向上の作業路1カ所であります。今後、耕作放棄地の解消を図るためには、最大の要因である担い手の確保に向け、農地を維持していく担い手となり得る共同体の育成や、農地の集団管理作業の可能性など、地域の実情に即した取り組みを進めるのはもとより、再生作業への取り組みがなかなか進まない中、抜本的な取り組み方法の再検討が必要だと思っております。

お茶以外の農産物の取り組みでございますが、町特産物振興事業費補助金の中の作目は、茶、わさび、柿、しいたけ、たけのこ、栗、柚子、ブルーベリー、山菜類などあります。近年、柚子、ブルーベリーなどの取り組みが多く、平成22年度の特産物振興事業費補助金の実績は、柚子造成に5件で65a、菌床しいたけ生産施設に1件であります。今年度も引き続き特産物振興事業費補助支援を行っていききたいと思っております。

次に、観光事業でございます。

短期的には東日本大震災に伴う観光客の減少に対処するための対策として、今回、町内宿泊者に対する買い物券の進呈による観光客の誘客対策事業を計画いたしました。本事業が有効に働き誘客が図られるよう、町や観光協会、町内の各宿泊施設のホームページでの周知、近日、東京で行われる商談会会場での宣伝、旅行会社への訪問宣伝、関東や中部地方などへのキャラバン宣伝など、さまざまなキャンペーンを早急に実施していくところであります。

今後の震災対策につきましては、静岡県観光対策事業の状況と観光客の推移を見ながら、緊急誘客対策がさらに必要と判断されれば、今後、状況に応じた有効な対策を検討し、実施していくことが必要と考えております。

次に、中長期的な対策としましては、富士山静岡空港を活用した国内外観光の積極的な受け入れ、新東名開通に向けた広域的な観光ルートの開発を行ってまいります。従来の美しい自然、温泉、SL、アプト式鉄道などによる誘客に加え、農業、林業、商工業や健康づくりなどを観光資源ととらえたエコツーリズム、グリーンツーリズムなどの観光メニューの商品化、具体的には、町内のグラウンドゴルフ場やスポーツ施設などを結びつけた宿泊プランや、これまで余り活用されてこなかった接岨湖や大井川を利用したレジャーを結びつけた宿泊プランなどを具体的に商品化していくことが必要と考えております。

また、現在盛んなトレッキングやウォーキング客を宿泊に結びつけるプラン、農業体験や林業体験などを宿泊に結びつけるプランなど、町の特性を生かしたさまざまなプログラム開

発と実行できる環境づくりが重要と認識しております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

1 番（中野 暉君） 答弁、今後の取り組みが少し見えるような気がいたしますけれども、それについて少し再確認をしていきたいなと、こんなふうに思います。

この問題とは少し離れるというよりも、これに関連することではありますけれども、福島原発問題、観光だけではない茶業ということにも、先ほども申し上げましたけれども、茶業界にも大きな波紋があったわけで、暫定規制値を超えるセシウムが検出され、神奈川県では茶出荷停止指示が出されたことは事実でございます。これを受け、静岡県でも一番茶、県内各地19カ所ですか、2 番茶においても16カ所で検査を実施をしたところ、当町においては、結果、心配するレベルでないことを確認したわけでありましてけれども、しかしながら、薫科地区においては5 工場で暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出されたところでございます。

さらに、6 月20日においては、フランス・パリ空港に到着した静岡茶から、輸入の基準値を超えたセシウムが検出されたことは、皆様方もよくご存じのことと思います。このことにより、茶の放射線問題をめぐり、茶業界に大きな風評被害を与えているということでございます。茶商の皆さん方の商いのときには、必ず川根茶は安全でしょうねという言葉が聞かれるということでございます。安全を約束されながらも、消費者及び業界は確かな数値を求めているのが現状であって、自主検査を行うことの必要性が出てきたなと、こんなふうに思います。これは消費者に安全を示すデータとして、流通機関から求められるケースもありますけれども、拡販ツールとして必要なことだと思えます。もう報道では、県内自治体で生産者による自主検査を助成することをしておりますけれども、当町もぜひ、これらの近隣の市町と同様の対策ができないかお伺いをいたします。

検査費についても、今、損害賠償という中で認定されるよう求める自治体もあるというふうにも聞きますので、これにはのっていかねばまずいかな、それと同時に、安全を示す資料としては格好の材料にもなるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、このことについて対策ができないかお伺いをいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 放射性物質の検査については、既に近隣の自治体の中で支援するというような動きが出ております。したがって、私たちの町だけ支援しないということでは、すぐ隣、隣接していますので、そういうこともありますので、近隣の市町と、どういう実態なのか、そこら辺をもう少し聞きながら、私たちの町でも考えていかなければいけないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

1番(中野 暉君) ぜひ、よろしく願いをいたします。

川根茶のブランドの確立を図り、積極的に全国へ発信を行えるよう、前年度新たな販路拡販ということで取り組んだことでありますけれども、この事業、プロジェクトチームでございますけれども、今後も事業として継続できるかどうかお伺いをいたしまして、今後の計画等について何かわかることがありましたならば、願いをいたします。

議長(板谷 信君) 副町長。

副町長(小坂泰夫君) 市場開発のお問い合わせということでございますけれども、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんけれども、プロジェクトチームは、本年度も当然進めていくと。予算も計上させていただいておりますので進めさせていただきませうけれども、現在は、先ほどの御質問の中にもあったように、東日本大震災における風評等もあって、ちょっと動きづらい状況にもあるということがありますけれども、今後の中では、例えば9月あたりぐらいを目標というんですか、このあたりで事務的には大分進めて、検討会も進めていますし、実際にはその辺、9月前半または8月後半あたりぐらいから、具体的な活動ができるように進めていきたいと思っております。

議長(板谷 信君) 1番、中野君。

1番(中野 暉君) ぜひ、よりよい対策ができるように、メンバー等ももう少し募った中で取り組んでいただきたい、こんなふうに思います。

全国茶品評会、毎年、当町においては、よい成績を上げ、高級茶のイメージを確立し、ブランドが少し確立しているのかなと、こんなふうに考えます。来年度は特に、地元静岡が当番ということで静岡で開催をされます。高級茶の川根茶としては、ここでも必ず上位入賞していただきたい。今後、品評会の出展に対し御支援をよろしく願いをしたいというふうに思います。

もう一点、これは関連ですので、手もみの部というものもございます。いろんな部門で、この手もみの方々には奉仕をしていただいているところでございますが、川根茶のイメージ、高級茶ということにおいては、手もみも一つの方法でないかなというふうに思います。もちろんこの川根、この地域、ベテランの本当にすばらしい方もいらっしゃいますし、今の若手で技術をどんどん上げてきた方もいらっしゃいます。この品評会も、毎年行っているわけですが、近年は本当に期待ができるところまで来ているのが現状でございます。来年度はこの手もみが20周年記念大会ということで開かれるということでありますので、このことに対しても、当町において、もう少し支援をしていただけないかなと。手もみの部というものは、全部個人で、生産から本当に手でもむ段階まで、全部1人でやらなければならない状況でありますので、なかなか個人技にゆだねることにはなりますが、やはりもっともっと上位をねらっていくことにおいては、いろんな手間暇がかかります。あの時期に手もみをやっていただくことは、本当に頭が下がるなというふうに思います。ぜひこのことについては、もう一度、少しこの手もみということにも考えを置いていただいて、支援が、

対策ができないか、今後、検討していただきたいと、こんなふうに考えますので、この点について、どんなふうな考えかお聞かせを願いたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 手もみというのは、ある意味で伝統の技術であり、伝統文化の1つだというふうに思っております。そういう意味で、これを将来に継承していくということは、大変重要なことだというふうに思っていますので、現在、手もみ保存会に対してどういう支援をしているのかというところの部分、その補助金が果たしてあるのかとか、そういう点について、ちょっと現在今、把握しておりませんが、先ほど申し上げましたように、ただ単なるお茶をもむという技術でなくて、伝統的な技術であり文化であるという認識もありますので、ぜひ何らかの応援ができるものなら検討をしていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） ありがとうございます。

ここでまた困っているのが後継者であって、若手というか、若者の皆さん方にも、このことを伝承をしたいというのは、先輩の方々でありますので、ぜひ、多くの方々に参加をいただいて、この川根揉切流を、もう少し高いものにしていただきたいなと、こんなふうに考えます。

荒茶というよりも荒廃地、耕作放棄地というものが、今までも随分話題になっておりますが、これも基盤整備、農業経営を継続できるよう、環境づくりもやはり要因の1つではないかなと、こんなふうにも思います。農道とか農業用簡水、圃場整備というものも、今後は積極的に手がけていかなければいけないのではないかなとっております。

売れるお茶、川根茶ブランド強化ということも必要です。相反したところもありますが、本来の茶づくりというものも、やはりこれは残しておかなければ、川根茶というものが少し薄れてきてしまうおそれもあります。とにかく生産から販売まで、農業の振興を計画的に図っていくことが、これは不可欠ではないかなと、こんなふうに思います。

幸いにも、ここの地域には、農協においてこのお茶市場だけに、ずっと仕事をしてきた方々も数多くいらっしゃいます。もちろんお茶のことに対しては先生でございますので、いろんなことを本当に経験した方々がいらっしゃいますので、前年度は谷技監が指導員として在町いただいたわけでありまして、中長期に物事をとらえ、この川根茶を残し、そしてまた売れるお茶づくりをあわせて考えていくような計画性のある農業指導員というか、支援員というものも、やはりここには必要ではないかなとしますので、この点、川根茶を本当にしっかり考え、長いスパンでとらえることができるような体制づくりというものも必要でありますので、どんなふうなビジョンを持っていらっしゃるかお伺いをいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（澤本勝美君） 農業相談員の設置等につきましてですけれども、昨年からの農



業者が農業経営及び農村生活に有益かつ実用的な知識を得、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業振興を図る目的で地域農業支援員を配置しております。

農業協同組合や認定農家等の意見集約を主に、巡回及び状況把握に努めていただきまして、農業振興協議会の事業である品評会の協力及び耕作放棄地等の再生利用も行ってもらいました。今年度につきましても、農協の営農指導員との連携をしまして、農業振興の支援に努めさせていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） 課長の意見、前向きな形でありがたいなというふうに思いますけれども、具体的な農業支援員というものが、今は期間を少し区切った中で依頼をしているというふうに聞いておりますけれども、長期的に毎日ではなくても結構ですので、長く全体的を計画的に図れる、そのような方をぜひ農業支援員として要請をするものでございます。この点について明確ということは難しいかもわかりませんが、どんなものかお伺いをいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 農業全般をとらえて、そういう立場の方、必要があるなら検討していく必要も、今の農業の現状から考えると、どうしても農業というと生産に偏りがちな部分もありますけれども、もう少し幅広く、流通面も含めて、あるいは農業の持っております多面的な機能といいますか、景観保全ですとか、いろんな面で農業というのは幅広い機能を持っていますので、そういうことも含めて、ほかの作物の導入等も含めて、農業全体を考えられる、そういうような方が必要があれば考えていく必要もあるのかなというふうに思います。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） ありがとうございます。

お茶以外の農作物の取り組みというものも、先ほど申し上げましたけれども、基幹産業の補完役割として、農家の年間収入の確保は、最近には必要ではないかなとこんなふうにも思います。自分の食べるものというのは自分たちでという、一方ではこれも必要であろうかな、身土不二、地産地消、我々が食べるものは、この地域に合った、風土に合ったものが一番適しているというのがこのことではないかなというふうに思います。ぜひ、町民の皆様方もこういうことを機に、野菜づくりというか、違う作物にも少し目を向けていただくことができれば、こんなふうなこともできるのではないかなと思います。

耕作放棄地というものが、今、大変問題になっているわけでありましてけれども、これも家庭菜園をもう少し幅広く利用してもらおうとか、部会等々を少しいろんな形で作くり上げ、法人とまではいなくても、公募をし、構築することによって、野菜で生計を、少し期間的に上げることができる土地利用促進というものも図れるのではないかなというふうに思いますので、この農業支援というものも重要な役割を占めるのではないかな、こんなふうに思いま

す。ぜひ、このことに対しても取り組みをお願いしたいわけでありまして、このこと、今、家庭菜園とか地域でじいさん、ばあさんが野菜をつくっているわけでありましてけれども、鳥獣害の被害が大変大きいことも、皆さん方もよくわかっていると思いますが、この対策は重要で、積極的な取り組みも今後もしていかなければいけないのではないかなと、こんなふうにも思いますし、そういうことをすることによって、この地区で採れたもの、いろんなものを観光客に土地の農産物を買っていただくということも、この地区の活性化になるのではないかなというふうに思います。

これには先ほど言ったような農業法人みたいなものが、もっともっとたくさんできればいいわけですが、なかなか難しいことかと思いますが、販売所も、やはりそのような形ができれば考えていかなければいけないし、何よりもこの地区の方々に消費をしていくことを考えれば、テントとか無人販売というものも、これも一つの方法であろうかと思えますけれども、今この間伐材の話が少し出ましたものですから、それらを生かした簡単な販売所、あずまやのようなものでもよろしいし、山小屋のような簡単なものでも、特徴のあるものであればいいのではないかなというふうに思います。こういうものを町内の建築屋さんにお願ひし、賛同を募った中で、1年に1カ所、2カ所、その地区の賛同者があれば、空き地を利用したような形の利用も考えていくことができるのではないかなというふうに思いますので、この地域でみんなで作った、公募をして、入所者には、この建物をつくっていただく。もちろんそこには補助制度も必要であろうかと思えますけれども、いろんな中で、この地区を売り出す一つの方法になるのではないかなというふうにも思いますので、ぜひ、この点の取り組み、最後の販売所を今後は大きな需要があれば考えていかなければならないんだろうなというふうな視点に立った中で、答弁をひとつお願いできればうれしいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、お茶を中心に農業をやっているわけですが、それぞれの家庭で野菜をつくったり、主に自家消費、場合によっては隣近所に、親戚にということで作っておられる方がいらっしゃるわけですが、いずれにしても、つくった農産物が売れるということは、自分のつくった作物が、それだけ評価を受けたということで、高齢化している家庭にとっても、自分でつくった大根なりキャベツが売れる、これは一つの生きがいにもつながっていくことだというふうにも思っております。そういう意味で、商工会でも、軽トラ市ですか、こんなものの企画もあるというふうに伺っておりますけれども、そういう簡易な販売できる場所、そういうものがあれば、そこへ持ち寄って生産者同士の交流も生まれますし、そして町外から来たお客さんが見えになれば、そこでまた交流の場も増える、機会も増えるということで、ある意味で、そこが情報の交差点になっていくわけですね。そういう場づくり、これは大変大事なことだろうというふうに思っております。現在、島田、それから静岡等も含めて、その広域の連携の中で、街道づくりをやろうということで、来ておりますので、そういう位置づけの中で、先ほど中野議員、おっしゃったように、間伐材等の

利用も考えられると思いますし、いろんな意見を寄せ集めていけば、かなりおもしろい展開になるし発展していく、そういう可能性もあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、そういう意欲的に取り組んでくださる皆様方にも呼びかけながら、そういう機会が持てればありがたいなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 販売所の件ですけれども、販売所ではありませんが、今月の7月16日、千頭駅前で商工会が主体となりまして軽トラ市を計画されます。そして、それ以降、10月とか11月にも、あともう少しやっていきたいというようなことを計画しております。

それから、千頭駅前に地域の物産の販売と文化ですか、いろんな芸術家の方もおられますので、そういう芸術作品を展示する店もできております。そういうのを活用しながら、今後、農業、観光の振興を図っていきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） ありがとうございます。

やはり、みんなで考えれば、いろんなアイデアが浮かぶのではないかな、農協のまんさい館も、最初は朝市から始めたわけでありまして、当初4,000万で計画したところでありますけれども、6,000万、8,000万、1億、もう既にこのような状況に来ておりまして、また店舗も1店舗、2店舗、3店舗というふうに増やしているのが現状でございまして、この収入というものは、みんな組合員の収入でありますので、このようなことが多く広がることを期待をいたします。

次に、観光のことについてお伺いをいたします。

大村選手のオリンピック出場が期待をされるところでございまして、今、後援会が発足したところでございます。カヌーの町として、今こそ、いろんな形で積極的に宣伝をし、取り組むべき時期ではないかなと、こんなふうに思いますので、このことについて今後のちょっと予算が少し外れたカヌーということについても、少し予算を計上した中で、積極的なこの当町での取り組みというものがなされないか、この点についてお伺いをいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 現在、川根本町エコツーリズムネットワーク主催で、町内の様々な農業とか林業とかを利用した自然体験プログラムというのを計画をしております。ほぼ毎週末、何かをやっているという計画が今できております。その中で、8月、9月、10月、11月につきましては、毎月1回の予定でカヌークルージングであるとか、紅葉カヌークルージングなども計画しておりまして、1回の募集人員が10人から20人程度で、余り多数の誘客は見込めないですけれども、こういうことを続けることで観光客を増やしていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） いろんなことが今、なされるよというふうな話を聞きました。観光資源の豊富な当町、積極的な取り組みが必要で、各団体の連携を図って、官民一体となった取り組みを期待をいたします。

今現在、提案のあった寸又峡温泉での露天風呂というか、家族風呂の構想がございます。まち並みを変えること、いろんなイメージを変えることにもつながり、活性化につながるのではないかな、寸又峡をもう一度呼び出せるのではないかなと、こんなふうに思います。議員の研修で、今回、黒川温泉に行きますけれども、そこで少しでも吸収をし、これの提言に、少し助言ができたならなと、こんなふうにも思います。

いずれにしても、このプロジェクトというか、この取り組みが成功できるよう、みんなで協力をして、新しい寸又峡というものも考えていかなければならないのではないかなと思いますので、この点について特段の配慮ができるかどうか、お伺いをいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 寸又峡温泉でございますけれども、川根本町の観光を考えたときに、一番まとまった宿泊の収容力を持っているということで、観光で訪れるお客さんというのは、泊まっていたのが一番お金を落としていただけるわけでありまして。そういう意味で、寸又峡が往時の3分の1にまでなってきたという現状は、それは寸又峡の中の施設が、旅館が24軒、たしかあったはずだと思いますけれども、現在半分になってしまった。それから夜、町の中を散策するのにも、飲食店、食堂ですとか一杯屋さんが減ってきている、そういう状況になってきていますので、静かな田舎に来るとは言いながら、人々は群れたがってくる、そういう部分があるのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、寸又峡温泉、半数になったとはいえ、数百人の宿泊規模を持っている地域でございますので、何とか、これの再興を図っていく必要はあるというふうに思っております。その再興を図っていく中で温泉、これはもともと美女づくりの湯ということで、温泉を中心に売ってきた地域でもございますし、接岨峡あるいはもりの泉、そして千頭、現在4つの温泉を持っているわけでありまして、川根温泉とも連携させながら、その温泉をもう一度アピールするという意味で、温泉施設については、寸又がこれからもう一度元気になっていく上で、大きなかぎを握るのかなというふうに思っています。黒川温泉に議員の皆様も行かれるということでございますので、黒川温泉は、そういう意味では私たちの川根本町、寸又峡にとっても参考になる景観整備ですとか、旅館のつくりですとか、お客様を迎えるおもてなしですとか、いろんな面で大変参考になる点を持っておりますので、ぜひ、視察してきていただいて、また御提案をいただければありがたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 1番、中野君。

1番（中野 暉君） 今、大井川南アルプス街道、そしてまた大井川沿線を中心とした観光ルート、豊富な資源を持った当町でございますので、ぜひ、この観光に力を入れていただきたい、こんなふうに思います。昨年度ですか、もりのくに、時の栖に指定管理者を引き受け

ていただきましたけれども、それからそんなに我々も地域の皆さん方も協力をしていないのではないかなというところが見受けられます。できれば、いろんな形でもう少し盛り立ててやって、この場所ももう少し活用ができるような体制づくりも協力できればなど、こんなふうに思います。

いずれにしても、夢のある、希望のある、活力のあるまちづくりを町民みんな希望しているところでございますので、どうか官民一体となった取り組みができるよう、行政が中心となって進めていただきたいと、こんなふうに思いまして、私の質問にかえます。

議長（板谷 信君） これで中野君の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後 1 時 15 分とします。

休憩 午後 零時 27 分

再開 午後 1 時 15 分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問に入っております。

それでは、9 番、市川昌美君の発言を許します。9 番、市川君。

9 番（市川昌美君） 通告しました一般質問を行います。9 番、市川でございます。よろしくをお願いします。

東日本大震災、すさまじい津波被害、まさしく今までの想定を超えた自然の猛威の前には、余りにも無力な現実を突きつけられた感があります。津波によって制御を失った福島第一原発は、収束どころか高濃度汚染水は太平洋に流れ出している現状があります。東京都心のホットスポット、名古屋、大阪ですら高線量の地域が見つかっており、本県でも基幹産業であるお茶が汚染されて、茶産業そのものが危機にさらされております。従来から指摘された東南海地震、マグニチュード 8.2 クラスの大地震が 83% 以上の確率で起こると予測されており、福島第一原発の事故を受けて、浜岡原発の発電が停止されました。川根本町の防災はどうなっているのか、町民の財産と尊い命を守る施策は万全なのか、町の万全なる施策と安全対策、防災訓練が現実的な方向性を持って行われているか検証するよい機会と考えます。

本町は、井川海久保ダムから始まって川口ダムまで、大井川の流域に沿って、電力会社の導水管が切れ目なく通っております。各集落の近くを現大井川の流量の数倍の水が常時流れております。川根本町の想定外かもしれませんが、この導水トンネルは昭和初期につくられたかなり老朽化した建造物であることは間違いありません。深い土圧のあるところ、浅いところ、老朽化の激しいところ、発電のため露出した配管等、破損すれば土石流が起こりますし、運悪く集落の上で発生すれば人災の危険、生命にもかかわる立地で仕事をしている、生

活をしていることを忘れないことです。上流のダムの保全も想定外の事故によっては大変な事態を招く要因になる、生活の一部として片時も忘れないことが肝要かと思います。

それでは本題に入ります。

東南海地震の発生確率の高い静岡県の中、浜岡原発の発電が停止されました。想定外の災害が予測される中、防災及び町民の生活に欠くことのできない防災同報無線の未整備地区への戸別受信機の取り付け工事が平成16年から行われておりますが、この事業の目的と各年度の予算及び整備状況の説明をしていただきたい。

2点目、22年度6月定例会の質問で音戯の郷の従業員、当時委託職員だった方々の地位保全についてお尋ねしましたが、あれから1年、町長の答弁は、現場を見てから検討させていただきたいということ、その後の対応はどうなっておりますか。

3点目、情報基盤整備事業へのこの1年半の流れを見て、この現況の中で首長としての判断を明確にお答えください。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） ただいまの市川君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

まず最初の防災無線の整備状況についてですが、防災行政無線を整備する目的は、非常災害時における災害情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知することにあります。町域の90%以上が森林という本町にあっては、地形が急峻であることから、大規模な災害が発生した場合には、多くの地区が孤立するおそれがあります。町では、災害発生時の各地区との通信体制を確保するため、防災行政無線、簡易無線、衛星携帯電話、アマチュア無線を利用した整備を行っております。

防災行政無線には、同報系と移動系があり、今回御質問の防災無線は同報系に当たります。同報系防災行政無線には、屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーになりますが、それと戸別受信装置があります。屋外スピーカーは全地区に設置済みであります。設置場所から離れるほど音は小さくなることと、家屋の気密性が増したことにより、屋外スピーカーの音が聞き取りにくくなることがあるため、戸別受信装置の整備を進めています。

整備に当たっては、各地区集会施設、学校教育施設、社会福祉施設、道路等の寸断により孤立のおそれがある地区、土砂災害等の危険箇所が近くにある地区、自主防災会長である区長、自主防災委員等から順に整備を進めています。これまでの戸別受信装置の整備状況は、次のとおりとなります。

まず本川根地域でございますけれども、平成12年度事業費1億500万円、事業内容、親局1カ所、簡易中継局1カ所、子局1カ所、戸別受信機1,200台。

平成13年度、事業費4,336万5,000円、事業内容、中継局1カ所、子局18カ所、地区遠隔制御装置16台、戸別受信機40台。

次に、中川根地域でございます。平成14年度事業費4,987万5,000円、事業内容、基地局1

カ所。

平成15年度、事業費3,171万円、事業内容、屋外子局20カ所、戸別受信機442台。

平成16年度事業費372万7,500円、事業内容、戸別受信機50台。

平成17年度事業費138万6,000円、事業内容、戸別受信機20台。

平成19年度、静岡県が土砂災害情報相互通信システム事業で整備したもので、事業内容、戸別受信機40台。

平成20年度事業費111万3,000円、事業内容、戸別受信機19台。

平成21年度事業費111万3,000円、事業内容、戸別受信機18台。

平成22年度事業費70万8,750円、事業内容、戸別受信機12台。

中川根地域の戸別受信機設置台数は601台となり、単純に世帯数で総整備率を求めた場合、31%の整備率となります。

本年度も予算を認めていただいておりますが、117万9,000円ですが、予算を認めていただいておりますので、整備を進めていくところであります。

次に、臨時職員の賃金につきましての質問でございますけれども、議員ご存じのとおり、合併後、見直しがなされております。臨時職員の方の賃金は、基本的には近隣市町や町内事業所等の金額を参考とさせていただいております。業務内容が資格を必要とする業務、あるいは特殊な業務の方につきましては、業務内容に応じた割り増しの賃金で対応しております。

音戯の郷で働いておられる方の時給単価につきましては、いやしの里診療所やごみ収集業務、介護認定調査員、図書管理業務、やまびこ資料館管理、学校支援員などの業務内容と時給単価とを比較検討いたしました。音戯の郷の主な業務内容は接客であり、閑散期と繁忙期がある点は特殊性が見られるものの、音戯の郷の業務内容を類似した業務と比べた場合、特に時給単価が低いものではありませんでした。また、町内各事業所について臨時職員の時給単価を調べましたところ、役場と同様の金額となっております。このような周囲の状況を総合的に判断し、今年度は時給単価を据え置きとしているところであります。

次に、情報通信基盤整備事業の御質問にお答えします。

まず、この川根本町に高速なブロードバンド基盤を整備することについては、昨年度開催された検討委員会においても、委員全員の方が、その認識を共有されたように、私もその必要性を強く感じております。

また、全町くまなく同じサービスを受けられる状態に整備することが、都市部と当町の間で発生しているデジタル・デバイドの解消に有効な手段であると考えております。さらに、その情報通信基盤を利活用することが、川根本町の将来にとって有益であり、この町の活性化や住民の福祉向上につながるものと確信しております。

現在、担当課において、整備方法や利活用方法について検討を進めております。早急に整備概要を議員の皆様を示した上で、なるべく早い時期に具体的な事業計画を町民の皆様にも提示したいと考えています。

基盤整備の必要性については、議員の皆様も認識されていると思います。検討課題として、その高速ブロードバンド基盤をどのような方法で整備するのかといったところだと思います。私としては、想定される整備方法の中で、実現の可能性を見極め、財源が確保できる時期に、将来の拡張性もある程度考えられる整備方法に絞り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 最初に、防災無線関係の質問を行います。

たしか企画で伺ったのは553台、24%という数字を私いただいていますけれども、その点が1つ。

それから、今現在、その戸別台数が入ったところ、その内訳で役場の職員、それから消防関係、それから防災会長宅あたりへ優先的に入っていますよね、これを抜くと一般はどのくらいになりますか、両方教えてください。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 今の整備状況、本川根地域においては全世帯ということでございます。中川根地区は601台ということございまして、戸別にどういったところに整備されているかという細かいところまで、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、台数につきましては今回調べたとおりで、先ほどの質問ありました500何台ということではない。町で整備した台数は601台ということでございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 同報無線の戸別、結局引き込みの質問をしているのに、その割り振りがわからんということはどういうことだね。なぜ、私がこういうことを言うかということ、これ、役場には5,000万ぐらいかけて防災施設がつくってあるでしょう。それは役場の職員とか、そういうふうにするものでなくて、一般の町民の危険を知らせるためのものであり、あれは日常、イベントとか、あるいは天候とか積雪とか台風とか、そういうものを放送してみんなに周知徹底するためにつくってあるものだから、旧本川根は海久保の1件まで全部入っていますけれども、ここでいろいろ議事録を見ると、何か難聴地区とかなんとかと言っていますけれども、同報無線、かなり山間部が多い旧本川根ですけれども全部入っていますよ。全部聞こえます。ですから、これをオフトークのときでも90%というと、あの当時2,300戸ぐらいあったじゃないですか。その2,300あった中で90%ということは、本当に200何人の人間が、全くあれからずっと任意で、ほとんど行政の恩恵を受けていない人たちがいるから、私これを取り上げたんですけれども、格差ではないですか、これは完全に。こういう大事なものをやらずに、インターネットもへちまもないんだよ、これははっきり言ったら。その点、いかがですか、町長。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいま同報無線の関係の御質疑であるわけでありましてけれども、



元来、同報無線は、いわゆる屋外にあるスピーカー、そこまでが本来の同報無線の整備ということになります。先ほど町長の御答弁にもありましたんですけれども、いわゆる地理的な問題とか難聴問題とか、そういうものに関して戸別受信機を設置するというのは付加的なものであるということで御理解をまずいただきたいと思います。

もう一点、この同報無線は、防災同報無線でありますので、本来の中では、基準の中にあつては、いわゆる防災関連の放送しかでき得ないということになりますので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

なお、いわゆる南部地域、中川根地域が、その点の中で整備が、普及率が低くなっているということでございますけれども、実はこれは同報無線については、固定局というのが将来のデジタル化等も踏まえた中で、これがそのまま例えば戸数の多い中を1台10万円程度するというものを整備して、これがデジタル化になった場合に、受信側がそれが一切できなくなると。送信、受信もですね。そういうことの中において、じゃ、どうしたらいいかということ、実は3年前から検討しておる、内部の中でありまして、してきているわけでありまして、地域によって、そういう中で非常に難聴部分があるというようなことも勘案しておりますので、そういう方々には優先的に設置もさせていただいております。

ただ、その設置につきましては、自主防の役員であるとか、自主防または役場の職員は緊急で本庁、または支所、そういうところへ呼び出すということになりますので、そういう防災関係につく職員を優先的に設置してきたということでもあります。

この中で、先ほどちょっと申し上げましたが、3年ほど前から、その再編整備についての検討も内部においてはしてきておる中で、以前、防災FMラジオの取り組みというようなことも検討に入れております。これは2年ほど前に、高畑議員も地区の区長さんと、上長尾地区においても受信が聞きにくい地区があるというようなことで来られたこともあります。そのときにもお答えをさせていただきましたが、実は防災ラジオの方が、より移動的にもいいし効果的であるという中で、整備の方向性を検討していきたいということでお答えしたんですが、ただ、この防災ラジオが、まだその時点において1つ難点があるといいますが、スイッチの切り替え方式になっておりまして、これを防災の方へ切り替えておけば、そのまま緊急対応できるんですけれども、FMなりAMなりに切り替えておくと、その放送が入らないということがありましたものですから、この点については、その製造業者に間接的にこういう点を改善してほしいと言うような申し入れをしまいいりました。今回そういう点の中で、いわゆるチューナーを2つ構えるということになるかと思うんですけれども、その中で今回、吉田町さんが導入されたと聞いておりますけれども、その情報の中で、いわゆる緊急放送が優先的に入ると言うような改良がなされたということがございますので、そういうのを踏まえた中で、今後は防災ラジオ整備というような方向性を目指していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 防災無線だから、ほかのものは優先的に防災もやるというのは、それはそれでいいですけども、旧本川根を見れば、時報から全部入ってくるでしょう。しかも各部落にスピーカーがあると申しますけれども、今の家屋構造では、もうサッシを閉めたら何も聞こえないし、台風なんかのときは、まるっきり何も聞こえないですよ。そういう段階のときに、旧本川根は今現在ありますけれども、何であのぐらいの準ずるぐらいのものをやって、みんなの便を図るということは、これは行政として当然の義務だと思うんですよ。だから、FMもあれもない、もうあの方式で今やってあるだったら、それをやらなくて、役場の職員が持ってたってどうしようもないでしょう。役場の職員は、町民に周知徹底するために持つんですよ。だから、町民が主役だということを私いつも言いますが、それが世話をする人が持って、それを恩恵を受ける人が持っていないというのは、いささかこれは逆の構造ではないですかね。その点どうですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） いざ災害になったときに、どういう対応をとっていかという観点になるかと思うんですけども、先ほどのいわゆる防災ラジオ、これは緊急時のいわゆる同報無線が受信が可能であると、優先的に受信がされるということでもありますけれども、一般的なFMの受信も可能であるという中において、この地域の方々に、どういう対応をしていくかという問題においては、これはコミュニティーFM、これらを整備するというのも一つの念頭に置かなければならないかなと。このコミュニティーFMというのは、いわゆる災害が発生した場合に、2カ月を範囲として口頭でもいいわけですが、口頭申請によって、そこにFM局を設置することができるというものでありまして、これは設備に約1,000万円かかります、1カ所。これが例えば北部、南部に設置されれば、約2,000万ぐらいで、このコミュニティーFMの開設可能になるというようなことも考えられます。

こういうようなものを総合的に整備するということが、より地域、生活情報を発信できるということになるのではないかと思います。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） それは詭弁で、僕が言うのは、同じ今、合併して一つの町になって、同じ行政のいわゆる恩恵を享受するというのは、みんな同じでなきゃいかん、一つの町だから。だから、その時点でこれは遅れているということを言えいいんじゃないですか、実際。遅れているでしょう、結局。FMも何も、だったらFMがもう入っていてもいい話だけれども、まだそういう未確定要素があるという段階で、今、物を言っていますけれども、防災無線だったら、あの旧本川根のやつ、あれはなくならんですからね、県下、全部入っていますから。ですから、この前も言いましたけれども、あれは4本の電池が入って、コンセントを抜けば、携帯ラジオと同じように持ち歩きができて、恐らく役場にも発電機があって、発電機で無線を飛ばすことができるですよ。だから、そういう設備になっていると思うんですよ、

県下どこでも。だから、それが多少遅れたところは、いろいろ別な方法をとっていると思うんですけども、何も今、そのシステムで差し障りないだけですけども、ただ、中川根に何も無いというのは、本当にこれは83%もの確率で東南海地震が起きるといような予測もされるときに、どうしますか。こんな中山間で、山また山で本当に一山来たら、オートバイなんかで越せるような土砂じゃないですよ、ここは急峻ですから。そういった場合、本当に孤立してしまうんですけども、ただ、情報が入っていないと、一体どういうことが起こって、どうなったのか、そういう場合は、やっぱり一人暮らしとか、ましてや台風とかそういうときには、もうほとんど外では物を聞くことができないですからね、その点、何でこれまで、今まで16年から始めたのを、見たらもっと前になっていきますけれども、結局、今見たら、今年も予算がありますけれども、これは諸経費を引いたら1年に10台でしょう、100年かかりますよ、これ。1年に10台というと、残りが。何かおかしくない、行政の方向性が。私はそう感じますけれども、その点、町長、どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君）先ほど副町長から説明がありましたように、デジタル化が、これからデジタル化にしていくという状況の中で考えていることでもあります。

そして、役場の職員に先につけて、一般の方につけていないというのは反対ではないかという御意見で、そういう見方もあろうかと思えますけれども、役場の職員は警戒本部をつくるか、あるいは対策本部をつくるという意味で、まず出勤をしていただかねばいけないという状況がございますので、そういう意味合いもあって、そういう関係の方から先につけてきているという背景があるのではないかなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君）これは受益者の町民が、やっぱり感覚的に別々な待遇を受けているというのは、いささか不公平が残りますけれども、この点を含めて、本当に何か詭弁は結構ですから、本当に町民のためになるような、何か私は本当に逆さまなような気がするんですよ。受益者はどこまでも町民であって、あなた方は、その手助けをして、お金をもらって生活させてもらっているという物の考え方を持たないと。そこら辺は押さえて、これでこの質問は終わりますけれども。

もう一つ、一言、言っておきますけれども、音戯の郷の委託職員の問題ですけども、これは合併しても、いわゆる施設を引き継ぐという形で合併して、従業員が5人いたんですけどね、5人いて、何の瑕疵も落ち度もないのに、突然750円のパートに格下げされるというのは、これは町長、いいですか、これは善処してくれないと問題にしますよ、私。これは絶対にそんなことはあり得ないことだと。これが、ましてや民間の会社がやるのではなくて、町という、その町民が働いているんですよ。それを格下げする理由が何らないし、本人には何の責任もないのに、これを下げたら、やっていけますか、町長、あの給料で。それを指摘しておきます。

それでは、高速通信整備事業に移りますけれども、私も会議録をちょっと見させていただきました。町長の答弁もおもしろいですね。22年の12月定例会の質問で、町長、21年10月28日、佐藤町長が誕生したときですけれども、このときに庁内検討委員会から基本方針策定業務の進捗状況の説明を受けていますが、そのとき、町長自身、方向性と指示はどう出されたんですか、と私、質問しました。そしたら、ちょっと記憶にない。就任早々に多分、今までの経過といたしますか、そういうものを伺っただろう。ヒアリングを受けて、多分そのタイミングでそう思いますので、方向に沿って進めていこうと多分申し上げた。これはあなたの答弁ですよ。1町のトップにしては、いささかこれだけ大きい金額のプロジェクトを、その資料を分析して研究する時間もなしで、こういうことをやったというふうに私は感じますけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そこだけちょっととらえられても、何とも言いようがないんですけれども、前後の脈絡といたしますか、今の部分だけですと、私にも正直申し上げて、そのときの記憶がございませんので、どういう流れの中で、そういう話になったのか、ちょっとわかりかねるものですから。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 記憶にないというような小さなテーマではないものですから、その程度の受けとめ方、認識の仕方と、みんなに見られるんですよ、これは。

それから、じゃ、言いますけれども、22年9月定例会で、小藪議員の事業の進行についての質問に対して、検討してきた中で、今の提案しているシステムがいいのではないかということを進めている。23年度、補助金が終わるので早急にやりたいということを行っていますよね。そしたら、間を入れずにまた別ですよ、読んでみますか。現在のところ、今進めているのがいいだろうということを我々は伺っておりますので、それを提案しているわけでありましてけれども、必ずしも皆様の御意見がそうでないとするならば、皆様の反対を押し切ってまで進めるものではないというふうに思っていますと。じゃ、どっちをこれは信用していいんですか、同じ質問ですよ、これは。

また、私が22年3月に質問した、このプロジェクトの進行については、私にはごり押ししてもできないのです、今の時代はね。町民の皆様の御意見も伺わなければならないし、しかも現実的に申し上げているF T T H方式を強行するとした場合でも、加入する方がいなければ、これは全く無用の長物と、あなたは答弁していますね。そうすると、我々は今回で4回目、一体、そのトップの町長が、こんなふらふら動いているようで、どうですか、これ。原田さんのあれでも同じようなことを言っていますよ、原田議員の。その点、どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 全く揺れているわけではございません。基本的に町としては、F T T H方式で提案をしてきたわけでありまして、いろいろそのほかの問題もあって、そのほかの方

式もとり得るのではないかという議論は、その後起こっていますけれども、町としては、それぞれの家庭に光を張る、それが最も高速で使えるということでありまして、仕組みとしては一番いいだろうということで、町としてそういう提案をしてきているわけでありまして。しかし、その後いろんな御意見があって、そしてほかの方式も検討する中で、一番いいものを選んでいこうということで、今動いているわけでありまして、そこは一切、ずっと揺れているということではないと……ありません。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） もう一度、会議録、忙しいかもしれませんが、御自分の発言したところだけちょっと読んでみてください。これは、たっただけ一部ですよ、こんな長くやってないですから。

それから、アンケートを全戸とるとというのは、あなたがずっと明言してきましたね。それがいわゆる詳細設計をやって、とって、どうしますか、4,300万円も使って。だめだったらどうします。ということは、なぜかと言うと、やるやらんも、もちろん大事なことですけれども、要するに採算面でインターネット、この前、企画課長が言っていましたけれども、登録してあるのが1,200、しかし、その中で中部電力、国交省、それからケーブルテクニカ、こういう衆を外したらかなりの台数が減ってくるですよ。そうした場合に500台という一応試算をしておりますね。それで末端のいわゆる受信機は、いわゆるテレビ、あれは2,700、90%見てありますね。この数字がつかめなければ、管理運営のシミュレーションもくそもないですよ。それを詳細設計やって、ちょっとおかしいじゃない。その点どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 要はですね、できるだけ詳細なデータを提供しないと、それに対して加入するとかしないとかというお話も、なかなか対応しづらいところがあるわけでありまして。したがって、どうしてもそれは何と申しますか、皆様の意向を無視して詳細に入っていくということではなくて、ある程度、計画を具体的に説明していかないと、なかなか、結局その後の管理等を考える場合に、果たして何件の方が加入していただけるのか、そういうことが維持管理していく上で大変大きな要素になってくるわけでありまして、そういうことを把握した上で進めていかなければいけないということでありまして。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 詳細設計というのは、いわゆる工事をもう発注する前の段階の設計ですよ。その段階で、これはまずかったと、4,300万使っちゃったから、4,900万ですよ、前のあれを入れると。この金を使って、これを無駄にしたくないから、これはやるような考え方なのか、その点、どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 無駄にしないためにですね、慎重に進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、こういう事業には、合併特例債ですとか、あるいは国・県の補助ですとか、そういう問題も1つございますし、そういう中で、その都度の判断というものをに入れていかなければならないわけでありまして、したがって、今、町としては最もこれがベストな方法ではないかということで、いわゆる今の方式、かといって、それにずっと何でもかんでもこれで行くと言っているわけではなくて、皆様方の御意見も伺った中で、今現在、いろんな利活用の方法、そういうものから、よりといいますか、この町に合った方式を幾つか考えられるものを提案して、その中でいずれの方向になるのか、それについて、より仔細に調査していきたいということで申し上げているわけです。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 先ほどF T T H方式でやってきたとあなた、言ったでしょう、町長。それで今度はまたアバウトな発言が出てくる、あなたは、この繰り返しですよ、ずっとこれを見れば。いかがですか。

町長（佐藤公敏君） ですから……。

議長（板谷 信君） 町長、「町長」と言ってから。だんだん早くなっている。町長。

町長（佐藤公敏君） あの、いいですか、我々は町としてはそうやってきたわけですよ。この方式がいいでしょうということで。ところが、議会なり、説明会に来た皆様方から、ほかに無線の方式ですとか、あるのではないですかという中で、じゃ、そういう方法も検討しましょうと。ですから、今、幾つかの形を検討している、そういう状況だということをおっしゃっているわけです。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 私は、これは1年8カ月ですか、なりますけれども、実際この高速、いわゆる通信整備事業というのは、最初から議会の迂回してるんだ。議会が反対が大きかったら、もう議会から遠のいちゃっている。で、区長会を視察へ、金を使って視察へ連れて行って評判悪かった。今度は地元の説明会やった。やったら評判悪かった。結局、それで町政懇談会みたいな形で、そのときも話題はこの高速のが多かった。それでこの前も言ったように、もうあれを見ればわかるとおり、上長尾地区の3地区の、ようやく20ぐらいですか、あれでインターネットが35台、1%ですよ、1%も行かない。で、あれが、9.幾つですか、あれ、末端機器が、ちょうど1割強ぐらいの人口で、ましてや、あそこは上長尾地区なんていうやつは、いわゆるADSLがもう楽にできる場所ですから、それは千頭、小長井とか、結局、徳山とかいう自治区というのは、いわゆる不感地帯というものを一生懸命出してきましたけれども、不感地帯はもちろん解消してやらなくちゃならない部分がありますけれども、それは全戸数に比べたら、わずか100足らずの戸数じゃないですか。そういうものを主体で動いていくものとは違って、これも本当に生活に一番必要で、にっちもさっちもいかんようなものだったらいいんですが、今、現状で何とかこれでお茶を濁してやっていける段階で、何

もこの町や町民がほとんど反対しているでしょう。それをあなた方やって、これは管理運営費でもどこでも、いわゆる支障が出てきたとき、あなた方は責任とれますか。あれみたいになっちゃいますよ、あなたたちが嫌がっている音戯の郷みたいに。

私ら音戯の郷、こうだからと言っていますけれども、昔のことだから、もう今はぶっちゃけて話しますけれども、私は反対していました、あれは。模擬体験なんか絶対150%だめだということで、私1人反対しましたけれども、だけど、町民が要らないと言っているものを何でやるんですか。これは一番大事なことでしょう。だから、アンケートをとってみなさいと、怖くてとれないんでしょう、あなた。怖くてとれないでしょう、本当に。ちゃんととるべきなんだ、怖くても怖くなくても。そして町民の意向を聞くべき、町民がこれを入れてもらいたいと言ったら、それはその方向で動けばいいじゃない。そんな行政のやり方は30年前のやり方ですよ。町民の意向を聞いて、町民の意向に沿って、議会もその方向である程度動いていかないと。だから、私、前から言っているんですよ。議会にとっては、町民が反対しているのに、賛成したら踏み絵ですよ、これは。検討委員会の意図することは何だったか、私は勘ぐれば、本当に勘ぐりたくなりますけれども、結局、当時は反対の議員が多かったでしょう。その程度のことは、みんなある程度意識してやって、本当に私たちはこれは4回目ですよけれども、一般質問しかないですからね、この話題に取り組めるのは。あと時間は何もありません、私は遠のいちゃっているでしょう、検討委員会でも何でも。検討委員会とか、職員が決めるものじゃあないですよ、これは。私たちは町民の代表として、代弁者としてここにいるんですよ。それが町民と違ったらどうですか、これは。意見が。だから踏み絵だと言っているんですよ、私は。議員にとっては。

アンケートを先にとるに決まっているでしょう。そうすれば、インターネットの正確な台数も出ます。それで末端のテレビ通信機器の数も出ますわ。それを出さなければ詳細設計なんて、そんな逆の逆をやっている町なんてないですよ、これは。私、しゃべって歩きますよ、本当に街頭で、こんなことをやったら。どうですか、その点。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この事業を進めるに当たって、基本調査の時点ですか、アンケートもとっているわけですよ。そのときの数字では、希望する人が多かったという、その時点時点で違ってくるとは思いますが、そういう方向に沿って進めてきている事業だということも、ひとつ考えていただきたいと思います。

それから、町民の皆さんと議員の皆さんが、必ずしも意見が1つになることは、私はないと思っています。議員さんの立場で判断されることもあると思いますし、町民の皆さんの判断が正しい場合もあるし、誤まっている場合もあると思いますので、そういう意味で、必ずしも1つだとか、踏み絵だとかという考えでなくて判断していただければいいのではないかなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） これは町長、一遍見てごらん下さい、議事録を。あなた何と言いました。私が上長尾は8%の加入率ですと言ったら、まだ説明不足だから、とにかく正確な数字は出ないと、あなたは答弁しているんですよ。その前ですよ、調査したのは。だったら今、この詳細設計になる前に全戸へばっと出して、インターネットは必要ですか、必要ではないですか、インターネットのある方はこの4,000円のあれに入りますか、簡単なことでしょう。それをやらないじゃないですか。それをやる、何かあなた言いましたね、町民、それはありますよ、確かに、物によっては町民の意向でないという、これは町民が……。

議長（板谷 信君） 市川議員、質問が同じことになっているので、何か方向を変えながら、何か質問していただければ、町長の方もまた違った答弁が出てくるのではないかと思うんですけれども、どうですか。

9番（市川昌美君） じゃ、質問を変えます。

とにかくこれはアンケートは詳細設計に入る前に、これはやってもらいたい。それが結果がどう出ようと、それはそれなりに町民の意思決定だから、管理運営の試算が出てくるといいうんだけれども、まだ台数もわからない、加入者も数がわからない、それで詳細設計をやってどうだかと決めてみるんだと。今からですよ、この利活用を決めるんだと。どうも順序が逆なような気がしてしょうがないですよ。ですから、まだ後の議員さんたちも質問があるようですから、私もそんなにくどくど言いませんけれども、結局、主役の町民が要らないと言っていて、要らない数が多ければ採算に合わないということがわかっていてやるのは、あと本当に、これ、私はここらで終わりますけれども、この採算ベースがとんでもない数字になってきたら、この町はぶつつぶれますよ、はっきり言って。それだけは肝に銘じて、アンケートは詳細設計の前に必ずやっていただきたい。それでないと、選管へ問い合わせが来たでしょう、町民から直接請求の。そういう町民も、そんなにおとなしくないですよ、みんな。我々は逆に、その町民の批判を浴びるような立場になりますけれども、やっぱり町民がなくて何があるんですか。役場のためじゃないですよ。一般の年寄りから赤ん坊まで、全部含めた町民の福祉と厚生を本当に担っているのが我々議員であり、行政ではないですか。行政の手法が古い、私はそれを指摘して、これで終わります。

議長（板谷 信君） これで市川君の一般質問を終わります。

次に、5番、小藪侃一郎君の発言を許します。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思えます。今回は6番目になりましたので、用意した質問がダブった質問が大分ございます。できる限り切り口を調整しながら質問をさせていただきます。

川根本町の基幹作物を守るシンボリックな行事が、全国茶品評会と県品評会の出品であります。5月3日のティーサークル徳山の徳山地区茶畑から始まり、5月14日の尾呂久保の土屋農園さんの出品で摘採が終わりましたけれども、その間、被覆作業、摘採、製造、調整の



それぞれの作業が一段落した今、8月23日から25日の審査に期待を持っているわけでありませす。私もできるだけ時間をとって、お茶びくを持って、ささやかではありますが協力させていただきました。園主にあっては、3年、4年がかりで茶の木を育てて、その年々の気候により神経を使い、御苦労は大変なもので敬意を表すものでございます。関係した皆様に報いる成績になるよう祈るだけであります。御苦労さまでございました。

さて、当町の歴史ある基幹作物、川根茶の一番茶も例年より早い入梅と最盛期の連続した雨により茶業も苦戦を強いられました。一番茶の茶業状況をどのようにとらえているか、まず1点お伺いいたします。

次に、今年の茶業は厳しい気象環境と経済環境に加えて、3月11日の東日本大震災による茶の消費地の被災による消費減少、人災とも言われている福島第一原子力発電所の事故による風評被害で、お茶産業への打撃ははかり知れない厳しい現況であります。一番茶は、生産農家から流通業者、JA川根茶業センター、産地問屋、産地通信販売業者、農家直販所などに移って荷物が流通在庫としてあるわけであります。消費者の原発に対する警戒は相当大きなものであります。当然であります。全国の一般消費者は、川根茶は静岡県のお茶と認識されているわけであります。川根茶産地のサンプル調査は規制値以下で安堵したわけですが、6月9日には、静岡市の製茶から679ベクレルでの出荷自粛、自主回収の発表以来、これを境に様相は一変してまいりました。厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の放射性物質検査実施依頼により、静岡県茶商組合が自主検査を指示し、川根茶商組合でも組合員に自主検査、このときは1点につき資料茶が2kg、検査料は2万円でございます。自主検査をするよう指示がありました。お客様に安全・安心を売る産地業者としては当然なことであります。各商店は相当数の自主検査をしていますが、それぞれが規制値以下で安全であります。各商店は、安全は担保されましたが、お客様に安心を与えるまでには時間がかかるものです。産地直販農家、茶加工流通業者も大変な思いをしております。風評被害と川根茶について、町長の所見をお伺いいたします。これが2点目です。

次に東日本大震災による影響は、新聞、テレビ等で報じられているように、すべてのところに出ております。震災により自動車関連の部品の調達不足を来し、町内の輸送機器関連地場産業も、業務稼働率低下により事業者及び下請業者の厳しさもあります。また、川根茶業界、観光産業にもキャンセルが相次ぎ、回復にほど遠い状況と聞きます。事業者、そしてそこで働く従業員の減収等を含み、さまざまな経済や生活リスクが出ております。東日本大震災後の町経済と町民生活の影響についてもお伺いいたします。

最後は、川根本町、議論が沸騰しておりますけれども、川根本町の情報基盤整備についてお伺いいたします。

過日、行われました通信基盤整備推進委員会、7回行われましたけれども、私も6回傍聴させていただきました。去年この事業が示され1年以上たちました。問題意識を強く持った議員4人で、町の計画や住民の意見を聞き、中立的に事業の検証をするために、これまでに

山梨県道志村住民調査、NTT静岡支店、浜松支店、浜松市役所、島田市役所、NTTドコモ静岡支店、ザ・トーカイ本社、富士通静岡支店、インターネット総合研究所、インターロップレセプション、幕張インターロップ展示会、ソフトバンク本社等々を訪問し、講義、デモンストレーション、現場案内、それから国の通信政策の政治的背景などを丁寧な説明を聞き、検証・検討、勉強会を10数回重ねてまいりました。お世話になった皆様に感謝申し上げます。

4月末と6月は茶時期でありましたが、3回にわたり東京に出向き、検証・勉強をいたしました。勉強会の内容は、議員同士で共有しているわけでありまして。ワイヤレス・アンド・モバイルブロードバンドの技術革新の展開、クラウドコンピューティングの進展、NTTのADSLから光ファイバーへの移転変換の必要性などから、結果は一言で言うと、私も光ファイバーは否定しているわけではございません。ただ、現在の町独自の光ファイバー網はいかがかというもので検証も進めてまいりました。結果は一言で言うと、16億円の川根本町独自の公設光ファイバーは本当に必要かと、そういうことでございます。1年経過した川根本町情報通信基盤整備事業について、町長の見解をお伺いいたします。ダブった質問になったところがありましたら、御了承お願いいたします。

以上、4点についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの小藪君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 小藪議員の質問にお答えいたします。

最初に、一番茶の生産状況等であります。

農協で把握しておりますところの一番茶生産状況であります。生葉収量、前年比108%、荒茶収量、前年比105%、販売金額、前年比97%、平均単価3,275円、前年比93%です。共同茶工場の生産状況については、生葉収量102万6,138kgの前年比102%、荒茶収量22万6,676kgの前年比同率、荒茶販売金額7億4,536万円の前年比95%、平均単価3,288円の前年比の95%でありました。前年度より平均単価で8工場が単価アップしております。

川根茶業センターの一番茶生産状況ですが、荒茶販売金額、前年比95.2%、荒茶平均単価3,255円、前年比89.4%です。天候不順により摘採開始が昨年より遅れました。

次に、生産と製茶流通に与える影響についてであります。5月11日に神奈川県において、国の基準値を上回る放射性セシウムが検出されたことにより、お茶の安全性が問題視される中、県の安全宣言を受け、また消費者等から安全性などの問い合わせから、川根本町の放射能調査結果、生葉、飲用茶、製茶についてであります。これをホームページに掲載し、安全性をPRしました。また、5月22日に四季の里前で、安心・安全な山のお茶・川根茶キャンペーンを実施し、品質の高さと安全性のPRを行いました。農協の取引状況によると、大震災による直接的、間接的な販売への影響や、放射性セシウムの報道に消費・流通・生産現場は混乱した。しかし、昨年の凍霜害影響により生産量が減少し、繰越在庫が少ないことや、県の早場所を中心に、みる芽摘採により、県下の生産量の減少から、荒茶は順調に販売され

た。ただ、震災等による経済による不透明な状況下、極めて慎重な仕入れ姿勢が目立った。こうしたことから、今年の生産概況に影響したというふうに思われます。

次に、地場産業に与える影響についてお答えします。

茶商関係者への影響ですが、地震や津波で被害のあった通販のお客様もいる中、取引を見合わせたいとの連絡もあったお客様も何件もあり、またお茶の安全性についての問い合わせも多く、個々に説明して理解をしていただく等対応しておりますが、今後とも状況を把握していきたいというふうに考えております。

3番目の御質問の観光への影響ですが、宿泊の予約は震災直後キャンセルが相次ぎ、7割から9割減となりました。その後、個人客が徐々に戻り始め、ゴールデンウィークの三連休は前年並みまで回復した宿泊施設もありました。ゴールデンウィーク後の宿泊状況につきましては、前年の2割から3割減の状況が続いております。ツアー客や団体客の宿泊につきましては、震災後、ほぼすべてがキャンセルとなり、新たな予約は入っていない状況が続いております。日帰り観光客につきましては、春休み後半から個人客を中心に徐々に戻り始め、ゴールデンウィークは前年の2、3割減まで回復しましたが、団体やツアー客は8ないし9割減の状況が続いております。

次に、商店への影響ですが、震災直後の自粛ムードで売上げが落ち込み、食堂や食材店では、観光客、宿泊客の減がそのまま売上げの減につながっております。

次に、建築業への影響ですが、長引く景気後退の影響で売上げが落ち込んでいるところへの震災で、個人の心理的冷え込みによる影響が見られます。

最後に、自動車関連の事業所では、リーマンショック後、ようやくリーマンショック以前の9割程度まで生産が回復したところの大震災で、3割から4割の減となっておりますが、扱う部品によるばらつきが大きく8ないし9割の減が続いているラインもある状況で、落ちついてくるのは10月以降と見込んでおります。震災による影響はリーマンショックに比べ短期に収束する見込みですが、円高が依然として続いており、震災と円高は、今後、長期的な影響を与えるものと考えられます。

次に、情報通信基盤整備事業についてであります。

まず、この川根本町に高速なブロードバンド基盤を整備することについては、昨年度開催された検討委員会においても、委員全員の方がその認識を共有されたように、私もその必要性を強く感じております。

また、全町くまなく同じサービスを受けられる状態に整備することが、都市部と当町の間で発生しているデジタル・デバイドの解消に有効な手段であると考えています。

さらに、その情報通信基盤を利活用することが、川根本町の将来にとって有益であり、この町の活性化や住民の福祉向上につながるものと確信しております。

さて、御質問の16億円光ファイバー敷設であります。現在、担当課において整備方法や利活用方法について検討を進めているという状況です。有線方式であるFTTHにこだわら

ず、無線との併用なども含めて検討しているという状況であり、このことについては全員協議会などの場において説明していると考えています。早急に整備方法などの絞り込みを行い、整備概要を議員の皆様を示した上で、なるべく早い時期に具体的な事業計画を町民の皆様にも提示していきたいと考えております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） まず、お茶の関係から再質問させていただきます。

先ほど町長の方から農協の仕入れ状況、販売状況、農協のものでございましたけれども数字がありました。お聞きになったように、製茶工場の中でも、収益とか収量において大変な違いが出ているわけでございます。その茶工場の立地する立地条件、あるいはその茶工場の工場の経営の差が出ているかと思えます。製茶工場の経営強化が川根茶の発展に欠かせないわけであります。共同工場のみならず、いつも私が言っておりますけれども、個人製茶工場の経営の安定が非常に重要であります。新たに加工してくれる工場がなかなか見つからないと嘆くお年寄りが何人もいました。これ以上、個人製茶工場が減少すると大変であります。共同、個人の茶工場の製造現場の現状課題の聞き取り調査から、まず始めていただきたいと思えますけれども、この点をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（澤本勝美君） 茶工場の製造現場の現状課題の聞き取り調査でございますけれども、現在、町内に自園自製農家が106件あります。認定農家については、更新のとき、経営状況、達成状況などについて農協、県、町において内容を調査・検討しております。認定農家以外の農家については、農協の自園自製農家への状況把握及び営農指導によっておりますので、引き続き継続して調査等をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 製茶工場が、これ以上少なくならないように配慮していただきたいと思えます。

では、流通についてお伺いしますけれども、川根茶業組合の組合員は、さきに述べたように、積極的に協力して自主検査を終えて、暫定規制値をクリアした商品を消費者に届ける体制をとっております。川根地域の特徴的な流通の1つが産地直販という形があります。今までこの地域のために本当に貢献してきたビジネスモデルだと思いますけれども、どのようなビジネスモデルでも460年の歴史ある茶産地を守る責任があります。消費者の信頼を確保する姿勢が大切です。既に牧之原市、島田市、藤枝市が、製茶、また荒茶工場に検査費用の補助を決め、安全・安心対策のアピールをしています。お客様に届ける川根茶は安全・安心ですという対策について、町の施策をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 川根茶の安全・安心、これについては、いろんな機会を通してアピールしていく必要があるかというふうに思っております。その裏づけとなりますのが、暫定規制値を下回るといいますか、そういう背景があって、安全・安心もアピールできるわけでありますので、そういう意味で、先ほど中野議員でしたか、御質問に対しても周辺の市町の状況を見ながら、川根本町としてもできる支援はしていきたいというようなお話を申し上げましたが、茶商の皆さんについては、基本的には、よその地域のお茶を仕入れて、場合によってお茶をブレンドするというようなことも中にはあり得るのかもしれませんが、もしかして、そういう、御前崎ではそういう事例があったわけですね。もしかして、そういうことがあるなら、それぞれ、まずは安心のお茶を仕入れていただけるような配慮を、まずしていただきたいなというものはありますけれども、よその市町の事例も見ながら、それらについても対応していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今の言葉の中で、ちょっとつけ加えておきますけれども、川根茶として販売できるものは、川根地域で生産されたお茶のみでございますので、この地域のものが川根茶でございます。よそからのものは静岡茶というような銘柄で売っているかと思えますけれども、その点、誤解のないようにお願いいたします。

それで、先ほど今、町長の答弁がございましたけれども、調べて数値を確保すると、担保するということは、それは一つのツールでありまして、道具でありまして、それをいかに安心ですよというアピールをする方法だと思っておりますけれども、そこらのアピールの方法は、いろいろあるかと思えますけれども、そこら辺が何か考えておられるのかなと、そんなふうに思ってお聞きしました。自主検査は、本当に必須の条件だと思います。

今、話しながら、ひょっと思ったんですけれども、川根本町内には4つほど広告塔がございますね、いろんな垂れ幕を下げる。ですからあそこに、川根茶は安心・安全ですと、そういうような垂れ幕も必要だと。そういうのを聞きたかったなと、また検討していただきたいと思えます。掛川市あたりでは、安心・安全メッセージカードとか、そういうものもやるようでございますので、また検討していただきたいと思えます。

福島原発事故による風評被害は極めて深刻であります。茶業は、皆さん、ご存じのように一番茶が主体であります。この一番茶の販売に苦労しているわけで、先ほど言われましたような安心をどうして消費者に届けるかというのが、これからの課題だと思います。お茶屋さんというのは、元来、自主独立の精神が強くて、自助努力で我慢してきましたが、この風評被害の追い打ちで、自助努力の心も折れそうでございます。我慢強さも限界に近いということで、茶業流通部門が弱体化すれば生産もできないということで、県も県内それぞれの茶産地で、安全・安心の情報を発信しています。先ほど副町長からの説明がございましたけれども、もうちょっと早く、この安全・安心のキャンペーンを設定していくべきだと思います。掛川市は7月から安全・安心月間としてアピールしていくようなニュースも入っております

ので、そのあたりを踏まえて御答弁をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（澤本勝美君） 販売促進の支援でございますが、消費者からの安全性の問い合わせには、健康に影響が少ない等の説明を今後もさらに続けていくとともに、お茶のこれからの行事、キャンペーンについても、品質の高さと安全性を積極的にPR等はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほどお答えしました市場開発につきましては、今の状況等を考えた中で、9月上旬、8月下旬ぐらいから起こして、それから上旬には活動に入りたいと申し上げましたんですけれども、今、産業課長が申し上げましたように、安全・安心のキャンペーンというのは、またそれとは別に、なるべく早くにそういうものは広報していきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） この川根本町には、川根本町茶業振興協議会というものがございすね。去年の異常気象、そして今年の大震災と原発事故で体力が茶業界、弱っております。格言に「座して食らえば山も空し」ということがありますけれども、このままでは川根茶が危うい感じを持っております。茶業振興協議会で現状打破の議論をもとに、眞の振興策を立てる一方、今すぐ踏み出すべきだと思います。茶業振興会長の見解をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに川根茶と言わず、緑茶がなかなか消費者に買っていただけない、そういう事態の中で、凍霜害、そして原発と追い打ちをかけられたような状況の中にあるわけでありすけれども、再三申し上げているように、この地域にとって、お茶というのは単に農産物の主要なものという以上のものが、長い歴史の中で培われてきているというふうに思っておりますので、何とかこの川根茶業を、今後とも将来に継承していくことが文化の保全でもあり大切なことだというふうに認識しておりますので、茶業振興協議会としては、ぜひ流通関係の皆様、あるいは農業関係のいろんな機関とも連携をとって、うちの地域の場合ですと、観光振興もやっているということで、観光業者、商工業者、地域を挙げて、この川根茶と、何と申しますか、一体となった観光地づくり、地域づくり、そういうものにも取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、そういう意味で、何とかお茶に対して振興協議会としても、今まで以上に何らかの新しい基軸を打ち出していけるように頑張っていかなければいけないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） お茶の方は、そういうことで常々「座して食らえば山も空し」、胸に刻んで行動していただきたいと思っております。

先ほど来、東日本大震災の影響を御答弁いただきましたけれども、この地区でもケーブルテクニカさんは、震災以降、4月、5月の操業は相当落ちたようであります。6月は80%であるというように伺っておりますが、7月から9月までは福島原発の電力事情の方で、木・金休みで土・日勤務体制ということでございます。私は保育のことで気になり、5月中旬に会社に問い合わせたんですけれども、県内の19の市町では日曜保育を実施するようであります。本町の対応をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） 本町におきましては、7月から9月におきまして実施を予定しております。内容につきましては、三ツ星保育園の2世帯3名が希望を出しております。桜保育園におきましては今のところ希望はございません。参考ですけれども、聖母保育園におきましては1世帯2名であります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） これは町で調べた資料ですね。町で調べた資料、会社からの提出ですか。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（西村 一君） すべての保護者にアンケートをお願いいたしまして、っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。直接保護者ということで、よかったなと思っております。何か会社の調べですと、これより少ない人数が報告されて、何とか切り抜けるんじゃないかというお話もあったものですから心配していましたが、直接、保護者ということで安心いたしました。

こういう企業で一番望んでいるのは、ちょっと外れますけれども、青部バイパスの早期完成が企業生命にとって大切なものであるということを強く会社訪問のときに印象を受けました。この際ですから聞いておきますけれども、町の活性化に青部バイパスの早期完成というのは念願です。これは企業だけでなく、観光あるいは町民、住民も皆さん同じだと思いますので答弁をお願いいたします。早期完成について、どのように国・県に強い働きかけをしているかということでございます。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） 青部バイパスの関係でございますけれども、現在の状況は、全線完成の時期等につきましては、現時点では県からは特に示されてはおりませんが、現在、元藤川と沢間間の大井川に橋を建設中であります。この橋の名前は藤沢橋ということで決定をしておりますが、この藤沢橋が今年度中には完成をする見込みでございます。

それから、今後の工事の計画でございますけれども、藤沢橋が完成すれば、藤沢橋と沢間集落内を通っております県道とを結ぶ連絡道路の建設、それからトンネル工事や青部駅周辺

での道路の本体工事、こういったものが予定をされております。これから非常に大きな事業費が予想されているところでございますが、町としましては、早期の全線完成を望んでいるところでありまして、関係機関に対しましては要望活動等を実施をしております。

要望活動の状況でございますが、県選出の民主党国会議員、また静岡県町村会等を通じまして、国や県の関係部署へ要望書を提出をさせていただいております。

それから、御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会というものが御前崎市、牧之原市、島田市、菊川市、吉田町、川根本町の4市2町で組織をされておりますが、この同盟会の中でも、毎年、要望活動を実施しております。本年度につきましては、8月3日になりますけれども、この4市2町の市長、町長、全員で県庁に行きまして、県の関係部署に要望書を提出し、現状を説明するという予定になっております。

青部バイパスの早期開通は、川根本町の活性化、また振興のためにも非常に重要な課題でございますので、今後も早期完成に向けましては、必要な措置をとっていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 本当に強く要望して、一日でも早い完成をお願いいたします。

次に、先ほどから話題になっております川根本町情報基盤整備事業についてお伺いいたします。

先ほど訪問して教えていただいた会社名、ずらずら述べましたけれども、最近行きましたソフトバンクとかインターネット総合研究所に行きましたけれども、それについてお知らせというか、お知らせする意味も込めまして質問させていただきます。

技術面は、情報に詳しい方ですねと、ソフトバンクで褒められた原田議員にお任せしますが、私たちは、今までも検証をもとにいろんな質問あるいは提案をしてまいりました。これは先ほども申しましたけれども、町の意見、住民の意見を中立的に検討して、私どもが判断を下す材料にしたいと思ったことから、こういうことが始まっております。

22年度詳細設計、先ほど出ていましたけれども4,300万円を繰越明許として、当初のFTTH方式で町内テレビ電話設置などの計画をもとに進めているわけですが、町はですね。2月1日に、町がお招きしたインターネット総合研究所代表の藤原洋氏の講演でのお話や、各会社の通信関係の中枢部、現場、そして総務省、通産省の政府委員、大学講師等の皆様のお話を聞くにつけて、7、8年前の合併協当時の計画をそのままに、川根本町の通信計画整備事業は進んでおりまして、一昔前の計画かなという思いを強く持っております。町独自の光ファイバー敷設は、結果的に二重投資になりかねないというのが私の感覚でございます。結果的に二重投資になりかねず、16億円が生きないと考えております。

現在の通信技術、特にワイヤレスブロードバンドの進展は目覚ましく、複数ルートで、別々の場所で、1、2年待って計画した方が賢明ですと、全く同じ言葉でそれぞれ話された



ことが、通信業界の真相だと感じ取っております。町は当初の計画を進めようとしていますが、不運にでも、運悪く2010年ごろからの通信界のターニングポイントに川根本町の計画がはまり込み、スムーズに進みにくい環境だと考えております。結果的に16億円が無駄にならないようにするために、不要不急なものを拙速にやるのではなくて、熟慮巧遅でやっていただきたい。町長はどのように考えているかお伺いします。先ほどは詳細設計9月の予定だというお話を聞きましたけれども、熟慮巧遅でやっていただきたい、その感覚を町長にお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かにワイヤレスブロードバンドに関しても、技術がまさに日進月歩といたしますか、そういう状況の中にありますので、それがどのように動いていくのかということもしっかり判断していかなければいけないというふうに思っています。

ただ一方で、専門の方等のお話によりますと、そういう状況になるのには、確かに将来、そういう方向へ行く可能性はありますけれども、まだまだかかるのではないかというような、一面そういう御意見も聞いておりますので、そのような中で判断していかなければいけないのかなというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今、町長が、まだまだ時間がかかるということでございましたけれども、我々がいただいている情報では、NTTは10年以内に光に変えなければならないような必然性が出てくるのではないかというようなニュースもありますので、お伝えしておきます。

昨年10月の町の調査報告書でわかりますが、川根本町は、既に高速ブロードバンドADSLなんです。高速ブロードバンドの地帯に入っているんです。超高速ではないけれども、高速のブロードバンド地帯ということです。5Mbps以上の速度で、町内の約8割、それから3Mbpsで仕切りますと92%ぐらいが、もう私どものこの川根本町は通信できるということでございます。NTTにお伺いしたときに、NTTは通信業者として、多分、使用管理に耐えないということだと思いますが、大井川鉄道線路敷設の光ファイバーは、IRU契約ができないというようなことでございます。それでは自前で公設で維持管理、これには維持管理費もたくさんかかります。機器更新にも多額の費用がかかります。そんなこともありまして心配しているわけでございます。ブロードバンドに詳しい町民初め、固定テレビ電話は要らないという町民もたくさんいるわけでありまして、川根本町のために不要不急の現在の町独自のFTTHでの光ファイバー敷設計画を考え直して、厳しいかもしれませんが、新規の通信情報基盤整備構築の考えはないか、改めてお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 小藪議員、原田議員、いろんなところにお出かけいただいて勉強して、その情報も提供して下さっていますので、そういう意味で感謝も申し上げたいというふう

に思います。日々、技術が進歩していく中で、どのような方法をとるのかというところで今、議論をしている状況でありますので、町としても既にF T T Hに決めて、もうこれに走っているという状況ではなくて、今の現状の中では、やっぱり光にまさるものはないよという一方の話の中で、そのものを捨てて別の選択肢だけを選ぶという状況には、まだないというふうに思っていますので、もちろんそれらを含めて、この町にとって、将来、何といたしますか、ブロードバンド基盤を維持していただける町民の皆様、その加入の問題ですとか、いろいろございますので、そういう総合的に判断した上で、その中から最終的には、最もこの地域に合ったブロードバンド基盤を整備していくということが大事だというふうに思っていますので、いろいろ勉強しながら、よりいいものを構築していけるように、そういうことで努めていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） ちなみにですね、島田市は、お隣の島田市、川根町を含め、光ファイバーの敷設の計画はないということで、今月6月13日、情報担当者が同席の場で、島田市長の見解でございました。ワイヤレスアンドモバイルブロードバンドを熟知してのことだと推察して帰ってまいりました。

川根本町通信基盤整備推進検討委員会の報告のまとめの中で、町内の地域間において通信格差が発生していると。デジタル・デバイドが発生しているということが報告されております。この課題を早急に解決し、同じサービスを受けられる状態に整備することが大事ですというような趣旨の報告がございます。現在の情報通信整備計画の進捗は、いつになるかわかりません。まだまだ先だと思います。現在の格差状態を一日も早く解消するために、前にも提案しましたけれども、衛星ブロードバンドの手法も十分考えられるところがございますので、希望者には現時点、不便の解消を早くやるべきだと思います。また、こういう地域は災害時には孤立する可能性が非常に高いわけでありまして。災害対策としてでも、衛星ブロードバンドは有効でありますので、この点についてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 島田市金谷地区、それから川根地区にも、当町と同じようにデジタル・デバイドという課題があります。しかし、平成22年12月定例議会での御質問でお答えしたように、川根本町とは置かれている立場は若干異なり、比較した場合における民間事業者の参入などは、人口密度等を考えた場合、可能性は高いのではないかと考えています。

ただ単に、ワイヤレスとモバイルブロードバンドを熟知しているということではなくて、当町と島田市が置かれている状況が異なること、例えば島田市役所、医療機関、多くの学校周辺では、当然、光インターネットの利用が可能であり、その基盤の上に、さらにU Q W i M A XやL E Tといった民間事業者によるサービス展開がされていく状況にあります。こうした置かれている立場の違いによって、情報通信基盤の整備に対する考え方の違いはあるというふうに思っております。

それから、衛星ブロードバンドについての御質問でございますけれども、まず、報告書のまとめの部分の記載について、町内の地域間におけるデジタル・デバイドの発生の御意見に関しては、少し文面を省かれた箇所があるかと思えます。報告書では、都市部と当町、さらに町内の地域間においてデジタル・デバイドが発生している。この課題を早急に解決し、全町くまなく同じサービスを受けられる状態に整備することが地域を守ることに繋がっていくとの文面です。

都市部と当町間に発生しているデジタル・デバイドの課題が最初にあり、その課題を解消することが、町内地域間の格差解消にもつながり、全町くまなく同じサービスを受けられる状態に整備されることだとの検討委員会での御意見であるところと考へるところです。

衛星ブロードバンドの整備については、検討委員会の報告書の中で、光ファイバーを主体とした超高速ブロードバンド環境の整備を求める意見が多数を占めました。町内の情報格差を解消するというステップを踏むべきだとの意見や、無線技術を活用した整備の検討が必要との意見も出されたとの表現になっている部分での御意見であると思えます。

第7回検討委員会の議事概要に報告書をまとめるに当たり、事務局案に対しての御意見が詳しく記載されておりましたので、どのような状況で町内の情報格差を解消する手段として、注釈の部分であります。衛星ブロードバンドについての記載がなされたかということは承知しています。

委員会での御意見の多くは、報告書にあるとおり、光ファイバーを主体とした超高速ブロードバンド環境の整備が最終的には川根本町に必要なとの認識であると考えています。しかし、その途中経過として、まずISDNしか利用できない接岨地区や大間地区などに早急に衛星ブロードバンドなどの導入を検討してみたいという御意見であると考えています。決して恒久的な町内の情報格差の解消策として衛星ブロードバンドの整備を求めている御意見ではないと思えます。

考え方としまして、事業の目的でもある都市部との間にも発生しているデジタル・デバイドが、どのような方法であれば解消するのか、その解消までにどの程度の期間がかかるのか、そうした検討の結果、例えば整備までの期間が3年かかるのであれば、その時点での暫定措置としての設置も考えられると思えます。数年後には情報通信基盤が完成した場合には、一部を防災用として残すことも考えられると思えます。しかし、防災目的で整備されるのであれば、停電した場合の非常電源の確保が必要になります。そのようなことも検討課題としてありますので、防災対策として整備する場合にも慎重に進める必要があります。

繰り返しになりますが、衛星ブロードバンドの導入については事業計画を策定し、その実施時期が大きくずれ込む場合の緊急的な措置であり、恒久的な町内情報通信格差の解消策ではないとの認識を持っているという内容になります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今の答弁の中で、都市部と川根本町の情報格差と町内の情報格差を

一つの文脈にして述べられましたけれども、私は川根本町と都市部の情報格差、それともう一つ、町内にも情報格差があるという2つのとり方をしておりました。そして今、答弁の中で3年ぐらいかかるという間の中にあっては検討もというようなお話でございましたけれども、寸又峡を例にとりますと、その間でもいいから、早く情報の格差をなくしてほしいという要望が強いというようなことがございますので、真剣に考えてほしいと思います。

それから、先ほど副町長の方から、ちょっと吉田町のことがありましたけれども、吉田町、FM静岡の受信設備を設置することが、今度の6月議会でというニュースが私にも入っております。FM島田と川根本町は、災害協定を結んでおられると思うんですけれども、通信においてですね、そういうことで、この町にもFM島田が受信できないかというようなことは常々思っておりました。5本くらい基地をつくれれば、全町受信できるということでございます。災害協定を結んでいるFM島田とFM島田の受信についてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 吉田町の例として、同報無線が受信できるFMラジオの確保を早くするという情報でございますけれども、我が町としましても戸別受信機に替えて整備を検討しているところでございます。

なお、FM島田の関係でございますけれども、災害協定は平成22年3月に締結しております。これは災害のため、町内の通信設備が使用できないとき、また著しく困難なときに、町の要請に応じて内容を連絡して放送してもらうということになります。現状では、町南部地域の一部、それから島田市などに通勤している町民等に有効ではないかと考えているものでございます。

なお、FM局の町内中継局の整備でございますけれども、議員からは町内5基でというようなことでございますけれども、まだこの辺は確認しておりません。電波調査等も必要だと考えております。研究を進めたいと思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今の答弁につけ加えてというか、言いますけれども、FM島田では、既にこの地域を何本立てればカバーできるかというような調査は済まされているようでございます。

それからもう一つ、災害とか緊急連絡で、学校と保護者の間にメールで連絡できないか、今、電話で順番に回すような連絡網をとっているようですけれども、近隣では学校と保護者がメールでつながると。何かあったときにはメールがすぐ入るようになっているようでございます。この前行きましたところで展示会でも、クラウドコンピューティングの進展で、設置も短期間、あるいはソフトもでき上がっておりますので、そういう時代に入っていると思いますけれども、学校、幼稚園、保育園と、保護者間の携帯メールの連絡についてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（中澤莊也君） それでは、各小・中学校のメールを利用した学校の連絡体制ということで、小藪議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは23年6月現在の調査でございますが、実際に実施をしているのは本川根小学校のみでございます。それで、南部小学校においては、今後、検討していきたいということで、これから7月の校長会に入りまして、校長会で各小学校の防災計画の見直しとあわせて、この情報の連絡体制についても検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） ぜひ保護者が子供たち、あるいは学校が便利になるような、こういうシステムもございますので、実現するようにお願いいたします。

それから最後になりますけれども、6月議会の今議会の一般会計補正予算の商工費1,431万5,000円の件でございますけれども、お話を内部に入って聞いてみますと、関係団体での詰めた話し合いが不十分であるというような感じを強く持っております。

議長（板谷 信君） 小藪議員、これは通告にありますか。

5番（小藪侃一郎君） 通告にはありませんけれども……。

議長（板谷 信君） 通告にないと一般質問ではできないですけれども、関連でもないですよ、これはね。

5番（小藪侃一郎君） いや、この災害とかキャンセルの関係の観光の関係で、関連と自分は認識しておりましたので、それで補正も出てきたと思いますので。

議長（板谷 信君） これからは通告、きっちり出してやってください。今回は特別に許します。

5番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。

詰めた話が不十分ではないというふうに関心しているわけでありまして。県のキャンペーン、こういう災害のときに、せっかくお客を誘致しようという県のキャンペーンでございます。県のキャンペーンに、ただそれに便乗してばらまきにならないためにも、誘客効果が上がるように柔軟に、今からでもよりよい使い勝手を話し合っ、誘客につなげていただきたいと思いますと考えておりますが、この固定された路線でなくて、使い勝手のいいように話し合いを十分進めながら、柔軟に対応していただけるかどうかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（筒井佳仙君） 1,435万の柔軟な実施時期という御質問の関係ですけれども、これは静岡県が静岡県に泊まる半額キャンペーンというのを6月25日から9月30日まで行います。それで県のキャンペーン時期に合わせることで町内の誘客を図る効果をねらって、今回、町の実施時期を決めさせていただきました。

それからまた7月から9月までは、自動車関連企業が休日が変わって平日になってきますので、これらに合わせて子供の夏休み期間中、親子の町内への誘客も図れるものと考えて計

画をいたしました。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 議長の御配慮ありがとうございます。これについては本当に心配していたものですから、こういうことになりましたけれども、宿泊所内でのお土産に使えないとか、お客のもうちょっと少なくなる9月1日から10月末がよいじゃないかとか、いろんな意見ございまして、皆さん、それぞれ真剣に考えておりますので、柔軟な対応をお願いしたいと思って、特別な発言を許していただき、ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（板谷 信君） これで小藪君の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後3時5分とします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時05分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

一般質問を行います。

最後になりました。6番、原田全修君の発言を許します。6番、原田君。

6番（原田全修君） 6番、原田でございます。

私は、川根本町のブロードバンド、情報通信基盤整備事業の進め方について伺うというタイトルで、大きく言うと2つの質問、町民の意向や合意はどのように確認するのか、2つ目、事業の再検討はどのように行うのか、これについて町長のお考えを確かめさせていただきたいと思っております。

この川根本町ブロードバンド基盤整備事業、この名称のネーミングの響きのよさといいますか、これにつきましては、私は、まさにこれからの若い世代、あるいは子供たち、あるいは遠くの方からこちらへ見える観光客や、そういった方々にも夢と希望といいますか、そういったようなファイトが持てるような、そういう基盤環境をつくっていくべきだと。そして特にお年寄りの方々には、こういったものを使った安心・安全、そしてゆとり、安らぎが得られるような、そんなようなものがつくられていったらいいんじゃないだろうか、そういう思いから、ブロードバンドと一言と言っても、これには携帯電話もあります。そしてパソコンを使う方法もあります。あるいは、いろんなツールを使ってやる方法、多面的にとらえたブロードバンド環境整備ということを考えていく必要があるだろうと思っておりますので、その辺のところを広角的に今回はまた、町長のお考えを確かめさせていただきたいと思って

おりますが、このブロードバンドをテーマに上げまして、私はきょうで6回連続で町長との議論をさせてもらうこととなります。本来は、これだけ住民の関心を集めている、そして大きな事業計画でありますので、議会としまして、それなりの委員会なり検討会というようなものを持って、時間制限のない形の中でしっかりした議論をやらなきゃならないと思っておりますが、残念ながら本会議しか議事録に載るものはありませんので、全員協議会なりで消化不良で終わっているようなものも、再度こういったところで取り上げなければなりません。そういったことで、住民の方々にもしっかり理解をしていただくといいますが、認識をしていただくというようなことから、きょうは、全5回を振り返ったような形の中で、町長からの、あるいは担当部局からの回答が得られていないようなところも含めて、あらかじめ通告をさせてもらっております資料、中身は答弁の中で紹介をしていきたいと思っておりますが、そんなことで御答弁をお願いしたいと思っております。

私は、所信としまして、この川根本町、この政治に携わる一員といたしまして、やはり今回のようなこういったテーマに対しましては、本当に真摯に立ち向かっていかなければならぬだろう、そんなふうに思いがしております。そのために、先ほど小藪議員の方からの発言がありましたが、私なりの調査、研究というものも行動を起こしてまいりました。そして情報もそれなりに集めております。インターネットでホームページ、そんなようなところからの情報収集も得ております。

先般、インターロップ東京2011イン東京というブロードバンド、あるいはインターネット、こういった最新情報の展示、紹介をするところが東京にありましたので、そこへ行ってまいりました。これにつきましては2月1日に、皆様と一緒に勉強させてもらいました、政府のICTタスクホース、ICT政策タスクホースの主力メンバーでありました藤原洋先生の御紹介がありまして、このインターロップ東京に参加してまいりましたけれども、ここでは、先ほどもそれなりにお話、出ておりますが、クラウドコンピューティングだとか、あるいはブロードバンドモバイル&ワイヤレス、要するにワイヤレスのブロードバンド環境構築ということが大きく取り上げられ、そして技術の紹介を見て、目の当たりにしてまいりました。ブロードバンドの世界は、もうどんどん日進月歩の成長といえますか、進化を遂げているということでもあります。

ただ、残念なことに、今朝ほどからの当局あるいは町長の答弁を聞いておりますと、やはり22年に策定をされた原案、これにどうしても固執をしていると。そこへ必ずまたもとへ戻ってしまうというような、そんなところがあります。このところはブロードバンド検討委員会の委員でも私ありましたので、そんなところから、かなり声を出してきたわけなんですけど、FTTHにこだわることなく、そして原案にこだわることなく、もっと前を見た検討が必要だろう、さすが川根本町だと言われるようなブロードバンド環境整備をしていく必要があるだろう、そのように思っております。

先ほど午前中の一般質問の中でも、観光だとか、あるいは産業振興だとか、こういったと

ころへ取り組むには、どうしていったらいいのかと、こういうようなお話もありました。これには大きな道具としまして、ブロードバンドというものは、これは利用しないわけにはまいりません。これはしかし、町内に住んでいる町民だけのものではなくて、むしろ8,000人の町民以外の、その他の市町村におられるこの川根本町に興味を持ってくださるような、そんなような形でもって、このブロードバンドを環境整備というものに取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

これからの投資というのは、やはり生産性あるいは再生産性といいますが、そういったようなものまでも求めていくんだという、そのくらいの気持ちを持った投資であるべきだろうと思っております。そんなようなことから、これからの進め方について、今後の進め方について、町長に御答弁をお願いするわけであります。

その御答弁の内容によりましては、最後に私、またお願いをすることになると思えます。原案の凍結あるいは白紙というようなところへまでも踏み込ませていただく可能性が十分あるわけなんです、そんなところも意識をしながら、これからの質疑をさせてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 原田君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、原田議員の質問にお答えします。

答弁、少し長くなりますので辛抱してください。

4月の全員協議会の場において、本年度の事業スケジュールとしまして、詳細設計業務について説明しました。

詳細設計業務を実施するに当たり、新しい事業の概略を早期に議員の皆様へ提示したいこと、それをまとめるに当たっては、整備方法の絞り込みと利活用方法の検討が必要であること、その概略を議員の皆様へ御理解していただき、早くて7月上旬、その後の予算関係や補助事業に対する対応を考えますと、遅くとも9月初旬には詳細設計業務に入りたいとの説明をしたものです。

検討の現状を簡単に説明しますと、整備方法について、実現性、経済性、財源の確保などの項目により比較検討し、ある程度の絞り込みをしています。また、利活用方法については、まず行政が業務上活用したいと考えるアプリケーションが、幾つか各担当者から提出され、その有効性や効率性などを確認している状況であります。その比較検討の状況につきましては、5月、6月の全員協議会でお知らせしていますが、他の協議事項との調整もあり、十分な時間は確保できておりません。

さて、平成23年3月定例議会においての原田議員への答弁にあるとおり、提示した全世界FTTHによる整備方法にこだわることなく、有線、無線、また有線・無線を併用しての整備方法について検討を加え、絞り込んでいる状況であります。その経過説明については、2ないし3通りの方法に絞り込んだ段階で説明し、議員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。



次に、住民の合意についての御質問にお答えします。

やはり3月定例議会での市川議員からのアンケートの実施についての御質問、山本議員からの平成23年度における事業の進め方についての御質問にお答えしたとおり、検討委員会からの報告書や、討論の中で出された御意見も参考とさせていただき、事業内容を再検討し、できる限り早い時期に幾つかの選択肢を示して、事業費や提供サービスについて情報を提供したいと考えているところです。

また、町民の皆様に対しては、ある程度事業計画がまとまった時点で、御意見を聞く機会を設け、最終的には、町事業への加入意向を含めた調査を行いたいと考え答弁しております。

平成22年9月定例議会での中澤議員からの御質問内容につきましては、恐らく住民の意向等を問うても、非常に判断に苦しむことになるのではないかとの内容でありました。この件につきましては、その後の検討委員会での協議や、先ほど説明しました3月定例議会において、ある程度の内容が固まった時点で意向調査を含めた形で行いたいと答弁しているものです。

同じく平成22年9月定例議会での原田議員からの住民の合意を、賛否をどのように確認するのかといった内容の御質問に対しまして、事業の実施には、住民の代表者である町議会での事業予算の可決が必要であり、それが最終的な住民の判断となるとの答弁をさせていただきました。

詳細設計業務の説明に戻りますが、昨年度の検討委員会からの報告書にもあります、川根本町における基盤整備の必要性については、議員の皆様も理解していただいていると考えています。特に、検討委員会に出席していただいた4名の議員の皆様については、委員会の総意として、情報通信基盤を整備するだけでなく、利活用についての検討を十分に、その双方を充実させていくことが町の将来に有益であるとの御意見だったとのことでした。

また、健康・介護を含む医療分野や学校教育分野での利活用が重要であることや、特に原田議員からは、報告書とりまとめの段階において、この地域が抱えている定住の問題についても、情報通信基盤の整備が大きな役割を担い、地域の活性化を促すことで交流人口の増加につながるという相乗効果についての御指摘をされたと言う報告も、担当者から受けております。

できる限り早い時期に、事業計画を策定し、住民の皆様にも提示していけますよう、行政として最大の努力をしていきたいと考えています。板谷議長に対しても、検討委員会からの報告書が手渡されたとのことですので、議員の皆様と力を合わせて、できる限り早い時期に事業計画を策定し、議論を進めていきたいと考えています。どうか御協力をお願いいたします。

検討委員会の報告書中、町が提示した事業概要は、町議会や住民に対して十分な説明がなされたとは言えない、費用負担、利活用を通じた地域の活性化について事業計画を提示すべきである、そうした事業計画を町議会で説明し、議論を進めるとともに、との記載内容から、

御意見にあるとおり、昨年提示した事業概要に対する説明が不足していたこと、早急に事業計画を策定して、議論を進めるよう要望されている新しい事業計画については、そのようなことなく十分説明するようとの検討委員会からの御意見と解釈しております。

新しい事業計画を策定する上で、原案と呼ばれる昨年提示しています事業内容について、再検討していきたいと考えています。

続きまして、ここからは検証すべきとの御意見の原案と呼ばれる、昨年提示しました事業概要については、再検討していること前提にお聞き願いたいと思います。

さて、告知放送端末機設置の必要性については、再検討しなければならない課題だと考えております。

まず、昨年実施しました事業概要においての告知端末機の導入について説明したいと思います。

平成21年10月に実施しました全世帯を対象としました情報通信基盤に関する通信全般に関するアンケートの結果から、高速インターネットなどの情報通信基盤を整備したときに、利用したい行政サービスとして生活情報の提供を挙げた方が約28%、消防・防災情報を挙げた方が約22パーセントありました。これらの結果から、告知放送の必要性について、庁舎内検討委員会で検討し、お年寄りの方にも利用しやすく、聴力が弱い方にも、目で見ることによって情報が伝わりやすいタイプの端末機を選定したものです。この端末機の実績については、説明した時点では、全国11カ所程度の導入でしたが、平成22年度の1年間に30地域で導入され、現在では40以上の自治体で利活用されているものです。

災害時等における情報伝達手段として、当町では同報無線に頼っているという状況もあります。確かに無線の有効性については、災害時においては最も有効な方法であると考えますが、アンケートで御要望の多かった生活情報の提供については、電波法の規制を受け、細やかな情報を伝えることはできません。このように情報伝達手段として、無線である同報無線と、有線である告知放送とが、相互に補完し合って効果が出せればと考え、導入を提案したものです。

今回の東北地方における大震災の教訓として、複数の手段による情報伝達が重要視されております。再検討の中では、これらの方法に限らず、幅広く検討し、複数の手段を検討していきたいと思っております。

もう一つの理由として、同報無線のデジタル化の問題があります。現在、町内全世帯のうち3分の2程度に設置、これは約1,300世帯には設置されていない、している、3分の2程度に設置している戸別受信機については、アナログ式の受信機であり、近い将来デジタル化が計画されています。その時期については決定しておりませんが、デジタル化の場合には現在の受信機は使用できなくなるということが、その段階での見解でした。

そのような理由もあり、告知放送端末機を利用して、災害が発生する前の避難情報や、同報無線でお知らせできない身近な生活に関する情報を提供できればと考えたものです。

いずれにおいても、告知放送の必要性については、庁舎内でも検討し、議員の皆様からも御意見を伺いたいと考えています。

同報無線のデジタル化について説明します。同報無線のデジタル化につきましては、平成22年9月定例議会の原田議員からの御質問に対して、同報無線については、現段階において法的な規制に入っていないため、現行の設備を継続して使っていく方針であるとの答弁をしています。

さらに、昨年度の検討委員会での協議確認事項をまとめるに当たり、3月3日に開催した第6回検討委員会において、固定系と呼ばれる同報無線については、利用期限が設定されていないこと、現状の設備が比較的新しいため、当分の間、活用していきたいとの意向であると、明確に説明をしています。これは検討委員会でありました原田議員の質問に対する事務局からの回答です。この議事概要についてはホームページで公表し、議員の皆様にも配付してございますので、いま一度御確認ください。

次に、隣接市町との連携に関する御質問にお答えします。

島田市金谷地区、旧金谷町や川根地区、旧川根町にも、当時と同じようにデジタル・デバイドという課題があります。しかし、平成22年12月定例議会での御質問にお答えしたように、置かれている立場は若干異なり、当町と比較した場合における民間事業者の参入などは、人口密集度を考えた場合には、金谷地区、川根地区とも、その可能性は高いのではないかと考えています。

また、情報通信基盤そのものについて、連携して共同で整備していくという考え方は持っておりませんし、隣接市町の方々も考えられていないと思います。お互いの置かれている現状の違いにより、民間レベルでの整備が可能な地域、行政がかかわらなければならない地域のそれぞれが、整備された情報通信基盤を活用して、現状利用できる技術を使って、地域同士が連携していくことができればよいと考えております。

もう一つの町内でしか機能しないシステムについて回答します。

再検討の対象としています。昨年度提示した事業概要では、告知放送、地上デジタルテレビ放送再送信、高速インターネット提供の3つを柱に、サービス提供していきたいと説明しました。

御質問は、告知放送に関するものと推測しましてお答えをします。

告知放送自体は、日本全国どの自治体においても、各自治体内でのサービス提供を考えていると思います。告知放送端末機を利用したの町内無料電話については、提供した時点では町内のみを対象に利用できるものを考えたものです。しかし、その告知放送サービス以外にも、都市部とのデジタル・デバイドの解消に有効な超高速インターネットサービスについては、日本のみならず、全世界に向けての情報の受発信が可能です。決して町内だけしか機能しないシステムとは考えておりません。

告知放送につきましては、必要性を含め再検討する課題として考えていますので、御理解

いただきたいと思えます。

6月の全員協議会の資料に記載しました検討中のアプリケーションについては、4月の全員協議会において、有線、無線にこだわらない整備方法の検討と、利活用の検討について進めていくとの説明をしています。決して、唐突な提示ではないと考えています。また、原案に固執するつもりはありませんが、整備方法の検討資料中には、テレビ再送信型F T T Hの概算事業費として、利活用に関係する概算事業費として4.4億円を計上していますことを御確認ください。

次に、原田議員の試算では、町が前回提示した支出経費以外に、年間1億円程度の費用が必要ではないかという御質問にお答えします。

5月の全員協議会においても、そのような御質問があり、こちら側からの要望として、まず原田議員が試算した資料をいただきたいこと、その上で、資料をもとに前回提示した事業概要における費用を試算したいと考えています。原田議員も資料の提出を御了承していただいております。しかし、現時点では、まだ資料をいただいておりますので御了解ください。

ただし、昨年提示しました事業概要については、机上計算や業者見積もりによって構成された概算事業費です。事業内容について、再検討している状況の段階で収支計算することが果たして有効なのかといった考え方もあります。

この次に、住民の皆様提示する資料につきましては、できる限り現実性のある事業計画としたいと考えていますので、できる限り早い時期に詳細設計に着手し、幾つかの選択肢を残しながらも、整備計画を策定して議論に入っていきたいと考えています。

町内におけるデジタル・デバイドについてお答えします。

昨年度の10月の全員協議会において資料の提出を求められ、11月全員協議会において、川根本町におけるA D S L通信速度検討、川根本町における携帯電話によるインターネット接続可能状況の2つの資料を提出しました。11月全員協議会では、昨年度設置しました検討委員会についての議論が中心となってしまい、資料の説明の時間がとれませんでした。全員協議会終了後、議長にはその点をおわびし、次の機会に説明したいとの約束をまだ果たしておりませんでした。おわびいたします。

このうち、A D S L送信速度検討状況については、N T Tから公表されている資料を利用した調査結果です。まず電話帳をもとに無作為に1,060件、1,000件程度を考えたわけですが、結果的に1,060件となったものです、を抽出し、N T T西日本が公表している線路情報開示システムのウェブサイトを用いて調査を行いました。その結果、直線予想距離と予想伝送路損失が求められ、その数値をもとに伝送速度を算出するというものです。N T Tプランのモアスペシャル、最大48M b p s 加入にした場合の想定での調査結果となっています。この結果、利用できる場合の最小速度は2 M b p s という数値で算出されます。あくまで計算上、理論上の数値であり、この利用速度以下という地域は存在するということを御理解いただきたいと思えます。

この調査の結果としては、利用できる場合においても5Mbps以下の調査世帯が26%というデータが確認されました。実際のADSL通信速度については、使用しているパソコンや利用時間帯、ケーブルの太さなどによって大きく変わります。あくまでも、この調査は計算上の数値、NTTが加入を希望する世帯の状況を把握するためのものということを御理解ください。

次に、携帯電話によるインターネット接続可能状況について説明します。

この調査は、地形的条件により、町内でも比較的電波状況が悪いと考えられる地区を重点的に43カ所調査した結果を取りまとめたものです。携帯電話事業者3社、これはNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話端末を利用して、通信速度の測定サイトにアクセスし、1台ずつ測定しました。こちらも調査時間等により大きく数値が変化しますので、いずれの場所でも調査時間を変えて複数回調査を実施し、下りの最高値、下りの平均値、上りの速度を結果として記載しております。

ただいま、簡単に調査状況について説明しましたが、ADSL通信速度検討状況、携帯電話によるインターネット接続可能状況とも、利用できない地域が存在しました。このような結果からも、町内においてデジタル・デバイドは確認できていると考えています。

また、現実的に、町内各地域においてのADSL利用スピードの違いや、ISDNしか利用できない地域の存在、利用可能な地域が比較的多くなってきているUQWiMAXが、町内では現時点では利用できる地域がないといった状況からも、地理的な要因によるデジタル・デバイドが、都市部との間や町内の各地域間に発生していることは明確であると考えています。

次に、将来、NTTへ譲渡できるような設計とは何かについてお話しします。

平成22年12月定例議会におきまして、原田議員の一般質問の中で、浜松市におけるNTT西日本へのIRU契約を前提とした整備方法についての情報提供がありました。その方法として、将来的にNTTへ移管、譲渡していくという設計でやっているのだから、浜松市の負担には将来的になってこないとの御意見でありました。

このことについて、NTT西日本に問い合わせしました。その報告として、地方自治体が補助金等の公的な財源を活用し整備した設備を、将来的にNTTへ移管、譲渡していくという考え方は、現時点においては持っていないとの回答をいただきました。

また、その考え方を前提としてのNTTとしての考え方として、NTTが運営するものとして設備を構築することは、そうした可能性、将来的に移管・譲渡を残すということにすぎないこと、ただし、その場合にも20年、30年経過した時点で、NTT技術基準が現状のままということは考えにくいから、そのまま、現時点で整備した設備を受け入れるという考え方もできないのではないかとということです。

また、原田議員がおっしゃるように、当初からNTT技術基準に沿った設備を構築しないものについては、その時点で、そうした可能性はないとの考え方のようです。

次に、NTTへ接続できるような設計についてお答えします。

この御質問が、先ほどの町内でしか機能しないシステムに関しての御質問への回答となるものかもしれません。

NTTへの接続については、平成23年2月1日に開催した藤原洋先生の講演会の中で、質問への回答という形で説明していただきました。接続は可能という技術的な検証ができた上で、信頼できる民間事業者が技術の部分は責任を持っていただくという前提ではありますが、総務大臣が認可したものは、NTTには接続の義務がありますという説明であったと考えています。

この説明にもあるとおり、前提となる条件があります。その条件をクリアできるのかといったことについては、具体的な事業計画を、策定していく中で確認していくしかないと考えています。NTT回線に接続することが最優先すべきものとして考えていくのであれば、逆に、そうした利用が可能な設備を構築していく必要があると考えています。

昨年、提示した原案は、NTT西日本のIRU契約を前提に構築した提案ではありません。そのため、ひかりTVと呼ばれるNTTの光サービス上のアプリケーションは利用できないということを御説明しています。

また、NTTが10年以内に現在のメタルケーブルを、光ケーブルに変えていくことが予測できるという御意見に対してお答えします。

この御意見については、6月全員協議会においてもお聞きしましたので、町の担当窓口であるNTT西日本静岡支店に問い合わせ、NTT西日本本社に確認していただいています。その結果として、NTT西日本の見解として、光ケーブルへの移行は、PSTNと呼ばれる公衆交換電話網のIP網への移行の後に計画されていること、そして、IP網への移行時期は2025年を完成目標としているとの内容でありました。

NTT西日本による現在の電話ケーブルであるメタルケーブルから光ケーブルへの移行時期については、いまだ明確な資料や公式報道はされておりません。公表されているものの中に、PSTNのマイグレーションについてという資料があります。これはPSTNと呼ばれる公衆交換電話網をIP網に移行することについて説明した資料となります。この資料の説明をNTT西日本の担当者に伺ったところ、メタルケーブルから光ケーブルへの移行時期より、局内設備である公衆交換電話網をIP網へ移行する計画の方が早いということでした。そして、IP網への移行の完成予定時期を2025年としているとのことです。NTT担当者からの御説明では、光ケーブルへの移行は、この時期以降となる考えであるとのことでした。

また、この資料中には、光ケーブルへの移行について、メタルケーブルから光ケーブルへの移行については、サービスの創造やICTの利活用により、光ケーブルの普及を進めることで移行を進める、メタルケーブルの利用者が少なくなった段階で、対応について引き続き検討を進めていくとの内容の記述をしています。

以上、未回答やあいまいであるといった答弁にお答えしましたが、そのうちの幾つかは、

既に御説明している内容です。再度、確認ということで御了解ください。

次に、事業の再検討等についての御質問です。

最初の御質問にもお答えしたとおり、現在、整備方法について、比較検討している状況です。そのうち無線と有線を併用しての整備方法として、民間事業者に働きかけ、LTEやUQWiMAXによるデータ通信を可能とする高速ブロードバンド基盤を、町全体に整備するという方法を選択肢として検討しているところです。

誘致の対象とする民間事業者としましては、LTEについては、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルの2社、UQWiMAXについては、UQコミュニケーションズを考えています。これらの民間事業者を誘致しての整備を検討しているわけですが、まず、民間事業者の誘致そのものが可能であるのかといった確認、さらに可能であるならば、町内全域においてのサービス展開が可能なのかといった確認が必要になります。このうちNTTドコモのXi（クロスビー）と呼ばれるLTE方式のデータ通信については、昨年度の検討委員会で担当課長から説明していただき、2014年度までに、全国の70%でサービス展開していきたいとのことでした。川根本町でのサービス提供は、かなり厳しい状況とのことでありました。このことは、この場で再度報告させていただきます。

また、今回の基盤整備事業の目的として、都市部と当町間、それに加えて町内の各地域間において発生しているデジタル・デバイドといった課題の解消があります。例えば、町内の一部の地域で、将来的にLTEやUQWiMAXが、ある程度人口が集中している地域、例えて言えば、高郷・上長尾地区、徳山地区、千頭・小長井地区などにサービス展開していくという可能性は全くないとは言えません。

しかし、一部の地域で整備されたことによって、町内における情報通信格差は、今以上に拡大することになります。あくまでも、今回、計画します情報通信基盤整備事業としては、検討委員会の報告書にも掲載されておりました、町内くまなく同じサービスを受けられる環境に整備するという大前提を進めていきたいと考えているものです。民間事業者が町全体へのサービス提供できないということであれば、公設という形で町全体を整備し、その上に、民間事業者がスポット的にサービスを展開していくという形が望ましいと考えています。そのような無線を活用した整備方式も検討しているということを御理解ください。

原田議員の御意見のとおり、NTTドコモの例ですと、FOMAからXi（クロスビー）と呼ばれるLTEサービスの時代は来ると考えています。問題は、その時期がいつ来るのか、さらにFOMAの例にあるように、町の中心部ではある程度の利用速度が得られても、遠隔地ではやはり利用速度が遅くなるという心配もあります。LTEサービスが提供される時代は来るとは思っていますが、町内全域において、都市部と同等のサービスを受けることは厳しいと考えています。

御質問にある携帯電話等エリア整備事業については、携帯電話での通話ができない地域に対しての補助事業となります。例えば海久保、小猿郷、幡住などの地域でのエリア拡大が対

象になります。基地局整備は自治体が、伝送路整備は事業者が事業主体となるものです。サービス提供する民間事業者との事前協議が必要であり、事業者が参入することが条件となります。

次に、町内の情報格差を解消するというステップを踏むべきだとの意見への対応についてお答えします。

この御意見については、検討委員会からの報告書中、委員会での意見・認識、川根本町におけるブロードバンド整備方法に対する御意見として認識しております。

その報告内容としては、光ファイバーを主体とした超高速ブロードバンド環境の整備を求める意見が多数を占めたが、町内の情報格差を解消するというステップを踏むべきだとの意見や無線技術を活用した整備の検討が必要との意見も出されたとの表現になっています。

第7回検討委員会の議事概要に、報告書をまとめるに当たり、事務局案に対する御意見が詳しく記載されていまして、どのような状況で、町内の情報格差を解消する手段として、注釈の部分ではありますが、衛星ブロードバンドについての記載がなされたかということとは承知しています。

委員会での御意見の多くは、やはり光ファイバーを主体とした超高速ブロードバンド環境の整備が、最終的には川根本町に必要であるとの認識であるということだと考えています。しかし、その途中経過として、まずISDNでしか利用できない接岨地区や大間地区などに、早急に衛星ブロードバンドなどの導入を検討してみてもどうかという御意見と理解しています。決して恒久的な町内情報格差の解消策として、衛星ブロードバンドの整備を求めている御意見ではないと思います。

考え方としまして、課題である都市部との間にも発生しているデジタル・デバイドが、どのような方法であれば解消するのか、その解消までにどの程度の期間がかかるのか、そうした検討の結果、例えば整備までの期間が3年かかるのであれば、情報通信基盤整備事業とは別の形、御意見にあるとおり、防災目的での導入も考えられると思います。

ただし、防災目的で整備されるのであれば、停電した場合の非常電源の確保が必要になります。そのようなことも検討課題としてありますので、防災対策として整備する場合にも、慎重に進める必要があります。

御意見の衛星IP基地局については、衛星ブロードバンドであるIPSTで受信して、それを基地局から発信するという方法になります。通常は光ケーブルが確保できない地域で利用されたり、東北大震災の被災地でも利用されているとのことです。このことも含めて繰り返しになりますが、衛星ブロードバンドの導入については、事業計画を策定し、その実施時期が大きくずれ込む場合の緊急的な措置であり、恒久的な町内情報通信格差の解消策ではないとの認識を持っております。

次に、民間事業者の既設光ファイバーの芯線借用についてお答えします。

まず、医療や教育分野への活用、また事業所における情報通信分野への要望にこたえるた



めには、光ファイバーによる通信環境が必要であるとの認識は、私も強く持っています。原田議員の御意見のとおり、そのような形で基幹部分や外部との接続用として利用することができれば、事業推進に向けて大きく前進できると思います。また、町内に既に敷設されている民間事業者の光ファイバーを借用することは、事業費を削減する上での重要な検討事項にもなります。しかし、あくまでも自力で敷設する場合との経済比較が必要になります。敷設費用だけでなく、民間事業者等の違いによる借用費用の検討、借用区域や芯数の決定など、多くの検討を要する課題になります。

そのためにも、できる限り早い時期に詳細設計業務に着手し、民間事業者との間で、具体的な調査設計に取りかかりたいと考えています。既設光ファイバーの調査につきましては、原田議員は御承知かと思いますが、調査を実施する前に調査費用を支払い、その後に民間事業者による空き芯の確認などの調査があります。また、調査実施後、承諾された場合には、一定期間内にアクションを起こす必要も生じてきます。また、既設光ファイバーの芯線については、余り余裕がないとの情報は得ていますので、なるべく早い時期に芯線借用の承諾を得ることが必要になります。繰り返しになりますが、できる限り早い時期での詳細設計業務への着手と事業計画の策定についての御協力をお願いいたします。

また、御指摘のアプリケーションについては、各担当者からの提案を受け、検討中のものであり、その利用基盤はF T T Hに限ったものではありません。このことは整備方法の検討とともに利活用方法についても、全世界F T T Hに限らない状況のもと、検討していることのあらわれであると考えています。

特に、教育・人材、医療・健康、電子行政・電子自治体を三大重点分野としている新たな情報通信技術戦略の中に記載されている教育分野での具体的取り組みとして、2020年までに児童・生徒1人1台の各種情報端末、デジタル機器等を活用したわかりやすい授業の実施などを目標に掲げています。このことから、学校施設は当然のことですが、医療機関や行政関係施設においても、それらの利活用が可能となる環境整備について、早期に実施していく必要があると考えています。

町内の情報格差の解消策としての衛星ブロードバンドに関する考え方については、先ほどの答弁でお答えしましたので、ここでは整備基準、整備速度についてお答えしたいと思います。

まず、事業の目的でもあるデジタル・デバイドを解消させるためには、どの程度の速度を求めるのか、国や県における考え方や、将来的に必要な速度はどの程度なのか、さらに利活用する場合に必要な速度はどの程度なのか、このような検討が必要になると考えています。

それでは、都市部とのデジタル・デバイドについて説明します。

平成23年3月末の推計としまして、全国の94%の世帯では、光ファイバーなどの超高速ブロードバンドの利用が可能になっています。残り6%の中に川根本町が存在するわけです。この超高速ブロードバンドの基準としては、国が定めた情報通信利用環境整備推進交付金交

付要綱によれば、下り最大伝送速度30Mbps以上のブロードバンドといった基準が設けられていますので、国における考え方は、この基準と考えて間違いのないものだと思います。県につきましては、平成23年3月に定めた静岡県高度情報化基本計画において、情報通信基盤の整備促進として、光ファイバー網等により情報通信網の整備を引き続き促進することとしており、現時点では光ファイバー網整備推進事業により重点的な整備を行うこととしています。ただし、無線方式との併用につきましても柔軟な構成も研究する必要はあるとしています。

次に、将来的に必要な速度はどの程度なのかといった検討では、今回、国が要望調査を実施した情報通信利用環境整備推進交付金事業、これが光の道整備推進事業となるわけですが、この光の道構想では、整備すべき水準として、電子政府、教育、医療などへの利活用、将来的な情報量の増加を見越して、100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤の整備・普及を目指すこととしています。また、現時点で想定される大容量のアプリケーションが求める水準を30Mbps程度としており、FTTHに限らず、HFCやBWAといった30Mbps程度が可能な技術について、代替的役割を期待しています。これらのことから、近い将来、川根本町においても必要となる伝送速度は30Mbps程度と考えることは適切かと思っています。

御質問にありますリーチDSLについては、NTT中継局舎からの長距離にも対応し、上り下りとも1Mbpsに満たない低速ですが、安定した利用ができるということも聞いています。しかし、大間地区や接岨地区では、光収容という問題のため、ADSL自体が利用できません。また、スマートフォンやモバイル端末の普及により通信情報量、トラフィックが急激に増大している状況では、1Mbpsに満たない環境では満足できない方が多いのではないかと考えます。

最後に、利活用方法についての必要速度の検討ですが、現在、アプリケーションを検討中であり、決定しているものではありません。しかし、教育分野や健康・介護を含む医療分野での必要速度については、先ほどの光の道構想での、現時点で想定される大容量アプリケーションが求める水準30Mbps程度と考えて、将来的にも問題はないのではないかと考えています。

これらのことから、今回の情報通信基盤整備事業における整備基準となる速度は、30Mbps程度であろうと判断しています。そのことが国の財政支援を受けるためにも必要であり、県の補助金を活用することもできると考えています。

ADSL利用環境に関する資料については、先ほどの答弁でお答えしました。あくまでも計算上の数値であり、最小値が2Mbpsで算出されるものです。決して1Mbps以下の地域は存在しないという認識はございません。

次に、高齢者などの見守りについての御意見に対し回答いたします。

昨年度の検討委員会においても、全世帯に設置したテレビ電話型の告知放送端末機を利用

した見守りよりも、例えば訪問する側が情報端末を利用することの方が、効率的ではないかとの御意見をいただいています。その情報端末を利用できる環境の整備が必要なのではといった趣旨の御意見であると考えています。

告知放送端末機の主な設置目的は、告知放送にあるわけですが、それはさておき、確かに高齢である方が電話口に出たりすることが苦痛になってしまったりは逆の効果となってしまう場合も考えられます。現在、整備方法の検討と利活用方法の検討を行っていますので、その中でも検討していきたいと思えます。

次の無線活用の検討については、今回の答弁の中で何回か説明しておりますので、ここでは省略させていただきます。

まず、次世代通信と言われるLTEやWiMAX、ここでは誘致ということですので、UQWiMAXとしてお答えしたいと思えます。

本日の答弁の中で、何回かこのことに関する御質問があり、その都度、答弁してきたところではありますが、まとめとしての御意見であろうと考え、繰り返しの部分があることを御容赦ください。

現在、整備方法についての比較検討をしている状況です。その中で無線と有線を併用しての整備方法、基地局まではケーブルが必要であるという理由で併用しています、として民間事業者に働きかけて、LTEやUQWiMAXによるデータ通信を可能とする高速ブロードバンド基盤を町全体に整備するという方法を選択肢として検討しているところです。

誘致の対象とする民間事業者としまして、LTEについては、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルの2社、UQWiMAXについては、UQコミュニケーションズになります。

これらの民間事業者を誘致しての整備を検討しているわけですが、まず、民間事業者がサービス提供を計画しているのかといった確認、さらに、町内全域においてのサービス展開が可能なのかといった確認が必要になります。このような確認を現在、事業者と調整しながら進めていますので、返答があり次第、議会に対して説明していきたいと考えています。また、これらの確認は、現時点での計画があるかといった内容の確認となることは御理解ください。

6月全員協議会資料では、LTEについては、NTTドコモからの、実現性はかなり厳しいとの情報によるものです。さらに、その情報の裏づけができるものか確認しています。UQWiMAXについては、KDDIを通して意向を確認してもらいました。現時点では川根本町にエリア拡大する計画はないとの情報を得た結果により記載したものです。LTEに関するソフトバンクの関係につきましては、確認をとっている状況ですが、いずれも町内全域での展開は厳しいと考えざるを得ないと思っております。株式会社インターネット総合研究所の藤原所長の秘書の方とも、講演会開催後もメールやお電話でお話をさせていただいております。講演会でお話ししたソフトバンク社のLTE誘致については、900MHz帯、700MHz帯での割り当て後に、企業イメージアップのための展開も考えられるではという可能性を話したものであり、最終的には市場原理に任せることになるのではということでした。

しかし、誘致をあきらめるということではありません。今後とも民間事業者と連絡をとりながら情報を確認していきたいと思います。

島田市の整備方針については、今までの答弁の中でもお答えしました。市役所、医療機関、学校施設などが立地する旧島田市地域では、既に光インターネットの利用が可能であり、金谷地区も含めて、その基盤の上に、U Q W i M A XやL T Eがエリア拡大していく状況です。そうした地域と当町での整備を比較することは難しいと考えています。

次に、誘致する場合の事業費の負担についてお答えします。

この件につきましては、上記の確認がとれ次第の検討になります。現在、考えられることとして、負担する場合の財源をどう確保するのかといった課題はあると思います。あくまでも民間事業者を誘致して、その事業費を一部負担する。設備そのものは民間事業者の所有ということをお話したいと思います。現時点では、国や県の補助事業の対象としてはないと考えられます。また、合併特例債の活用につきましても、対象となる事業主体は市町村であり、完成後に市町村の所有物となることが条件になります。国や県の担当部局と協議したわけではありませんが、現時点での見解としてお答えします。

ただし、事業費負担が一般財源の中で対応できるのであれば、この課題は存在しませんので、いずれにしても、事業者との確認がとれ次第、報告していきたいと考えています。

ここまでL T Eや、U Q W i M A Xの誘致について回答しました。

続いて、民間事業者の誘致以外の無線活用について説明します。

現在、検討中の整備方法の中には、地域イントラネットを構築し、その上で各地域での無線活用が可能となる整備方法についても検討しているところです。民間事業者に限らず、また前回提示した全世帯F T T Hにこだわらずに検討していますことを御報告させていただきたいと思います。

それから、検討委員会の報告書では、前回提示した事業概要についての説明が十分にされていないことへの指摘、及び、また、年金収入のみの世帯や生活保護を受けている世帯等に対する費用負担、利活用を通じた地域の活性化について事業計画を提示するべきである。そうした事業計画を町議会へ説明し、議論を進めるとともに、という記載となっています。

原田議員の御指摘のとおり、できる限り早期に事業計画を策定して、御意見を伺いたいと考えています。整備方法の決定についても、最終的には詳細な設計によりコスト計算が必要になります。そのためには、繰り返しになりますが、詳細設計業務に着手し、そうした比較検討を加えながら、事業計画の策定に入りたいと思います。

大変長くなりましたけれども、通告されています質問への答弁にかえさせていただきます。議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 大変深い洞察を加えられたということで、御苦労さまでした。皆さんもよく理解されたのではないかと考えておりますが、実はトータル、全般的に受けた感じは、やはり当初、ねらいどおりといいますか、F T T Hでやっぱりカバーをしていきたいという

基本的な考え方、このところに意識があるということですので、どうしても今のような答弁になってくるだろうと思うんです。

ただ、私はそういう方法もある、F T T Hという方法を否定しているわけではないんですが、F T T Hを望んでいる町民の声がどれだけあるのか、あるいはそれを必要としている今、環境にあるのか。先ほど30M b p s以上だと、こういう話がありました。現在、アプリケーションで30M b p sが必要なものというのは現存しているのでしょうか、ないんですね。これからそういったような時代が来るだろうというような予測は当然あります。しかし、それが10年後になるのか、6、7年後になるかわかりません。私が申し上げているのは、6、7年後、あるいは10年以内くらいに、N T Tは必ずメタルから光に変えてくるだろうと、これは確証ができるわけなんです。ですから、そういったところをしっかりといいますか、そういう予見をして、予知をした形の中でシステム設計に入っていくということが重要ではなからうかと、そんなふうと思うんですね。ですので、光の道構想、あるいは県の補助を受けるには、光ケーブルを張らなきゃだめなんだと。だから光ケーブルで設計するんだと、そのためには9月にもう設計に着手しなければいけないんだと。そんなふうな形で断定的でやってしまうということに、私はこのブロードバンド整備の進め方に無理があって、また町民の反発があるだろうということなんです。

お尋ねしますけれども、先ほどこれは私が再々言っていた関係でしょうか、平成22年10月にデータが出されたんですが、A D S Lのスピードを一覧表で出されました。その結果、私流に計算をしました。これは地名地区はA D S Lが行っていないということから、非常にスピードの遅い地域だということでカウントされておりますが、実はそうではなくて、光につながったB W Aと言われる無線ブロードバンド、これも一種の無線ブロードバンドという、ワイヤレスブロードバンドなんですけれども、それでカバーされておりますから、はっきり言って高速です。場合によっては超高速のエリアもあります。ですから、そういったところを外していきますと、ここは高速ですから、私なりに調査した結果は、トータルで川根本町を見たときに、3 M b p s以上くらいの高速エリアは92%くらいに達している、あと8%をどうするかというのが、今の最大の課題であろう。だから、そこでやっぱり今、1 M b p s以下なんだから、欲しいよ欲しいよと、仮に、そういうふうな声がたくさんあるだろうと思われる、寸又峡あたりをまず手当をする必要があるだろうとか、いろんなブロードバンド環境整備にはやり方があるんですね。

ですので、正しく状況判断をしながら進めていくという、少しやわらかな方法があるだろうと。もう一度、そのところを意識してもらいたいなと思うんですが、全体の計画ができるまではだめだというようなことでは、寸又峡からお客さんが逃げていってしまうかもしれないじゃないかと。そういうことを考えていただきたいなというふうに思うわけですが、その点についてどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 寸又峡のところですか、そういうところもそうでありますけれども、いわゆるISDNのところということが通信的には非常に遅いという中において、そういう中で、ブロードバンド環境が悪く、顧客が逃げていくのではないかという御質問かと思うんですけれども、まさしくISDN関係であれば、そういう状況下にもあると思いますし、また将来的にISDNが存続していくかどうかという問題点も大きくあるのではないかと考えられます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 私、再三申し上げているのは、実はこれも町への資料として私、つけさせてもらいました、通告の中で。

総務省が2008年6月、これは片山総務大臣のときなんです、デジタル・デバイド解消戦略ということ、この中に携帯電話、携帯ブロードバンド、これは3.5世代、まさにこれはフォーマットですね、こういうものを使ってもやっていきましょうよという基本的な考え方を出しているんですね。そして民主党政権になって、原口ビジョンというものが出てきて、光ケーブルを張りめぐらすなんていう、あの大言壮語を言ったものですから、少しおかしくなっているんですが、実は片山総理大臣が言った、この辺のところが一番の基本なんです。ですので、藤原先生も、そういったようなところを押さえて、ワイヤレスブロードバンドの世界、こういうことを言っておられると思いますし、やっぱりソフトバンクさんあたりも、そういう時代にも入ってくるでしょう。しかし、LTEという、先ほどから出ております、こういった電波方式、UQWiMAXということも、既にもうサービスを開始しているんですが、こういったようなものが山間地に本当に貢献してくれるだろうかというのは、やっぱり少し実績を積む必要もあるだろう。だから1、2年待った方がいいのではないのでしょうかというような答えももらっているわけなんです。

ですので、そういったようなことを考えていったときに、寸又峡はむしろ、そういうLTEやWiMAXを導入する、そのつなぎとして衛星ブロードバンド、これをやったらどうだろうと、こういう発想が出てくるのではないのでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問でありますけれども、例えばLTEがどうあるかという問題があるかと思うんですけれども、モバイルブロードバンドという位置に入ってくるわけでありまして、LTEも2012年から一応商業化という問題がありますけれども、これはいまだ東名阪の間において、既設の電波既得業者という、そこら辺のところ、いわゆる活用期限ですね、これが2014年、たしか10月だと思いますけれども、そこまであるということを考えると、必ずしもLTEが近い将来の中に普及するということは、なかなか難しいかと思えます。

NTTドコモにおいても、2014年末までに人口カバー率70%だということを申し上げますし、その点は、これは、いわゆるフォーマットも3種類あるわけですが、フ

オーマとのいわゆる互換性を持たせた中で70%と言っていることを思えば、必ずしもこれが近い将来にLTEが普及するということもなかなか難しいのではないかというふうに思っております。

それから、今言われたのは、衛星ブロードバンドということでありましてけれども、これはIPSTARこれはいわゆるタイコム4でありますでしょうけれども、これについては、例えば日本にはトランスが3ギガ向かってはありますけれども、これは通常である場合は、衛星の場合には補完衛星を持つというのが、これは大原則であるんですけども、補完衛星を持たないということは、この非常の中においても、将来的にずっと使うということは非常に危険性があるというふうに僕は思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 応急的、あるいは恒久的、いろんな使い方があるんですが、私は将来的にしっかりした基盤が整備するまでの間、ある意味では応急的、あるいは事故時の防災用のバックアップシステムとしても使えるのではないかと、そのように思っているわけなんです。ですから、視点をこのブロードバンド環境整備にどのように向かっていくか、我々がですね、それは全くニュートラルのことからスタートしていく必要があるだろう。実は膨大なお金がかかるということは、これは承知されますね。町長、最大16億円と言っているんですが、私も質問の中にありますけれども、最大16億円という根拠は一体どこなんだと。実は先ほど、NTTは将来的に、こういった地域自治体でつくる、例えばIP電話、インターネット電話ですね、こういったようなものもNTTと接続する義務があると言っていますけれども、義務はあると言ったって、できない相談は乗れないわけなんですよね。ですから、原案をレビューした方がいいでしょうよと言ったのは、実は原案は、私もエンジニアの端くれなんですけど、私の感覚から見たときには、原案はNTTの最終的なNTTがつくっていくネットワーク網がありますよね、次世代ネットワーク、NGNというのがあるんですが、ここへはつながっていかないだろうというふうに思うんです。でも、理論的にはつながることができ、そのためには接続するために、何億円というお金を投入しなければ多分ならんだろう、こういうことを予測していったときに、原案に固執するということは非常にまずいだろう。ですから、そういったような知見といいますか、技術的な論拠というものを、やっぱり1つ1つつくっていく必要があると思うんですよ。

私は町長にも議長にも申し上げたんですが、ブロードバンドをこの川根本町で基盤構築をするなどというテーマは余りに大き過ぎる。ロケットをつくっちゃおうなんていうくらいに匹敵するくらい、私は難しいものだろうと思う。

ただ、光ケーブルを張ればいいなんていうのは、これは簡単な話ですよ。しかし、それは大きなお金がかかっていく。そして、これは今の原案でいいますと、年間約1億円ずつぐらいの設備更新をするための費用が平均年間1億円ぐらいかかっていくだろうというのが私

の試算であります。これは今の原案から言うと、そうせざるを得ないだろうというふうに思っています。もし中身を知りたいというなら反問してくだされば、お答えをしたいと思っています。

（「質問は何」と言う者あり）

議長（板谷 信君） 反問ではなくて、求めている答弁。

6番（原田全修君） ですから、そのくらいの大きなお金がこれからかかっていくんですよということで認識されているかどうかということです。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 1億円という問題ですか、その維持経費がかかると、そういう問題については、この町長の答弁の中にもありましたように、また次回、お示しいただくと。そういう中において、今回3つの案を絞り込む中の検討の材料としていただければと思いますけれども、再三、御質問の中にもあるんですけれども、すべてのF T T Hに固執しているということではないものですから、それは検討委員会の中でお答えいただいた中で、例えばF W Aもあるであろうし、いろんなものが想定をされるということはあると思います。

以上。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 別の機会に、また私にお聞きしたいということですので、その別の機会には、またお知らせしますが、では質問いたします。

では、町としましては、この原案で行った場合に、じゃ、どのくらいのインターバルで設備更新をすとか、トータルの維持費用だとか、こういったようなものは試算したものはありますか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 以前というんですか、原田議員から、そのような御質問の中において、詳細設計に移るに当たっては、やはり具体的にそういう、例えば冗長化の部分とか、いろんな部分の中において、現在というか、その当時の中では積算といっても、非常に漠然的なものになるということの中において、そういう中で、詳細設計の中の一部を調査費等に振り分ける詳細設計前段部分として契約をさせていただき、その分、いわゆるこれからお示しする3つの部分というんですか、3方式等についての具体的な数字等も示した中でやらせていただきたいということを御了解していただいていると思いますけれども。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 詳細設計をする中で、維持費や、これから設備更新の費用が出てくるなんて、こんなことは普通あり得ませんね。こういう事業を計画するときは、イニシャルコスト、ランニングコスト、およそこのくらいになるんですよというのは、これは普通の考え方です。

私は以前、質問したときに、大体、電子関係機器がどのくらいの耐用年数ですかと言った



ら7年という報告がありましたね。光ケーブルはどのくらいですかというと20年くらいという話がありましたね。しかし、私の試算では20年、もっともつだろうと、30年はもつだろうと、こんなような試算をしていきますと1億600万という数字が出ているわけなんですけど、中身は後ほどといいますか、別の機会でもいいんですが。実はそのくらいのことは私でもできる。だったら専門的に検討されている、そして専門的に何という業者かわかりませんが、その方々は、そんなものはもう5分間で出る数字ですよ。ですから、そういったランニングコストというものが、これは大きくかかわってくる可能性がある。じゃ、そういったようなものはない方法はないだろうか、こういうふうに進めていくと、選択肢というのはおのずとでき上がってくる。ですから、住民負担は相当ありますけれども、光ケーブルをやりたいよと、こういう声が住民から出てくれば、それはやりましょうよ。でも、それは嫌だよ、そんなものよりも、もっといい方法があるじゃないかと。2、3年たてば、LTEだって出てくる可能性があるじゃないか、それだったら、そこまで待とうよと、その方がよっぽどメリットがあるよ。若い子供たちも夢が持てるよ、外から来る人たちも、観光者もこちらへ入ってこれるよということになるわけですよ。ですので、そういった基本的な設計が、何というんですか、腹づもりが初めになければいけないということなんです。

議長（板谷 信君） もう一度聞きますかこれ。もう一度、聞きますか、この設備投資とランニングコストの部分……。

6番（原田全修君） そうですね、答えられないというなら、この件は本当にもう一回、ゼロから立ち上げていく必要があると思いますので、本当に答えられませんか、ランニングコスト。

議長（板谷 信君） 答えもせずに予算を出してるとは思えんな。教えてください。

副町長（小坂泰夫君） 全戸に対する、いわゆる双方向によるFTTHという最初の御提案したのについては、これはランニングコストも含めた中で概算数字ということにはなりませんけれども、これを積み上げたものは、御提示というか、担当から説明させていただいていると思います。今回、私が言いますのは、その後、3案について、いわゆる検討委員会を経た中において、必ずしもFTTHにこだわらないという中、それから例えば冗長化というんですか、ループする部分、そういう部分をやはり精査した中で、その数字をより具体的に近い数字をお示しするという事で検討いただきたいということの回答でございます。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 原案を堂々と町民に示したではありませんか。その中で、こういった話題も出ているわけなんですよね。私が心配するのは、町長も社会資本だということを盛んに言われています、インフラだということを。それらしい設備だろうというふうには私も感じておりますが、本当に社会資本という認識があれば、これは例えば地方交付税の基準財政需要額だとか、そういったところに算定をされて、これからの設備維持、こういったものも特段の負担が住民にはかかってこない、あるいは財政負担にはなっていない、こういうふう

な担保があれば気が楽になるんですが、そうではないじゃないですか。ですから、そういったようなことを、基準財政需要額に今後算定される動きもあるんですよとか、あるいはこういったようなもののメンテナンス、維持には、国の方からは、あるいは県の方からは、補助がないとか、何かその辺のところを押さえておく必要があると思うんですが、今後、国・県から補助、こういった意味でランニングとして補助があることが確認をされたでしょうか。

議長（板谷 信君） 最初の計画でいいよ、意味がわかればいいので。どんなふうな形の財政措置がされるのか、その部分のところ、原田議員の質問に教えてください。副町長。

副町長（小坂泰夫君） ブロードバンド関係、設備についてのICT、いわゆる光の部分の国の自治体への情報通信基盤の整備及び県の整備補助、これらについては設備を設置するときに交付されるものであって、当然、合併特例債等もそういうことでありますけれども、それにおいて後々70%交付税算入というものはありますけれども、運営についてのものについてはございません。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） そういうことですよ。ですので1億円もの財政負担、あるいは住民負担というものが平均的です、平均年に1億ですよ、こういったようなものがずっとかかってくるということなんです。

ところが、この設備が本当に有用なものであるなら、有益なものであるなら、まだしもいいんですが、これはどうも町内の電話だけでしか使えないような、町内テレビ電話しか使えないような、外とはつながっていかないような、こういう設備になっていくだろうという予感がします。こういうものはNTTの設備は、やがて設備更新されて光が張られてくると思いますが、当町がつくった光と、2つの光がこの町には存在していくだろう、こんなふうな予感がするわけです。要するに、私が3月のときに、どぶに金を捨てるようなものとならないことを祈ると言ったのは、実はそういうことなんです。そういったようなところを、どう予知していくかという、これは先ほどNTTの静岡支店に確認したと言っていますけれども、その辺の程度のところでは、やっぱり上の方から、このぐらいの答弁にしておけよというような声が、指示が来るわけですので、支店単位ぐらいではだめですよ。

そういったようなところを、もっと知見を深めていただきたい。そして我々、この議会も、こういった私がきょう提案させてもらった中で、質問してもらった中で丁寧な答えは町長からいただきましたけれども、それは私が言っているものに対する、どちらかと言うと、できない相談だということ、私はできる相談をしたいと思うんです。どうやったら、できるようになるか、そういうふうな形で、こういったものに関してはチャレンジをしていく必要があるだろうというふうに思います。

それで、あと残り時間が幾らもないものですから、一番初めの質問で、町民の意向や合意はどのように確認をするのかと、このお話は、前段、同僚議員の方から質問があったときに、7月中に2、3通りの案を提示して、議会で意見交換会なり報告会をやって、方向性を出し

ていきたいという課長の答弁がありました。そして9月に詳細設計に入りたいとありました。わかりません。もうちょっとどんなふうなことを考えているのか教えてください。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（羽倉範行君） 先ほどの詳細設計の工程ですが、7月中には、町側からの整備方法を2、3通り提案をさせていただきまして、その提案につきまして、議会等で意見交換等、また協議等をお進めしまして、1本に絞っていききたいと。その1本絞れた時点で、詳細設計に入っていきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 2、3通りと言いましたね、そうすると、2つ、3つは、今頭の中にあるわけですね。どんなような2、3通りというイメージを持っておられますか、私が言うのは、選択肢というのは2、3ばかりではないわけです。再三申し上げています。いろんな環境変化に応じた設計をしていかなければならない。詳細設計などというのは、その前に基本設計というものがなければ、入っていけるわけがないじゃないですか、詳細というのはね。詳しくやるというのは基本的な設計がなきゃいけない。だから、基本設計という、これは概念の言い方で、ちょっととらえ方は違うかもしれませんが、おおよそ、こんな形でいったらいいじゃないかというところへ絞り込んでくる。2、3通りまで、おおよそ絞り込んでいるというようなところでは、十くらいの選択肢があるはずですよ。ですから、そういう手順を踏んで、その手順を踏むためには、私、一番初めに質問してありますように、町民の意向、こういったようなものをどういうふうに把握するか、ここのところがスタートではありませんか。そういうことを町長だって自ら、そういうことを町民の前に話しているんじゃないんですか。

ですから、そういったことをきちんと順序立ててやっていかないと、町民の反発は当然、強くなりますし、私どもの疑問も一切解けませんね、そういうふうな、ある意味では強引な手法というのは、これは許されるものではないと思っています。意向調査をいつやるか教えてください。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 当然、ブロードバンド環境というのは幾つもあるわけでありまして、ただ、技術的とか条件的に、もうこれはかなり無理があるというものは、それは検討してもなかなか難しいというものがあります。それは金銭的なものもあるであろうし、例えば地理的な条件の中で、これは難しいという場合もあり得るわけでありまして、そういう中で3つほどに絞り込み、またその中で検討していくというわけでありまして、これはそれらの件、まあ3つに絞り込むについては、専門的な御意見もいろいろいただいと。その中で、また議会等にもお示した中で、じゃ原型としては、どういう方法があるか、例えばF T T Hのみですとっていくのか、F T T Hを活用した、また無線等を活用した、そういう方法論になるのか、それから全くF T T Hにならずに無線方式になるのかと、そういうよう

なこともあるかと思うんですけれども、そういうものを、それなりに3つくらいに絞り込み、またそれを検討していただくと。

その中で、最終的に詳細設計に入っていきたいというわけですけれども、ただ、詳細設計に入るに当たっては、町民のいわゆる加入動向とか、その希望とか、そういうものもありますので、そういう意向調査をしていきたいというものであります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。今の質問ですか。というのは、先ほど議会の方へ提案するという部分。

6番（原田全修君） そうそう意見交換とかなんとかというやつね。

議長（板谷 信君） 僕は初めて聞いたもので、もう少し押してもらいたいなと思って。

6番（原田全修君） ええとですね、意見交換会、あるいは報告会を開催してもらって、方向性を出していきたいと、こういうふうに話がありましたよね、課長。それはどういうものかということを知りたいと思ったわけです。どういうものなのか。意向調査と絡めて、どういうものかを教えてください。

企画課長（羽倉範行君） あのですね、基本設計に入る、詳細設計に入る前の段階の基盤、その何ですか、方向性を1つに絞る、2、3通り出す案を、その席で絞っていききたいというような計画であります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） アイデアはおもしろいと思いますね。私もそういう意味では、アイデアとしては、もっと住民に集まってもらって、例えば代表者20人ぐらいね、そして広聴会みたいなものをやるだとか、アイデアはいっぱいあると思うんですよ。しかし、この2つに絞られてきて、意見交換会と、何ですか、何とか会と、こういうふうにいったというのが、これはまた唐突な話なんですね。これは一つのアイデアとしてはおもしろいかもしれませんが、いきなりこういったことを言われても、議会の方としては、はい、わかりましたとは多分言えない。その前に町民や議会に約束をしてくれております意向調査、住民の意向をどう把握して、それをどのように基本設計に反映していくのか、そして詳細設計に入っていくのか、このプロセスが大事なんですね。意向調査というのは、いつやるんですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、課長が申し上げたのは、要は住民の皆様方に意向を聞くのに当たって、議会と町との姿勢が全く違う状況の中で説明しても話にならんわけですよ。ですから、これは希望的なものもあるわけですけれども、その、課長が申し上げたのは、今、皆様方から原田議員を中心にいろんな議論をいただいて、その中で検討委員会を設けて、そして議論して、その中から報告をいただいて、そしてその中でF T T H方式を、もちろん除外しておりませんが、含めて幾つかの提案をし、その中でできれば議会の皆様方と協議する中で、できれば一つの方向に集約したいと。その上で町民の皆様方の理解、それから加入の意向を確認していきたい、そういう意味合いで言っているわけです。ですから、一つのこれが

ら作業を進めていく上で、全く議会の皆様方が、今の全協等でいろいろ御意見を伺っているわけですが、全くまとまらない状況で町民のところへ持っていったって、これは当然まとまる話ではありませんので、できるだけ議会の中でも、どういうブロードバンド整備をしていくんだという、ある程度の何と申しますか、方向はしっかりしたものをつくっていかない限り、あり得ない話だものですから、希望としてそういう方向でいきたいということを課長は申し上げたんだと思っています。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） そういうことであるなら、2、3通りのものを提示するのではなくて、もっとオープンに、こんなような考え方があるんだと。幾通りもの提案というものをしてもらって、そして例えば議会の中では3通りくらいのもので、していてももらえないかというような相談ならまだしも、初めから2、3通りで示すなどという話があった、これはおかしいじゃないでしょうかね。ですから、その辺のところを、これからよく検討してもらいたいと思うんですよ。そして住民の皆さんにわかるように、私が先ほど申し上げました。ランニングコストが1億もかかっちゃうんですよ、いいですかと、例えばね。1億5,000万円になるかもわかりませんが、例えばいろんな条件を、それにかかわる附帯事項を入れながら、住民の皆さん、どういうふうを選択していきましようかと、こんなふうな形ではないといけない。そして、これも年代層、あるいはインターネットというものを非常に有効視している企業だとか、あるいは個人もあるかもしれませんね。そういったようないろんなメンバーのアンケートなり意向調査なりする対象者、それに対して、やっぱり質問の事項だとか、いろんな問いかけの仕方を、もう学ばれたと思うんですね。住民説明会をやったり、住民懇談会をやって、そういった下積みがあるわけですから、ぜひそのように丁寧にアンケートなり意向調査をしてもらいたいなと思っています。

特に、高齢者の方々には丁寧な説明をしながら意向調査をしてもらうように、ぜひお願いをしたいと思います。よろしいですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 恐らく丁寧な説明をしない限り納得してもらえないと思いますし、そういう意味で、その3通りか2通りか、あるいは幾通りになるのかわかりませんが、とにかく今現在も幾つかの方法、これは大ざっぱに分けて、一覧表みたいな形で示していますよね。だけれども、まだあの段階では、すべてをトータルに比較する材料にはなり得ておりませんので、今いろんな、例えば光ケーブルを各家庭にあるF T T H方式から、衛星の関係ですとか、携帯電話使ったりですとかというものを、表で今までの全協の中でもお示ししていると思いますが、それがもっとトータルで比較できる、そういう材料をつくって、そういう中で後の維持費、あるいは原田議員がおっしゃる1億円というのは、恐らく20年、30年経た後に、設備をつくる、いわゆる減価償却に当たる経費等を含めて、そういう額ということを行っているのかなというふうに解釈したわけですが、そういうことも含めて、

トータルでどういう整備方式をとっていくのが一番いいのか、それを判断するための材料を、できるだけ早く出していききたいということで申し上げているわけであります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 誤解があるといけないものですから、1つだけ申し上げておきます。30年ぐらいたってから、設備更新をするときに、そのくらいお金がかかるかもしれないと、今、町長言われましたけれども、認識が全く違うわけでありまして、7年間ぐらいの耐用年数だよというのは、私たちがこうやって一般に使っている携帯電話にしるテレビにしるパソコンにしる、7年間もつななてことはまずありませんね。今回のこの設備は、原案は電源が入りっ放しでもって、ずっと24時間稼働しているわけですから、多分7年もたないと思いますね。要するに、7年間で幾らかかるかといいますと5,200万、じゃなくて5億2,000万、7年目で5億2,000万かかるという数字になるんですよ、これ。何とかという会社、ビーム設計がつくった資料はね。ですから、これはそうすると年間7,400万くらいになってくるわけなんですけれども。例えばそんなふうな形で、7年目くらいからは大きなお金がかかってくる、その辺はよく勉強してください。

意向調査の前に詳細設計はしないということを確認をさせてもらいたいと思います。要するに、詳細設計4,300万というのは、これまた、もう目が飛び出ちゃうくらいのお金なんですよね。これはもう詳細設計というよりも、もうまさに工事を始める前の準備段階なんです。ですので、そこを意向調査は、もう今までの勉強した中で十分できるわけです。一覧表をつくることもできるわけです。そういったようなことで、4,300万円は使わないということで、ぜひ、そこを約束をしていただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員はそういうお考えだということ、まず1つ認識させていただきます。いろんな考えもおありだろうと思いますので。そういう中で対応していきたいと思います。

議長（板谷 信君） これで原田君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

## 日程第2 議案第20号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

議長（板谷 信君） 日程第2、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。

第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事

件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月22日の本会議において、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての付託を受け、6月23日、午前9時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。この改正は国民健康保険税の賦課限度額の改正と、保険税率等の一部を改正するものです。

担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、保険税率の改正により所得額の比較的多い世帯への影響はどの質問に、その世帯の状況により違いはあるが、課税所得金額が200万円となった場合で、保険税額の改正による影響は約9,600円ぐらいになる。所得階層が低い世帯では、改正による影響額は少なく、所得割税率の改正により所得の階層が高くなることにより影響は大きくなってしまおうとの説明でした。

保険税の改正により、保険税が一番増えてしまう世帯の金額はどのくらいかとの質問に、賦課限度額の改正分として9万円の影響があるとの説明でした。

町全体における国保世帯被保険者の割合はどの質問に、国保加入世帯の割合は48.5%、被保険者の加入割合は31%との説明でした。

国保加入世帯の平均所得額はどの質問に、一般被保険者世帯における平均課税所得額は約92万5,000円との説明でした。

年金特別徴収の対象者数はどの質問に、平成21年度は128人、平成22年度は170人との説明でした。

国民健康保険税の滞納状況はどのようになっているかとの質問に、一般被保険者については、医療分が2,830万3,000円、後期高齢者支援分が301万8,000円、介護保険分が495万3,000円、一般被保険者と退職被保険者全体での滞納繰越額は、22年度調定額では3,693万9,000円となっているとの説明でした。

滞納世帯の状況は何世帯あるかとの質問に、22年度調定額における滞納世帯数は107世帯となっている。21年度は111世帯、20年度は108世帯となっているとの説明でした。

短期被保険者証と資格証明書の交付世帯数はどの質問に、資格証明書は3世帯、短期被保険者証は28世帯。短期被保険者証は現在更新時期となっており、対象世帯の状況などを直接聞き、納付相談を行いながら、短期被保険者の更新を行っているとの説明でした。

意見として、広域化も見据え、今後、被保険者の減少や高齢化が予測される中で、基金の繰り入れや保有残高についてしっかり議論をしてもらいたいという意見がありました。この意見に対し、過去の状況や今後の見通しを立てた中で、負担の公平化を図っていかねばならない。その中で基金の取り扱い方や単年度における収支の赤字をどのように整理していくか、実際の医療費に対し、どの程度の負担を被保険者にお願いしていくかという部分も、

今後、しっかり検討していきたいとの説明でありました。

なお、3,600万を超える滞納保険税について、被保険者の負担の公平性を保つため、しっかりと取り組んでいただきたいとの要望がありました。

以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論を行い、採決は起立によって行われました。

採決の結果は、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） すみません、ただいま第1常任委員長より報告がありました第1常任委員会の報告中でありすけれども、委員会中に、私が保険税の賦課限度額影響額を9万円というふうに回答してしまいました。これは22年度に改正したというものを、例年、年度末に改正しておりますので、これを22年度に改正になっておる部分を、22年度中に改正したことにより、この限度額の適用がなかったというふうに誤解しておりました。実際には9万円ではなく8万円が限度額の影響額。なお、運営協議会及び第1常任委員会の中で担当はこの8万円の数値によって説明をさせていただいておりますので、内容には誤りはありませんので、私の勘違いということで、大変申し訳ございませんでした。訂正しおわび申し上げます。

議長（板谷 信君） 委員長の報告のところを、9万円を8万円にすればいいんだね。

副町長（小坂泰夫君） はい。

議長（板谷 信君） そのようにお願いします。

これで委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

今回の国保税条例改正の主な内容は、国の基準より低く抑えておいてきた限度額の国基準への引き上げと、医療分の所得割、資産割、均等割を引き上げ、余剰が出ている後期高齢者医療支援分の資産割、均等割、平等割を若干引き下げる改正で、非課税世帯はわずかながら減額となることについては評価するのにやぶさかではありませんが、差し引き総額で700万円の値上げの影響が出る税率改正です。



値上げの理由は、1人当たりの医療費が増えていることや、22年度の繰越金が当初予算より2,700万円少なかったことで、今のままの税率では4,000万円の不足が生じるとの試算で、19年度より不足額は基金を取り崩して税率据え置きの方針をとってきましたが、このままではあと3、4年で基金も底をつくので、収支の改善を図るために税率を見直して、中間所得層の負担が過度とならないよう改正したとの説明がありました。

また、増税が目的ではなく、負担の公平を図ることが目的で、今まで据え置いてきた限度額の引き上げや所得割の引き上げが主で、所得に関係のない資産割で0.32%減、均等割で1人当たり100円減、平等割で世帯当たり380円の引き下げとなり、低所得者には軽減となるもので、所得が多い世帯へ多く負担をお願いするものとの説明があったように、どうしても値上げが必要な状況なら、まさに税の公平を考えた改正内容と言えますが、どうしても値上げが必要な状況だったのでしょうか。

今回の改正で、約700万円の増収を見込んでおり、1人当たり2,900円の増額になるとのことですが、課税所得300万円では、約1万5,000円余の増額、400万円では2万円余の増額、限度額では最高8万円の負担増となります。所得が多い層への負担増ということで正当化していますが、前年度の所得で計算される国保税については、今年も収入の保障があるわけはありません。課税所得300万円の世帯で1回滞納すれば、2回分の国保税は10万円前後にもなり、それでも医者にかかる時困るからと、あらゆるものを切り詰めて、必死に払っている方々がいらっしゃるというのが実情ではないでしょうか。これまでも不況の波にもまれながら、懸命に苦しいやりくりを続けておられる人たちです。さらに、今年は東日本大震災の影響で、観光客の激減やお茶もいつ収束するかもわからない福島原発事故の放射能汚染の風評被害で、関係業者の打撃は大きく、2番茶を取る農家も激減していました。こんなことを私が述べるまでもなく、このようなこの町民の方々との交流が多い行政トップの皆さんや議員の皆さんには、毎日、町民の方の悲痛な訴えが届いていることでしょう。今こそ行政や議会は、できる限り可能な支援をしなければならぬときに、先頭に立って頑張っておられる人たちに負担増を強いるような行政でいいのでしょうか。ほとんどの自治体が基金などとくに底をつき、一般会計から税負担を軽減するために、法定外の繰り入れをしているのに、当町は基金が今回の補正で3,350万円取り崩しても、まだ1億5,000万円余もあり、一般会計も昨年度の繰越金がまだ……。

議長（板谷 信君） 10番議員、討論は簡潔にお願いしたいんです。もし簡潔にできないというのなら、会議時間を延ばさなければならないものですから。

#### 会議時間の延長

議長（板谷 信君） それでは、先に本日の会議時間につきましては、日程の都合によりま

して延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

10番（鈴木多津枝君） 取り崩しても、まだ1億5,000万円余もあり、一般会計も昨年度の繰越金がまだ2億円余も未計上の余裕なのに、法定外繰り入れも全くしていません。資料にあるように、課税所得100万円の世帯でも2割軽減でありながら、国保税額は現行で13万2,000円余、改正で4,500円余増えて13万6,900円余という、実に13%を越す負担になっています。1回の支払額が3万円を超える人が、一度払えないと6、7万円にもなり、年金を全部つぎ込んででも足りず、払うのが本当に大変だとか、医者にもかからないわけにはいかないので回数を減らして節約し、具合が悪いところがあってもなるべく我慢して言わないようにしているなどと話される方も珍しくありません。所得の10%を超える国保税負担は限界だという認識があれば、このような大変なときに、値上げなど絶対にできないはずだと思います。何とかして負担増を回避しようとするのが行政や議会の責任ではないでしょうか。

副町長は、増税が先にあるわけではないと言われましたが、値上げで見込める700万円の増収を引いた不足分3,350万円を基金の取り崩しで対応するということ自体、増税が先にあるから出てくる数字ではないのでしょうか。

当町は、これまでも所得が低く、不況の影響もあり、値上げすべきでないとして、不足分は基金を取り崩して据え置きを続けてきました。その成果が出て、今では1人当たりでも、世帯当たりでも、県下で一番低い国保税の町になっています。国は、このような自治体の努力が気に食わず、不公平だとして国保の広域化、負担の一律化を目指す方針を打ち出し、一般会計からの繰り入れをやめるよう指示を出していますが、町民に密着している自治体ほど、国の言うことより町民が大事と繰り入れを増やして、税負担の増加を抑えています。もし、これが実施されたら、国保税額は一体どうなるのでしょうか。県下で一番低い当町の国保税が飛び上がるほど上がることは想像にかたくありません。払えない人が増えるでしょうが、国それもできないよう、65歳からの年金天引きを義務化しています。

また、滞納が続けば、短期被保険者証や医者にかかるのに、窓口では10割の全額を払い、後から7割が戻されるために手後れで亡くなるといった例が全国では続出している憲法違反の資格証明書の発行指導も強化されていると聞いています。

当町でも滞納額は年々増えて、22年度末で3,690万円、滞納世帯は107世帯のほぼ横ばいとのことで、自然に減る分と同数ぐらいが新たな滞納者となっている状況ですが、有効期限が3カ月しかない短期被保険者証を28人に発行しているとの報告もありました。また、窓口負担が10割というとても医者にかかることなどできるはずがない、憲法にも国民皆保険の制度にも反する資格証明書も3人に発行しているとの報告には、こんな住民に一人一人の顔が見える小さな町でも、そんなことをするのかと驚き、心が凍る思いでした。

22年度は収納率が少し回復したとのことですが、6月7日確定の決算調書によると、国の調整交付金の特別調整交付金の666万円もの減額も納得できないことです。保険者の地域格差に対応して交付される普通調整交付金も約100万円減らされており、この減額がなければ、今回の引き上げはしなくても済むもので、その理由をただしてあるのでしょうか。それでなくても毎回言っていることですが、国の負担、かつて50%だったのを、国保会計は黒字だからと、足りなくなればもとに戻す約束で38.5%にまで下げたままにしている国の姿勢に、町民を守る声を上げ、つい最近、一般会計からの繰り入れで国保税の20%引き下げを全会一致で可決した長野県の南牧村のように、町民を守る防波堤になるのが行政や議会の責務のほうです。

当町では、議会も行政も、一般会計からの繰り入れは、国保でない人の負担になるとして認めようとしていませんが、高齢化率40%、全世帯の半数近くに国保の被保険者がいて、既に支払能力を超え、国保が高い、払いたくても払うのが大変だという声が絶えない当町で、国保の値上げを回避するために、一般会計からの繰り入れに一体だれが文句を言うと考えているのでしょうか。まちづくりの意欲、行政の呼びかけにこたえる気力を、どんなにしばませてしまうことか、町政を預かる行政や議会は、真剣に考えるべきではないでしょうか。

国保は乏しい年金で生活されている方や、景気や天候に左右されて収入が不安定な商店や農家の人など、安心して医療が受けられるように国がつくった世界にも誇り得るすぐれた国民皆保険の社会保障制度で、社会保険の人でも退職すれば、みんな国保に加入します。国保は国保法第1条にも規定されているように、収入が不安定な人も全員加入して、手後れにならないよう安心して医療が受けられるために、国の責任でつくられた国民皆保険の社会保障制度で、だれもが払える保険料でなければならないはずです。

佐藤町長が選挙で掲げられた、命を守る行政の公約の理念を実現するためにも、3月議会の予算審議や一般質問で、町長が、このように大変なときに、値上げはなるべく避けたいと言われていたことを守るためにも、今こそ多くの自治体で行っている一般会計からの繰り入れに踏み切るべきだと思います。それでなくても、実際には一般会計は千頭温泉のように、一部の人のためや、効果もわからないことにも、町の活性化などの理由で使ってきているのではありませんか。要するに国保税値上げは、もう限界だという意識が行政にも議会にもないことが、今回の改正の大きな原因であると思います。

議会も行政も、町民の命や暮らしを守る最前線に立って、国の不合理には先頭に立って反対の声や意見を上げなければならないときに、その努力もないまま値上げをするのでは、町民の厳しい批判を免れないでしょう。このような大変なときに、値上げを避ける方法がありながら、それに耳を貸さず、被保険者、町民に負担を強いる当条例改正案には絶対に賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

3番（山本信之君） 山本信之です。

賛成の立場から討論をいたします。

国保運営協議会においては、今後の医療費の見通しや、基金の保有状況等から、不足する財源の一部については、受益者である被保険者の方々に負担をお願いし、さらに、不足する部分については、基金の繰り入れということで御了解いただいております。基金の繰り入れについては、今後も再考していただかなければならないが、安定した国民健康保険の運営を目指していくためには、不足する財源の一部については、今回、被保険者の方々にも負担をお願いしていただかなければなりません。今回の改正では、医療費分の保全税率の改正にあわせて、後期高齢者支援分の保険税率の減額が行われています。ある程度、所得階層の低い段階の世帯の方には、なるべく配慮した形の改正となっています。

今回の条例は適正であると考え、賛成といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第20号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は、議員控室で行いますので、議会運営委員会の委員と、行政側では副町長と総務課長の出席をお願いします。

町長、その他の議員は大会議室へ移動してください。

以上です。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 6時06分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案 2 件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第 2 号の追加 1 のとおり、追加日程第 1 から第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第 2 号の追加 1 のとおり追加日程第 1 から第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

## 追加日程第 1 議案第 25 号 平成 23 年度川根本町一般会計補正予算（第 2 号）

議長（板谷 信君） 追加日程第 1、議案第 25 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 2 号についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第 25 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 2 号の概要について説明いたします。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 117 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 1,761 万 7,000 円としたいというものであります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計の本算定によるものです。

それでは、事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の一般 7 ページをごらんください。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費は 117 万 7,000 円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を調整させていただくものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般 5 ページをごらんください。

第 13 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金は 35 万 5,000 円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を減額するものです。

第 14 款県支出金、第 1 項県負担金は 52 万 9,000 円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の減額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は、8万9,000円の増額です。これは国民健康保険事業特別会計の平成22年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

第2項基金繰入金は38万2,000円の減額です。財源調整として財政調整基金を減額するものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 数字に関しては、全協で今、聞きまして、間違いはないでしょう、本当に頭のいい人たちが上程したものですのでと信じますけれども、1点、数字でない部分で、今回の税率改正で700万円不足分があるということで、一般会計繰り入れでなくて税率の引き上げという方法で、加入者に負担を求める改正をやったわけですけれども、今一番町民の皆さんを元気づけなければならない状況だと私は思うんですね。一般会計では、先ほども国保税条例改正で反対討論で言ったんですけれども、2億円を越す前年度繰越金が余剰財源としてまだ計上もされていない状況のもとで、一般会計を使うことよりも所得の1割以上にもなる人も少なくないという、この支払いが大変な状況の国保税、これはもう制度上の問題になっているんですけれども、こういうことをやるという、国保税の引き上げをすることに対して、町民の頑張る力を、私は金額もさることながら、値上げになったということ自体が、こういうときになったということ自体が、町民の人たちの頑張る気持ちを本当に抑えてしまう状況になるのではないかと思うんですけれども、逆効果になるというふうに考えなかったのかどうか。そして、またそれに対して、行政はどうやって町民の皆さんを元気づけていこうというふうに考えておられるのかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 今回、改正をさせていただくものについては、国保運営協議会、それから国民健康保険税条例の一部改正のときにも御説明してございますように、いわゆる経年の中の負担部分を、その負担部分のある程度公平性を図っていききたいというものでございまして、例えば20年、21年、22年と、保険案分率等を据え置いているということは、被保険者が減少している中において、そのまま据え置きということは、基本、その中で療養給付費等が支払う部分が、それに見合っただけ減っているということであれば問題はないわけですけれども、そちらの方は、やはり増えるなり、そのまま横ばいというようなことがあれば、1人当たりについてはやはり負担部分は軽減されているという解釈になるわけで、その部分を調整させていただきたいというものであります。

御質問の中にありますように、非常に経済情勢とか高齢化していくという中においては、御負担いただく方々が経済的な体力では弱っているということも当然でありますし、健康状態、その部分は地域包括をはじめ、また生活健康課、保健師等をはじめとする通常の中の健

康を増進させると、生活の希望を持っていただくとか、そういう部分を強化させていただきながら、行政の中ではお返ししていきたいというものでございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

10番（鈴木多津枝君） 議長。

議長（板谷 信君） できれば議案についてやってもらいたいたいだけんが。

10番（鈴木多津枝君） 議案について聞いているつもりですけども。

議長（板谷 信君） 一般会計の繰り入れだら。それは税条例のところでもう協議したじゃない。

ということですが、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から、一般会計補正予算、第2号に対して討論を述べたいと思います。

先ほどの本会議で反対が1、賛成が10ということで可決されたんですね、税条例の改正、議長は入っていないから賛成10で可決された税条例改正の本算定を受けた補正ということなんですけれども、先ほどの国保税条例改正の反対討論でも述べましたように、また、しつこくどく、嫌になるくらい皆さん聞いていて思っているかもしれないけれども、私はやっぱりこういう不況で大変なときも、やっと皆さん、所得が減っていく中で、何とか頑張らなくちゃと頑張っているときに、行政がまだ余裕財源があるのに値上げをするということに対して、とても理解を私は示すことができません。全く税条例改正で引き上げ、全部が引き上げではなかったんですけども、そのやり方においては、やっぱり担当の方々、かなり苦労して工夫をされて、所得の低い人には値上げの影響が当たらないようにという工夫は、本当にされていたと思うんです。そういう優しい心がある中で、それでも700万円を一般会計へ繰り入れなしで値上げにするということでは、今度は所得が多いという人たちが、本当にそんなに楽々の生活をしているのかということ、私はやっぱり前年度の所得に対する増額ですので、本当に楽々払えるという状況ではないだろう、そういう人はそんなに多くはいらっしゃらないのではないかと思うんですね。

だから、ぜひこれから一般会計からの法定外繰り入れも考えていってほしいなということ、本当に強く訴えまして、この一般会計補正予算、そういうものがされていないことに対して、反対の立場を明らかにいたします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは、どうして反対するのかわからないような形で、横の方で

聞いていました。

要は、ここの一般会計の23年度川根本町一般会計補正予算、第2号は、117万7,000円を減額するというこの議案なんです。ですから、国民健康保険が高いだ安いだということよりも、この補正予算をそのような形で通させてくださいよというような形で上程をされたように理解しております。ですから、国民健康保険特別会計繰出金を117万7,000円を減額するというこれは、別に減額することですので問題ないと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第2号についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第25号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第2号については、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第26号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 追加日程第2、議案第26号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第26号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,517万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,333万円としたいというものであります。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況、及び平成25年度までの見直しによる税の算定、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算による補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。



事項別明細の国保11ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は3,000万円の減額です。これは本算定に係る療養給付費の減額と、それに伴う財源更正です。

第2項高額療養費は財源更正です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は104万9,000円の増額です。これは23年度確定による支援金の増額です。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は3万円の増額です。これは23年度確定による医療費及び事務費拠出金の補正です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は23万9,000円の減額です。これは23年度の拠出金が決定したことにより老人保健医療費拠出金を減額するものです。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は10万7,000円の増額です。これも23年度納付金が確定したことによる増額です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は379万4,000円の増額です。これは22年度療養給付費交付金実績の確定に伴い返還金を補正するものです。

第2項繰入金は8万9,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は7,993万3,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより一般被保険者については医療給費分現年課税分、後期高齢者支援金現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者については医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を増額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,783万円の増額です。これは本年度の確定により、現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の増額と老人保健医療費拠出金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は4万1,000円の増額です。財政調整交付金は支援分及び介護保険分の増額による普通調整交付金の補正です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は1,330万5,000円の増額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の減額、後期高齢者支援金分交付金及び退職者医療に係る前期高齢者交付金の増額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は406万7,000円の増額です。これは交付確定によるものです。

第6款県支出金、第2項県交付金は2万6,000円の増額です。これは交付金確定に伴うものです。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は117万7,000円の減額です。保険税の本算定に伴う

保険税軽減分の減額によるものです。

第2項基金繰入分は2,949万9,000円の増額です。これは被保険者の急激な負担増を防ぐため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

第10款繰越金、第1項繰越金は918万9,000円の減額です。これは一般被保険者分の医療費分に係る繰越金の減額が主なものです。

第11款諸収入、第3款雑入は36万1,000円の増額です。これは平成21年度老人保健拠出金確定に伴う返還金です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

本当に先ほどの全協でも、数字については突然のというか、みたいな全協で、すぐ本会議ですので、お互いにわかれという方が無理な日程の中で行われているんですけども、最終日に出されたということもありまして、こういう形になったわけですけども、本当に十分に解明しないまま、賛否を問われるということに非常に責任を感じています。

そして、反対の一番大きな理由は、先ほどの一般会計補正予算と同じで、この本算定、先ほど税条例改正がありまして、本算定による税率が決まった。差し引きで減額する部分もあるけれども、増額で差し引きで700万増額になるということ、その税率をもとに本算定の根拠になった医療費に係る分、あるいは入ってくる分、そういうものを差し引きする補正予算だということで、全く先ほどの賛成討論で副議長は、何で反対するのかわからないなどと、ただ117万7,000円を減額するだけじゃないかと言われましたけれども、やはりその数字が出る根拠というところを考えると、どうしても賛成はできないと思うわけです。

それで、補正予算ですので、数値的、予算の内容でも少しわからないことばかりだったんですけども、気になることが幾つかあります。それは先ほども全協で聞いたことですけども、本当にこの見積もり、本算定をするときに、出る方は少し多目に見積もる、入る方は内輪に見積もる、そういうことがあれば、税はどうしても上がっていくわけですよ。税で上げるか基金を取り崩すか、一般会計繰り入れするか、とにかく足りない部分は多くなっていくわけです。そういうことがされていないかということを確認したかったんですけども、確認ができませんでした。

でも、例えば5款1項1目、歳入の方の5、1、1前期高齢者交付金のところで406万7,000円の増額になっているんですけども、これは22年の決算額は2億7,474万4,000円で、今回、補正した後の額が400万増やしても2億5,000万ということで、決算額よりも2,000万少なく計上しているわけです。また、その下の6款2項1目の都道府県調整交付金においても2万6,000円の補正だけで、これは支援分と介護分だけを計上しているんですけども、本当にわずかなところは計上してきているのに、じゃ、一般分1,151万1,000円の当初予算はそのまま据え置きというか、補正がされていないわけですね。だけれども22年度の決算額を見ますと1,686万9,000円ということで増えているわけですよ。県の調整交付金に国が減らした分、すごく減らしているわけですけども、驚くように減らしている、国が出す分を。それで、その一部を県の方へ交付して都道府県に渡しなさいというような制度になっている状況の中で、県から来るお金もそんなに増やされていないということ。それからこういうやり方をしていること自体が、やはり安全な予算計上をしていると言えそうなものかもしれないし、高見積もりで足りないところを税金で集めなければいけないというふうになっていくのではないかというふうに思われます。

質疑なしで申し訳ないんですけども、大変無責任な言い方だと怒られるかもしれませんがけれども、それで、例えば療養給付費は横ばい、被保険者が減っているから、総額としてそんなに増えていないんですけども、1人当たりで1.16%、1人当たりじゃない、総体で1.16%の伸びだというふうに言われたんですけども、被保険者が減っている分、もっと増えているのかなと思うんですけども、一番大きな理由は、さっき前期分が幾らあるのかというのを一生懸命聞いたんですけども、わかりませんでした。でも、前期高齢者の分というのは、どうしても増えてきているはずですね、療養給付費の中の占める額が。だから、その部分で、これは税には関係しない、前期分は交付されてくるわけですから。だから、そういうものを前期の方の交付金も、使った医療費に見合う分がちゃんと交付されているのかどうか、そのことも確認ができないまま、医療費は、そんなに高齢者が増えているにもかかわらず、そんなに増えていないということは、本当に先ほど副町長が包括の職員の方たちや保健師さんたちに、一生懸命町民の健康相談とかやっていただいて穴埋めというか、お返しをしますというふうに言われたけれども、本当にこの町はやってくださっていると思うんです。それが医療費が低いということで守られているんじゃないか、だから国保税も低いという状態ができています。そういうみんなの努力があって、今の状態があるものを、私はあえてここで、大変なときに、大変な打撃を受けているときに700万円、わずかと言える、何と比べてわずかと言うのかということ、2億円の繰越剰余財源があるということに対して、私にとっては700万円は大金ですけども、そういう財源に対しては、やろうと思えば値上げを抑えることができる、繰り入れができることを避けて値上げになった、それをもとにした補正予算であるということで、私は賛成できないということを明らかにいたします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 私は、議案第26号に賛成の立場から討論いたします。

補正予算は、本予算よりも2,517万減額し、総額を9億5,330万3,000円とする予算です。20年、21年、22年度と実績を考慮し、療養給付費を3,000万減額して、より実績に近づけ、歳入の保険税も20年、21年、22年と税率を据え置いて、単年度の赤字を支払基金から取り崩してきましたが、今年度は、先ほど議案第20号で保険税率を一部改正しまして、年700万の増税として、本年度の国保会計の赤字分は支払基金より3,350万取り崩して予定を組んでおります。

補正予算は国保事業会計の正常な運営と継続的な維持をしていくために配慮された補正予算であると思います。反対者は経済的に大変なときだということで、税を改正することに反対して支払基金で対応するようになっておりますが、支払基金にも限度がございます、震災回復による増税や、あるいは電力不足などを気にする企業の海外進出など、懸念される部分もあり、今後の経済状況も決して明るいものではない、そうしたことがございます。そうしたことを考えた場合に、さらに一般会計で繰り入れるというようなこともしておりますが、先ほど委員長報告でも行いましたとおり、本町の国保加入世帯は48.5%、加入者率は31%です。加入していない世帯はほとんど社会保険だと思えますが51%、町民として69%の住民が両方の保険税を払うようなこととなりますので、理解を得るのは難しいと、私はそう考えますので、今回の補正予算は国保会計を維持していくために必要な会計で予算である、こう考えますので、賛成の意を明らかにして討論を終わります。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第26号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 川根本町議会議員派遣の件

議長（板谷 信君） 日程第3、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議

員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

#### 閉 会

議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 6時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 6月29日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 鈴 木 多 津 枝

署 名 議 員 高 畑 雅 一